一　移出鹽ハ船積前陸上ニ於テ包裝種別毎ニ腹合セニ積立テシメ之ヲ檢定スヘシ但シ艀船積込後ノモノニシテ排列正シク檢定及記號押捺ニ差支ナキ場合ニ限リ艀船中ニ於テ之ヲ檢定スルコトヲ得

二　前號ノ移出鹽ハ鹽全部ノ重量ヲ秤量シ其ノ數量ヲ定ム但シ同一包裝鹽ニ在リテハ百ニ付三ノ割合（三十以上ニ上ルトキハ三十ニ止ム）ヲ以テ適宜包裝ヲ摘出秤量シ其ノ數量ヨリ風袋量ヲ控除シタル平均量目ヲ全包裝數ニ乘シテ其ノ數量ヲ算定スルコトヲ得

第六條　移出鹽ヲ積載スヘキ船舶ニハ監視官吏ヲ乘船セシメ積込終了ノ時期迄引續キ之ヲ監視セシムヘシ但シ卽日積込終了セサルトキハ各艙口及必要ト認ムル箇所ニ封印ヲ施シ翌日乘船ノ際之ヲ解除スヘシ

第七條　第二條及第四條ノ手續ヲ經タル鹽ヲ積載シタル艀船本船ニ到達シタルトキハ乘船監視官吏ハ鹽ノ移出申告者ヲシテ移出鹽檢查證ヲ提出セシメ積載船名、積込數量等ト對照シテ總テ其ノ符合ヲ認メタル後移出鹽檢查證ニ必要事項ノ記入及認印ヲ爲シ積込終了後之ヲ移出申告者ニ交付スヘシ

鹽ノ積込ヲ終リタル後尙引續キ碇泊スル船舶ニ對シテハ監視官吏ヲシテ時々之ニ臨檢セシメ相當取締ヲ爲サシムヘシ

第八條　鹽專賣法第十八條又ハ第十九條第一項第一號ニ依リ賣渡ヲ受ケタル鹽ト第十九條第三號ニ依リ賣渡ヲ受ケタル鹽ト同一船舶ニ積合ストキ又ハ移出者若ハ移出先ヲ異ニスル二口以上ノ鹽ヲ同一船舶ニ積合セ移出スルトキハ掛繩其ノ他適宜ノ方法ヲ施シ其ノ區分ヲ明ニセシムヘシ

第九條　移出鹽檢查證ハ寄港地及移出先ニ於テ臨檢官吏ノ認印ヲ受ケシメ特別用鹽規則施行細則第十條及第二十一條ニ依ル鹽ノ移出證憑書類トシテ陸揚證明書ト共ニ之ヲ提出セシムヘシ

第十條　移出鹽積載船出港シタルトキハ其ノ旨ヲ適宜移出先官衙ニ通知スヘシ但シ樺太又ハ擇捉島以北ノ千島列島ニ移出シタルモノニ對シテハ第四號書式ニ據ルヲ要ス

第十一條　移出鹽積載船ニシテ鹽專賣法施行地內ニ寄港セムトスルモノアルトキハ出港地所轄鹽專賣官署ハ寄港地所轄鹽專賣官署ニ對シ第五號書式ノ移出鹽積載船寄港通知書ヲ發送スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル鹽專賣官署ハ當該積載船ノ入港ヲ待チ之ニ臨檢シ取締上遺漏ナキヲ期スヘシ其ノ碇泊中ニ於テモ亦同シ

第十二條　海難其ノ他已ムヲ得サル事由ノ爲第二條第二項及第四條第三項ニ依リ附著シタル記號ヲ抹消スル必要ヲ生シタルトキハ左ノ黑色ノ記號ヲ重ネテ附著スヘシ

消　直徑三寸

（書式省略）

專賣施行前に於ける鹽の輸出は年々四千萬斤乃至五千萬斤の間に在りて、其の仕向先は殆ど韓國及露領亞細亞に限られたり。韓國に在りては其の產鹽粗惡にして價格亦不廉なる爲め自然本邦鹽

の需要多く、又露領輸出鹽は專らサガレン又はニコライエフスク等の沿海に於ける鮭・鱒等の漁業用に供用せらるるものとす。專賣實施後に於ても右の趨勢には大なる變化もなかりしが、大正三年度以降朝鮮向鹽が移出の取扱を受くるに及びて（其の以前は尙ほ輸出の取扱に依りたり）、輸出鹽の全部又は其の九割九分迄は露領亞細亞之を占めたり。但し其の後同地方に出漁する漁業家に於て、價格の關係上內地鹽の使用を避けて直接歐洲鹽又は埃及鹽を使用するの傾向を生ずるに至りて、大正十二年度以降同方面に對する輸出は激減したり。次に又移出先は樺太・千島・朝鮮を主とし、伊豆七島・小笠原島之に亞ぐ。樺太は其の占領當時に於ては內地同樣の取扱を爲したるも、其の後帝國の領土に歸するに及びて明治三十九年五月以降鹽專賣法不施行地として取扱ふこととし、又千島列島には從來鹽專賣法を施行したるも、漁業奬勵の爲め明治四十四年五月以降同島（國後・色丹の二郡を除く）を鹽專賣法不施行地と爲したるものなり。而して朝鮮は其の併合後も尙ほ引續き輸出地の取扱を受けしが、大正三年度以降移出地の取扱となりしことは上述の如し。但し同地方は近時製鹽業發達し、殆ど內地鹽の供給を仰ぐ必要なきに至れり。今明治三十八年度以降昭和元年度迄に於ける年々の鹽輸移出高を表示すれば左の如し。

年度	輸出先國別數量 露領亞細亞		南洋	米國	英國	其他	計	移出先別數量 朝鮮	樺太	千島	伊豆七島及小笠原島	計	合計
	千斤	斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤	千斤
明治三八	六一	五七	二				二一〇	八、三一六				八、三一六	八、四三六
三九	一四、二三六	一三三	三	一三		四	一四、四九二	一九、四五二				一九、四五二	一九、四五二
四〇	三九、四五八	二四八	二				三九、七一三	一〇、三八七				一〇、三八七	五〇、一〇〇
四一	四二、八七四	二	五				四二、八九〇	四、七五六				四、七五六	四六、六五六
四二	五四、一九二	三					五四、一九五	一〇、九六六				一〇、九六六	六四、一六二
四三	三六、四九一	一					三六、四九一	九、八二三				九、八二三	四五、五一四
四四	七〇、九五一						七〇、九五一	一五、四一八				一五、四一八	八五、五六九
大正元	八九、三七一						八九、三七一	一九、七二〇				一九、七二〇	一〇九、〇九一
二	五二、四〇二						五二、四〇二	二一、七一二				二一、七一二	七四、一一四
三	四七、五一九						四七、五一九	一六、一六一				一六、一六一	六四、〇八〇
四	八一、八二六	二					八一、八二八	一二、三九七				一二、三九七	九四、二二五
五	八六、二七八	四					八六、二八二	一五、九六四				一五、九六四	一〇二、二四六
六	一二三、九〇七	一三					一二三、九二〇	三四、四五二				三四、四五二	一五七、三七二
七	一一三、四〇一	六					一一三、四〇七	一四、六九一				一四、六九一	一二七、八九二
八	九五、〇八五	三					九五、一一二	一六、二六二				一六、二六二	一一二、三五七
九	九二、一三一	三					九二、一三四	一六、二六二				一六、二六二	一〇八、三九六
一〇	二七、三五三	一	三	一四			二七、三九四	一五、〇〇五				一五、〇〇五	一〇二、三九九
一一	二七、二六七	一三	一六	一七		一四八	二七、四七一	三、九〇八				三、九〇八	三〇、三七九
一二	二六、三〇二	一〇					二六、三一二	九、〇四七				九、〇四七	三五、三五九
一三	三九、七九三						三九、七九三	六、二四五				六、二四五	四六、一三八
一四	一、二四三						一、二四三	八、二九八				八、二九八	九、五四一
昭和元	四、九三五	二					四、九三七	二、五〇三				二、五〇三	六、九四〇

（備　考）大正二年度以前の朝鮮仕向鹽は全部輸出鹽として取扱はれたるも、對照の便宜上移出の部に揭上せり。

又鹽藏魚介類及製成醬油の輸移出高を表示すれば左の如し。

年度		明治	大正										昭和
		九	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	元
鹽業	生産	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	移出	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	販賣	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	今年	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
田	鹽藏	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	移出	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	販賣	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	今年	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
計	鹽藏	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	移出	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	販賣	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一
	今年	千石	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一	一、三七一

の主因を爲せり。

（二）收　納

鹽賠償價格は鹽の生產力及生產費、外國鹽との關係及消費價格等を參酌し、之に相當の利益を加へて決定するものにして、本年度の賠償價格は四月一日大藏省告示第九十二號を以て之を公布したるが、幾許もなく同年七月諸物價及勞銀の騰貴に鑑みて價格の引上を爲したり（告示第二百七十九號）。又鹽の賠償區域は成るべく各區に於ける賠償價格の差を少からしめ、且つ生產費の近似せるものは同一區域內に編入し、全國を十三區に分ちたり。

鹽の收納は製造者の納付する鹽の品質及數量を檢定し、之に相當する賠償金を交付するものにして、其の取扱方に二種あり。一は製造者をして收納官署に持參納付せしむるもの、他は鹽の產額寡少にして且つ交通不便の地方に對して、特に鹽の買受人を指定し、製造者をして納付すべき鹽を之に引渡さしむるものなり。而して指定引渡の地域は能ふ限り擴張せざる方針なりとす。

鹽の數量は時日の經過に依り大に其の重量を異にするを以て、之が收納は製造後少くも二日を經過するを要するものとせり。然れども納付の最長期限は別に規定する所なき爲め、往々收納遲延することあるを以て、當局は收納に堪ふるものは速に收納の手續を爲さしむることとせり。

本年度の收納高は數量五億五千四百九十七萬二千餘斤、此の賠償金額五百七十六萬六千五百餘圓にして、此の內指定引渡は二千七百三十七萬六千五百餘斤、此の賠償金三十二萬百二十圓なりき。

（三）輸移入

外國より鹽を輸入し又は鹽專賣不施行地より鹽を移入するは、政府又は政府の命を受けたる者に限る。而して政府は便宜上之を直營と爲さず、相當の資產あり且つ經驗を有する民間業者を選びて其の取扱人に指定し、歐米鹽・關東州鹽の輸入又は臺灣鹽の移入を取扱はしむることとせり。其の輸移入數量は內地に於ける需要、及內地竝臺灣・關東州に於ける生產力に依り毎年異動あり。

本年度の輸入額は總計二千四百二十二萬六千五百餘斤、價額二十萬六千五百圓にして、此の內英國鹽の數量八百六十二萬千三百斤、價額九萬七千二百六百餘斤、六萬千七百四十三圓之に亞ぎ、外に獨逸鹽・支那鹽・米國鹽の輸入ありたり。又臺灣鹽の移入額は數量四千百六十六萬四千斤、代價三十萬千一圓なりき。

（四）賣　渡

鹽の賣渡に關しては極めて簡易なる方法に依ることゝ爲し、政府は特別の賣渡機關を設くることなく、專ら收納官署に於て之を掌ることと定め（指定引渡鹽を除く）、且つ別に鹽賣捌人の指定等も行ふこととなくして、一定數量以上の買受請求あるときは、何人に對しても定價を以て之を賣渡すこととしたり。從て各地方に鹽を運搬して之を需要者に供給するは全く鹽商人の自由競爭に委し、其の營業に關しても別に免許等を必要とせず、又其の卸賣及小賣價格に就ても何等制限を加ふる所なかりき。又臺灣鹽は移入と同時に移入取扱人に賣渡すこととし、外國鹽は需要者の請求に依り輸入取扱人をして之を輸入せしめ、其の需要者に賣渡すこととせり。

內地鹽の賣渡定價は賠償價格に一定の專賣收入率を加算したるものを以て定め、其の收入率は法律の規定を以て百斤に付一圓四十八錢を限度としたり。臺灣鹽及關東州鹽の定價は內地鹽と均衡を保たしむるを標準として之を定め、又歐米鹽は內地鹽收入率の外、內地鹽業保護の見地より品質に

對する相當割增額と、專賣施行前に於ける輸入稅に相當する金額とを加算したるものを以て標準としたり。而して海外に輸出する鹽、又は農工漁業等の特殊用途に供する鹽に對しては、外國鹽との競爭上又は事業保護の必要上、前記の定價に依らず特別の低價を以て之を賣渡すものとす。若し一般定價を以て賣渡したる鹽を前記特殊用途に使用したるときは、請求に依り一定の割合を以て交付金を下付し、之に反して特別定價を以て賣渡したる鹽を一般用途に供したるもの、或は他に讓渡したるもの等に對しては、一定の追徵金を課するものとす。

本年度の賣渡高は內國產鹽五億五千三百八十二萬五千九百餘斤、代金千三百萬四千八百餘圓、外國鹽及臺灣鹽六千五百八十九萬六百餘斤、代金九十七萬四千八百餘圓、合計六億千九百七十一萬六千六百餘斤、代金千三百九十七萬九千七百圓なりき。此の內一般定價賣渡は四億九千六百八十五萬八千七百餘斤、代金千二百四十四萬五千百餘圓、特別定價賣渡は一億二千二百八十五萬七千九百斤、代金百五十三萬四千六百餘圓なりとす。

本年度の鹽輸出高は合計八百四十三萬六千餘斤にして、僅少の露領亞細亞及支那向を除きて他は全部韓國向なりき。又本年度の交付金は三十一萬五百八十六圓、追徵金は六千百七十圓なりとす。

第二款　明治三十九年度

(一)　製　造

本年度に於ける鹽製造人員は二萬九千四百四十二人、製造場數一萬五千八百七、製鹽地段別八千百九十三町步、製造高九億四千百三十一萬千四百餘斤にして、段別及製造高に於ては前年度に比し多少增加の勢を呈したるも、人員は五百二十三人、製造場は四百三箇所を減じたり。是れ前年來隨所に新規製鹽を出願する者續出し、爲に供給過多に陷るの傾向を呈したるに因り、今年九月訓令を發して、新に鹽の製造許可を出願する者あるも當分の間之を許可せざることとし、以て大體製鹽は現狀を維持するの方針を採りたる結果に出づるものなり。

(二)　收　納

本年度に於ける鹽の收納高は合計九億四千五萬六千八百餘斤、此の賠償金額九百七十一萬八千六十二圓にして、此の內數量四千五十九萬二千八百斤、賠償金四十五萬九千四百六十八圓は指定引渡に係るものなり。百斤當平均賠償價格は一圓三錢强にして、前年度に比し多少低下せるは、本年九月物價及金利の低下に鑑みて賠償價格を引下げたると、本年度製鹽の品質稍劣りしとに因るものなり。

(三)　輸移入

本年度の鹽輸入額は合計二千六百二十九萬六百餘斤、價額十六萬二千五百四十一圓にして、此の內支那鹽は千五百九十四萬一千斤、價額六萬三千四百二十九圓にして第一位を占め、獨逸鹽の三百九十九萬四千四百餘斤、價額三萬七千七百八十四圓、英國鹽の三百二十四萬八千五百餘斤、價額三萬九千七百四十一圓之に亞ぐ。又本年度より始めて關東州鹽の輸入あり、其の數量三百萬五千百餘斤、價額二萬千三十八圓なりき。次に移入は臺灣鹽の四千三百四十一萬六千七百斤にして、此の價額三十萬八千二百九十八圓なりとす。

(四)　賣　渡

本年度に於ける鹽の總賣渡高は十億千二十八萬八千百斤、代金二千三百八十七萬五千六百九十七

圓にして、此の內一般定價賣渡は九億千二百二十一萬八千八百斤、代金二千二百九十萬四千八百十七圓、特別定價賣渡は九千八百六萬九千三百斤、代金九十七萬八百七十九圓なりき。又以上の內指定引渡鹽の賣渡は四千五十萬三千四百餘斤、代金百一萬四千五百五十二圓なりとす。

次に本年度に於ける鹽の輸出高は合計三千三百九十四萬四千斤にして、此の內韓國向千九百四十五萬千斤、露領亞細亞向千四百二十三萬六千斤を占め、又移出高は八百六十八萬三千斤にして、全部樺太向なりとす。尙ほ本年度の鹽交付金は七十四萬七千五十四圓にして、同追徵金は十七萬八百八十七圓なりき。

第三款　明治四十年度

(一)　製　造

本年度末製造人員は二萬八千九百九人、製造場數一萬四千九百七十二、製鹽地段別八千九十町歩にして、之を前年度末に比すれば五百三十三人、八百三十五箇所、百三町歩を夫々減少したるも、其の製造高は九億八千九百六萬五千七百餘斤にして、前年度より却て四千七百七十五萬四千二百餘斤を增加したり。之れ畢竟前年度來孤立星散せる新規製鹽地を制限し、製鹽の集約を圖りたる結果にして、實際製鹽高に就て見るも、三萬斤以下の小製造業者著しく減少し、三十萬斤乃至百萬斤の大製造者の增加を示したり。又從來地主或は官有地借入人は、自己の名義を以て製鹽の許可を受け、之を多數の小作に付し來り、此等は事實上小作人たるにも拘らず、表面は前者の從業員として計上せられしも、本年度より之を小作人又は自作人として更に個々に鹽の製造許可を受けしめし爲め、全體の人員及場數の減少に拘らず、自作及小作人の數は寧ろ增加を示すに至れり。

(二)　收　納

鹽の賠償價格は前記の如く明治三十八年四月決定後隨時改正を加へ來りしが、賠償價格を臨機急遽に變更するときは、其の都度國庫・鹽製造業者・販賣業者竝に消費者に對して大なる利害關係を及ぼすを以て、明治四十年一月鹽專賣法施行細則を改正し、鹽の賠償價格は每年十二月に於て翌年に適用すべきものを公示するを原則とし、例外として翌年中に於て特殊の事情ありたるときは之を變更することを得るものとせり。而して本年度に於ては年度初暫く前年決定の賠償價格を適用し來りしが、諸物價及勞銀の騰貴及鹽の品質向上に伴ふ產額減少の結果、到底生產費を償ふこと能はざるを認め、本年五月大藏省告示第八十八號を以て賠償價格の引上を爲し、尋いで同年十二月告示第二百十九號を以て翌年中適用の價格を告示したり。又鹽の賠償區域は成るべく各區に於ける賠償價格の差を少からしめ、同時に生產費の近似せるものは同一區域內に編入し、以て全國を五區に減縮し、從來の國名を府縣名に改め、鹽を產出せざる地方も悉く右區域內に網羅することとしたり。

本年度の收納高は、收納九億四千五百十萬二千六百八十一斤、此の賠償金九百七十九萬七千六百十七圓、指定引渡四千五十九萬二千八百五斤、賠償金四十七萬千百五十四圓、合計九億八千七百五十二萬四千九百六十七斤、千二十六萬八千七百七十二圓にして、前年度に比し收納は四千五百六十三萬八千六百七十一斤、五十三萬九千二十五圓を、指定引渡は八十二萬九千四百八十一斤、一萬千六百九十六圓を增加し、合計に於て四千六百九十六萬四千百五十二斤、五十五萬七百十圓を增加したり。

(三)　輸移入

鹽の輸移入取扱人は法實施以來、獨逸鹽はオット・ライメルス合名會社、英國鹽はセール・フレザー株式會社、米國鹽は支那及日本貿易商會、臺灣鹽は小栗富次郎を指名し來りしが、臺灣鹽に就きては本年度に於て政府と總督府との間に協定を結びて、毎年八千萬斤の移入を爲すこととし、其の運搬のみを小栗に取扱はしむることとしたり。然れども本年度の臺灣鹽移入高は同地の生產關係に依り五千七百萬斤、價額二十七萬四千六百圓に止まりしを以て、之が補充の爲め日本鹽業株式會社に關東州鹽の追加輸入を命じたるが、同地方も亦非常の凶作にして、加ふるに結氷期早來の爲め航海杜絶し、輸入額僅に千二百萬斤に過ぎず、又英國鹽の輸入は前年度より約二百萬斤を增加し、獨逸鹽は前年度と大差なく、結局輸入總額は二千六十九萬百餘斤、價額二十七萬四千六百七十七圓にして、前年度に比し五百三十五萬三千三百餘斤、價額八千九百三十九圓を減少したり。

（四）賣　渡

內地鹽は專賣創始の際に於ては、其の收納官署たる鹽務局及同出張所に於てのみ之が賣渡を爲せしも、需給の均衡を保たしむるの目的を以て鹽の官費回送を開始し、一般消費者に直接販賣の計畫を立て、本年七月官鹽販賣倉庫を函館·小樽·直江津·仙臺·土崎境の六箇所に設置し、更に同年八月東京·大阪·郡山·門司·熊本の五箇所に增設し、專ら回送鹽の販賣を爲さしめたり。尋いで本年十月煙草·鹽·樟腦專賣機關統一の結果、收納所及販賣所をして鹽の販賣事務をも取扱はしむることとなれり。又臺灣鹽は從來移入と同時に移入取扱人小栗富次郎に賣渡せしも、四十年七月以後は其の契約を停止し、唯其の移入運搬のみを取扱はしめ、政府に於て需要者に直賣することとせり。其の賣渡方はアルカリ工業保護の爲め先づアルカリ工業者の請求に應じ、其の餘剩を再製業者又は他の需要者に賣渡すの方針を採り、又外國鹽は需要者の請求に依り輸入取扱人をして之を輸入せしめ、其の需要者に賣渡すこととせり。

本年度に於ける鹽の賣渡總高は十億五千四百五十四萬千五百餘斤、代金二千五百二十五萬四千七百餘圓にして、內一般定價を以て賣渡したるもの九億六千百五十九萬六千五百餘斤、代金二千四百二十六萬四千九百餘圓、特別定價を以て賣渡したるもの九千二百九十四萬五千餘斤、代金九十八萬九千八百餘圓なり。今之を前年度に對比すれば、一般定價賣渡は四千九百三十七萬七千七百餘斤、代金百三十六萬百餘圓を增加し、特別定價賣渡は數量に於て百十二萬四千二百餘斤を減じたるも、代金に於て一萬八千九百餘圓を增加したるを以て、差引賣渡總高は數量に於て四千四百二十五萬三千四百餘斤、代金に於て百三十七萬九千餘圓を增加せり。今右增減の理由を考ふるに、一般定價賣渡高の增加は、專賣法施行以前の持越鹽漸次減少して一般の賣行好況なりしに基くものにして、特別定價賣渡數量の減少は、醬油釀造用鹽に對する特別定價賣渡を廢止せしに因るものなり。但し該用途鹽の減少は千六百七十二萬八百餘斤に及ぶも、移出用鹽に於て八百九十五萬四千七百餘斤を增加せしを以て差引前記の減少に止まりたり。此の如く特別定價賣渡數量の減少せしに拘らず、其の代金の却て增加したる理由は、從來輸出に對しては賠償價格の儘賣渡し來りしに、本年四月往第四八五一號內訓に依り、本年度よりは輸出鹽と雖も他の特別定價賣渡鹽と同じく、百斤に付十八錢の專賣收入率を加算して賣渡すこととなりしに因れり。

本年度の鹽輸移出高は合計五千七萬二千斤にして、露領亞細亞向三千九百四十五萬八千斤、韓國向千三十八萬七千斤を主要のものとし、移出高は三千二百六十四萬三千斤にして、全部樺太向なりとす。

又交付金下付總額は五十四萬七千六百餘圓にして、前年度に比し十九萬四千九百餘圓を減少せるは輸出鹽に對する交付金額の低減せられしこと、醬油釀造用鹽・魚類鹽藏用鹽の賣渡の減少したるに因るものなり。之に反して追徵金額は前年度より五萬六千三百餘圓を增加して、合計二十四萬八千餘圓に上れり。

第四款　明治四十一年度

（一）製　造

鹽の生產に就ては政府は前述の如く成るべく之が現狀維持を圖る方針を採り來りしが、其の後新規製鹽（主として機械製鹽）にして、臺灣鹽又は關東州鹽の購入價格以下に於て製造し得らるるに於ては敢て之を制限するの要なきを認め、再製鹽・試製鹽・沃度副產鹽を除く外、右低價鹽に對しては賠償價格及生產見込高を限定し、併せて取締上の便否に鑑み之を許可することに決定したり。但し本年度中右條件の下に新規製鹽の許可を受けたるものなし。

政府の許可に係る鹽生產見込高は實際の生產高に比し常に過大にして、專賣行政上支障少からざるを以て、從來の實績及現在の設備に稽へて適切なる生產見込高に改めしむると共に、一旦許可を受け乍ら製鹽せざる者に對しては、說示の上製鹽廢止の手續を爲さしむる等、努めて許可高と實際生產高との差誤なきを期せり。

右の結果前年度に比し製造人員は千百三十六人、製造場數は六百十二箇所、段別は百三十六町餘歩を減少し、年度末現在は人員二萬七千七百七十三人、場數一萬四千三百六十箇所、段別七千九百五十三町餘歩となれり。但し製造高は之に反して四千八百九十八萬二千餘斤を增加して、十億三千八百四萬八千餘斤に達したり。是れ製鹽最盛期の天候適順にして、專賣法實施以來の大豐作なりしに由るものなり。

製鹽方法は時勢の進步に從ひ生產費を節約し、鹽生產力を擴張するの目的を以て、從來の鹽田製鹽以外に或は諸種の機械を發明して蒸汽熱を利用し、又は海水直煮の方法に依り製鹽せむとする者漸次增加の傾向あるも、未だ完備せるものなし。

本年度末に於ける鹹水の製造人員は四百四十二人、製造高一萬二千三百二十三石餘にして、前年度に比し人員は百七十七人を增加したるも、製造高は四百七十五石餘を減少したり。之れ名古屋收納所管內に於ける小製造業者が十一月以降鹽製造業を廢止し、鹹水製造のみの許可を受けたる者約二百餘名ありしも、許可後に於ける鹹水の採收量比較的に尠かりしに由る。

（二）收　納

賠償價格は前年十二月告示以後物價勞銀等に異動ありたるを以て、本年四月更に前年中に於ける生產費實績を再調し、將來に於ける物價勞銀等の趨勢を斟酌して之を改正すると共に、從來全國を五區に分ちたる賠償區域を七區に增加したり。

本年度に於ける鹽の生產は前述の如く稀有の豐作なりし爲め、隨て收納高も豫定以上の增收を示し、指定引渡を併せて十億三千六百四十八萬九千餘斤に達し、賠償金は千百四十六萬千二百七十二圓にして、前年度より百十九萬二千五百圓を增加したり。

（三）輸移入

本年度に於ける歐米鹽の輸入高は英・米・獨を通じて五百九十二萬七千三百餘斤、價額五萬六千七百三十餘圓にして、前年度より二百六十八萬九千七百餘斤、價額二萬八千餘圓を減少したり。之れ畢竟內地鹽の豐作に加ふるに關東州鹽の輸入多く、從て歐米鹽の需要を減少せしに由れり。

關東州鹽は從來日本食鹽コークス株式會社を指定して輸入せしめたりしが、本年度に於ては同會社の改稱たる大日本鹽業會社に三千萬斤、中村健次郎に千萬斤、滿韓鹽業株式會社に千萬斤、總計五千萬斤の輸入を命令せり。而して實際の輸入數量は四千百四十四萬九千三百餘斤、價額二十六萬九千四百二十圓にして、豫定數量に達せずと雖も、前年度に比し三倍以上の輸入ありたるは、關東州に於ける新開鹽田の完成したるものありて、鹽產額の增加したること其の一因たり。

又臺灣鹽は小栗富次郎をして前年度に引續き其の運搬のみを請負はしめたるが、四十一年十月に至り同人を移入取扱人に復活指定し、移入と同時に其の鹽の全部を同人に賣渡すことと爲せり。而して其の移入數量は一箇年度を通じて六千萬斤と爲したるも、臺灣に於ける鹽作の不況等に由り、本年度の移入實績は僅に二千六百九十八萬千四百斤、價額十二萬七千五百二十八圓にして、前年度の半額にも達せざりき。

（四）賣　渡

本年度に於て鹽の販賣制度は重要なる改正を見たり。卽ち從來の回送販賣事業を擴張して、非產地に對する鹽の供給を潤澤にし、且つ賣捌人を指定すると共に其の利益歩合を限定して、不當價格の販賣を取締り、以て一層鹽價の低廉を期したることと之れなり。而して本年度末に於ける元賣捌人の人員は三千三百五十四人、同營業所數三千五百三十八、小賣人は人員十二萬八千八百六十三人、同營業所數十二萬九千五百十三にして、一營業所當人口は元賣捌人一萬四千五百九十五人、小賣人三百九十九人なりとす。

內地鹽の賣渡價格は元賣捌人に對しては鹽の賠償價格に一圓四十八錢を加へたるものより、其の百分の五に相當する金額を控除したる價格、輸移出及特別用途鹽に付ては賠償價格に十八錢を加へたる價格、又一回一萬斤以上の需要者に對しては賠償價格に一圓四十八錢を加へたる價格に依るものなり。但し回送賣渡鹽は賣渡價格に回送費を加算して之を徵收し、又臺灣鹽及外國鹽は成るべく內地鹽と權衡を保たしむることを目的として、其の賣渡價格を定むるものとす。卽ち臺灣鹽は元賣捌人に對しては包裝鹽上等二圓五十四錢、散鹽竝等二圓三十五錢、特別定價鹽の內輸移出及農・工・鑛・漁業用鹽は包裝上等鹽一圓二十四錢、散鹽竝等一圓五錢、アルカリ工業用鹽は包裝鹽上等八十九錢、散鹽竝等七十錢とし、外國鹽は元賣捌人に對しては關東州鹽二圓四十一錢、歐米鹽は各購買價格に粗製二圓三十錢、精製五圓五十錢を加へ、特別定價鹽の內輸移出及農・工・鑛・漁業用鹽は關東州鹽一圓十一錢、歐米鹽は購買價格に粗製一圓、精製四圓二十錢を加へ、アルカリ工業用鹽は關東州鹽七十錢としたり。

本年度に於ける鹽の總賣渡高は數量十億千百三十六萬九千餘斤、代金二千四百四十九萬七千百五十餘圓にして、前年度に比し數量四千三百十七萬二千餘斤、代金七十五萬七千六百二十餘圓を何れも減少したり。又內地鹽の輸出高は四千七百六十四萬五千六百餘斤にして、前年度より二百四十五萬三千五百餘斤を減じ、同移出高は一千九百七十四萬五千二百餘斤にして、前年度より千二百七十六萬七千四百餘斤を減じたり。

次に交付金の總額は前年度より二十六萬八千百餘圓を激增して八十一萬五千七百餘圓に達した

るが、右は蓋し法規改正に依り追徴金額の割高となりし結果、一般定價を以て鹽を買受くる者漸次多きを加へたること主因を爲せり。而して之が反面として追徴金額は俄に激減して僅に二萬七千百餘圓に止まりたり。

第五款　明治四十二年度

（一）製　造

本年度末には製鹽地整理法の議會通過等のことありて、自然鹽の製造を廢止したるものありしを以て、年度末現在に於ける製造人員二萬七千二十二人（前年度より七百四十九人減）、製造場數一萬三千八百八箇所（五百五十二箇所減）、段別七千九百町（五十三町減）に減少したり。製造高は天候適順なりしため平年作以上の豐收を見たるも、尙ほ前年度に比し四千三百七萬二千二百餘斤を減じ、總高九億九千四百九十七萬六千三百餘斤なりき。又鹹水の製造人員は四百三十三人、製造高一萬六千二百五十六石餘にして、前年度に比し、人員九人、石高三千九百三十三石餘を增加したり。

（二）收　納

本年度收納高は九億九千三百四十四萬七千四百餘斤、賠償價額千百三萬四千九百五十二圓にして前年度に比し數量は八千三百四萬二千餘斤、賠償金は四十二萬六千三百二十圓を各減少したり。

（三）輸移入

本年度に於ける歐米鹽の輸入高は三百九十五萬七千六百餘斤、價額三萬八千四百九十六圓にして略豫算高（四百萬斤）に達したるも、前年度より百九十七萬三百餘斤を減じたり。之れ內地鹽作の良好なりし爲め歐米鹽の需要を減じたるに因れり。又關東州鹽の輸入命令額は總計四千三百萬斤なりしも、實際の輸入額は三千九百九十四萬六千餘斤、價額二十五萬九千五百九十九圓に過ぎずして、前年度に比し百五十三萬三千餘斤、價額十萬九千八百二十一圓を減少したり。

臺灣鹽の移入は從來小栗富次郎をして取扱はしめたるが、本年度は同人より移入事務を承繼したる東洋鹽業株式會社を移入取扱人に指定せり。移入數量は一箇年度を通じて六千萬斤と定めしも實際の移入額は五千六十二萬九千三百斤（前年度より二千三百六十四萬七千餘斤增）、價額三十六萬二千百五十二圓（前年度より二十三萬四千六百二十四圓增）なりき。

（四）賣　渡

本年度に於て賣渡價格に變更を加へたる點は、輸移出及特別用途鹽に就ては從來賠償價格に十八錢を加算したるを七錢に減少したること（內地鹽及臺灣鹽、歐米粗製鹽の販賣價格を三圓三十錢に一定せしこと、及特別定價鹽の內輸移出及農·工·鑛·漁業用鹽は、アルカリ工業用鹽を除き、內地鹽·臺灣鹽と同じく鹽價低減の目的を以て、關東州鹽は一圓（十一錢減）、歐米粗製鹽は一圓八十九錢を加算することに改めたること之れなり。

本年度總賣渡高は數量十億一千九百二十萬千餘斤、代金二千四百七十六萬八百五十九圓にして、前年度に比し數量は七百八十三萬二千餘斤、代金は二十六萬三千七百七圓を增加したり。

本年度より新に備荒用散鹽貯藏の制を設け、主要なる收納官署及販賣官署に夫々相當數量を貯藏せしむることとせり。元來鹽作は歲に依り豐凶の差あるも、其の消費額は每年略一定せるを以て、豐年にありては賣行の澁滯を免れざるに反し、凶年に際しては供給の不足を見ることなきを保せず。

玆に於て需給の調節を圖り鹽價の平準を保たしめむが爲めに、消費年額の約一割程度は常時之を貯藏するの必要を認め、之が計畫を立てたるも、本年度に於ては倉庫の設備未だ整はざるものあるが爲め、年度末に於ける貯藏高は約六千五百萬斤に止まれり。

本年度に於ける內地鹽の輸出高は五千八百五十四萬九千八百餘斤にして、前年度より千九十萬四千二百餘斤を增加し、又移出高は千九十六萬六千斤にして、前年度より八百七十七萬九千二百餘斤を減じたり。

專賣法第十八條又は專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則等に依る交付金下付に關しては、本年九月勅令第二百二十五號を以て其の規定に改正を加へ、十一月一日より之を實行したるが、右實施は年度半以後なりし爲め、交付金額又は追徵金額の上に於ては著しき影響を與へざりしものの如し。卽ち本年度に於ける交付金下付の總額は百二十八萬一千餘圓にして、前年度より四十六萬五千餘圓を增加し、追徵金額は八萬三千八百餘圓にして、前年度より五萬六千六百餘圓を增加したり。

第六款　明治四十三年度

(一)　製　造

既に本章第五節に於て詳說したるが如く、政府は本年四月法律第四十八號を發布し、本年度及明年度に亙り特定の區域に對し將來鹽及鹹水の製造を禁止することと爲せり。卽ち本年度に於ては先づ東北·四國·九州の各地方一府二十八縣に跨り、總段別千百六十六町餘歩、此の生產高約五千四百萬斤を整理したり。從て本年度に於ける製鹽狀況は製造人員一萬七千百十五人、製造場數九千四百七十四箇所、採鹹地段別六千九百三町餘歩、製造高九億四千六百十九萬六千三百餘斤にして、前年度に比し人員は九千九百七人、場數四千三百三十四箇所、製造高四千八百七十八萬餘斤を各減少したり。製造高の減少が豫定に比し寡かりしは、一般生產地に於ける作柄良好なりし爲めなり。而して鹹水の製造は製鹽地整理の結果全國を通じて絕無となれり。

(二)　收　納

本年度に於ける收納高は指定引渡を併せて九億四千六百九十五萬九千五百餘斤、賠償金一千二十四萬三千四百八十五圓にして、前年度に比し四千八百九十三萬四千八百餘斤、七十九萬千四百六十七圓を減少せり。之れ整理地方に對し十月以降製鹽を禁止したる當然の結果に外ならず。指定引渡は右一部整理の結果著しく減少し、總收納の百分の三に充たざりき。

(三)　輸移入

本年度の輸入數量は英·獨鹽を通じて僅に六十九萬三千六百餘斤、價額八千六百圓に過ぎず、前年度より三百二十六萬四千百餘斤、二萬九千八百九十餘圓を減少したるは、獨逸鹽の輸入の六分の一に減じたると米國鹽の輸入皆無なりしとに由る。

關東州鹽の輸入命令額は合計三千五百萬斤なりしも、實際の輸入總高は三千三百萬七千七百餘斤價額二十一萬五千百七十圓にして、前年度に比し六百九十三萬八千四百餘斤、價額四萬四千四百三十圓を減少したり。

臺灣鹽の移入數量は五千五百八十四萬九千九百斤、價額四十萬二圓にして、前年度に比し五百二十二萬六百斤、價額三萬七千八百五十圓を增加したり。

（四）賣　渡

本年度に於ける鹽の總賣渡高は十億九百十七萬六千百餘斤、代金二千四百四萬六千八百十六圓にして、前年度に比し數量千二萬五千二百餘斤、代金七十一萬四千四十三圓を減少したり。又前年度より開始したる備荒用貯藏鹽は尙ほ倉庫の完備せざるものある爲め、前年度と同じく六千五百萬斤に止まれり。

本年度の內地鹽輸出高は四千二百七十四萬二千六百餘斤にして（併合後の朝鮮移出を含む）、前年度に比し千五百八十萬七千二百餘斤を激減したり。又移出高は九百七十萬一千百餘斤にして、前年度より百二十六萬四千八百餘斤を減少したり。

本年度に於ける交付金の總額は八十六萬六千六百五十八圓にして、前年度に比し四十一萬五千三百七圓を減少し、追徵金は一萬六百六十六圓にして、同上七萬三千百四十圓を減少したり。

第七款　明治四十四年度

（一）製　造

本年度に於ても前年度に引續き第二回の製鹽地整理を斷行し、中國・四國・九州等十一縣に亙る合計五百七十七町餘歩、此の生產高約五千三百萬斤を本年九月三十日限り禁止せり。

右の結果本年度末現在に於て製造人員一萬一千五百四十七人（內再製鹽三十六人）、製造場數七千百二十五箇所（內再製鹽三十五箇所）、採鹵地段別六千六十町餘歩に減少せり。而して本年度の製造高は九億四千九百二十三萬三千餘斤にして、前年度に比し三百四萬一千餘斤を增加せり。本年度十月以降製鹽禁止の地方ありたるに拘らず、尙ほ前年度製造高より增加したるは、畢竟天候適順の爲め稀有の豐作なりしに因るものなり。

（二）收　納

本年度に於ける鹽收納高は指定引渡を合せて九億四千八百四十六萬八千九百餘斤、賠償金千二十八萬四千四百三十八圓にして、前年度に比し數量三百三十一萬一千餘斤、賠償金四萬九百五十三圓を增加したり。簡易の收納方法たる指定引渡は兩回の製鹽地整理の結果著しく減少し、全國を通じて七十二箇所となり、收納高も總收納鹽の百分の二强に過ぎず。

（三）輸移入

本年度に於ても米國鹽の輸入の必要を認めず、且つ從來の取扱人たる支那及日本貿易商會に於ても其の輸入を希望せざりしに因り、之が委任を解き、英領鹽に限り從前通り輸入取扱人を指定せり。而して本年度の輸入總量は英領鹽を通じて千七百五十二萬二千餘斤、價額十七萬六千八十五圓にして、前年度に比し千六百八十二萬八千餘斤、十六萬七千千七百餘萬斤の輸入を特に許可したるに因る。

關東州鹽の輸入取扱人は從來の取扱人中滿韓鹽業株式會社を除き新に村井市孝を指定し、卽ち大日本鹽業株式會社に四千五十萬斤、東洋鹽業株式會社に六百萬斤、村井市孝に五十萬斤、合計四千七百萬斤を命令したり。其の實際の輸入總高は四千六百三萬四千餘斤、價額三十萬三千六百二十四圓にして、前年度より千三百餘萬斤、價額八萬八千四百五十餘圓を增加したるは、製鹽地整理に因りて生じたる內地鹽の不足額の一部を關東州鹽を以て補充したるに由れり。

又臺灣鹽の移入は前年度と同じく臺灣鹽業株式會社（東洋鹽業株式會社の改稱）を其の取扱人に指定したり。其の移入數量は六千二百九十九萬九千餘斤、價額四十四萬六千八百五十九圓にして、前年度より數量七百十四萬九千餘斤、價額四萬六千八百五十餘圓を增加したるが、其の理由は亦關東州鹽に於けると同じ。尙ほ臺灣鹽の購買價額は總督府と協議の結果、上等鹽百斤に付一錢五厘、竝等鹽百斤に付一錢三厘を低減したり。

（四）賣　渡

本年度に於ける賣渡總高は十一億四千二百八十二萬四千三百餘斤、代金二千七百二十八萬三千九百餘圓にして、前年度に比し數量に於て一億三千三百六十四萬八千二百餘斤、代金に於て三百二十三萬七千百餘圓を增加したるが、右は本年度に於て輸移出內地鹽に對し回送費を全免したる爲め、漁業用鹽約五千三百萬斤の賣行增加ありたると、前年に於ける醬油・味噌原料豆麥の不作及其の高値に因る仕込控の反動として、本年度仕込高を增加したる爲め約四千斤の賣行增加ありたるを主因とし、又野菜豐作の爲め漬物用鹽の使用高を增し、其の他アルカリ工業殊に晒粉製造事業興隆の爲め需要高を增加したる等に因るものとす。

內地鹽の輸出高は七千九十五萬一千餘斤にして全部露西亞輸出なるが、前年度に比して二千八百二十萬八千四百餘斤を增加せるは、前記の如く本年度より輸移出鹽に對して回送費を全免したる結果に外ならず。

又內地鹽移出高は三千三百九十五萬三千五百餘斤にして、內樺太は千五百四十一萬七千七百餘斤を占め、千島の千二百七十三萬九百餘斤之に亞ぎ、殘る五百八十萬四千餘斤は朝鮮及伊豆七島小笠原島の占むる所なり。右移出總額を前年度に比すれば、二千四百二十五萬二千二百餘斤の增加なり。

本年度に於ける交付金額は百六十一萬二千百九十圓にして、前年度に比し七十四萬五千餘圓を增加したり。右は主として輸移出鹽の增加に基くものにして、就中露領沿海及樺太方面の漁業者中、從來通過貿易品たる外國鹽又は臺灣鹽を使用したる者が、漸次內地鹽を使用するに至れると、同方面に於ける漁獲物の豐富なりしとに因る。又追徵金は僅に九百十八圓にして、專賣開始以來の小額を示せり。

第八款　大正元年度

（一）製　造

前二箇年度に亙る製鹽地整理の結果、鹽產地は十州沿海を主として、其の他は大分・福岡・長崎・鹿兒島・沖繩・千葉・福島・宮城・愛知・石川縣の一部に止まることとなれり。本年度末に於ける鹽製造人員一萬四百四十一人（內再製鹽三十四人）、製造場六千九百十三箇所（內再製鹽三十五箇所）、採鹹地段別五千九百五十三町餘步にして、製鹽高は未曾有の豐作に依り十億三千三百四十四萬五千餘斤に達し、前年度に比し實に八千四百二十一萬二千餘斤を增加したり。

（二）收　納

本年度賠償價格は前年十二月告示後、物價又は勞銀の騰貴したるに鑑みて、四十五年六月之を變更告示したり。卽ち本年度收納鹽の賠償價格は、四月乃至六月は前年十二月大藏省告示第百五十二號に依り、七月乃至十二月は本年六月告示第九十四號に依り、大正二年一月乃至三月は大正元年十二月

告示第六十二號に依りしものとす。

本年度に於ける收納總額は鹽專賣法第三十四條の收納を合せて十億三千二百八十六萬五千餘斤にして、前年度に比し八千四百二十九萬二千餘斤を增加したり。而して此の中指定引渡に係る分は千七百九十萬八千餘斤に過ぎすして、前年度よりも更に三百十七萬六千斤を減じたり。又賠償金總額は千百六十九萬四百四圓にして、前年度に比し百四十萬五千九百六十六圓を增加せり。

（三）輸移入

本年度の歐洲鹽の輸入は英・獨を通じて僅に八千六百七十五斤、價額千五百四十九圓に過ぎず。右は專ら需要關係に依るものなり。

關東州鹽の輸入命令高は合計七千萬斤なりしが（取扱人は從前と同じ、但し大日本鹽業及東洋製鹽の兩社は合併し、以後其の取扱は大日本鹽業の名義とす）、同地の製鹽頗る不良にして、內地に於けるアルカリ工業又は醬油釀造用鹽の供給等に支障を來すの虞ありしに由り、大正元年十月大日本鹽業會社の出願により、關東州產鹽及支那山東省產鹽を、アルカリ工業用鹽として七百萬斤の輸入を承認したり。右山東省鹽は關東州鹽と同じく天日製鹽にして、品質形狀同一なるを以て、關東州鹽と同一價格を以て購入賣渡を爲せり。右の如く關東州鹽の輸入に努めしも、實際の輸入總高は僅に三千五百七十五萬六千八百餘斤（山東省鹽七百三十萬六千五百餘斤、買入鹽五百八十萬五百斤を包含す）、價額二十四萬四十七圓にして、前年度に比し千二十七萬七千餘斤、六萬三千五百七十七圓を減少せり。

臺灣鹽も亦因作にして、移入協定高一億斤の約半額五千二百二十萬二千餘斤、價額三十六萬二千七百三十九圓に過ぎず、前年度に比し千百三十五萬五千餘斤、價額八萬四千百二十圓を減少したり。

（四）賣　渡

從來鹽賣捌人の配置は各地不同にして、或地方は過剩にして競爭の弊を生じ、或地方は過少にして供給の圓滿を缺くの情態なりしを以て、本年六月の指定更新に當りては豫め相當標準を定めて整理淘汰したる爲め、本年度末に於ける元賣捌人は千九百七十四人、營業所數二千四十一箇所、一箇所當人口二萬五千三百五十一人、小賣人は十萬九千六百四十五人、營業所數十一萬百箇所、一箇所當人口四百六十九人となり、之を前年度末に比するに元賣捌は二萬八百人、營業所數二萬一千五箇所を激減したり。

本年度に於ける鹽賣渡總高は十一億千七百九十二萬一千餘斤、此の代金二千六百六十九萬四百餘圓にして、之を前年度に比し數量二千四百九十萬二千餘斤、代金五十八萬七千五百餘圓を減少したるは、前年度に於ては特殊の事情に由り多額の英國鹽を輸入したるも、本年度に於ては此等の輸入を爲さざりしのみならず、臺關鹽の供給不足を生じたるを以て、結局輸移入鹽に於て三千九百七十五萬三千餘斤、代金百十萬九千六百餘圓を激減したるに因る。而して內地鹽は露領沿海州方面に於ける漁業計畫の擴張に因り輸出鹽を增加し、又移入鹽の供給不足の爲め醬油仕込等に內地鹽の代用ありたるが故に、前年度に比し千四百八十五萬餘斤、代金五十二萬二千百餘圓を增加し、結局總計に於ては前記の如き減少を見るに至れり。

本年度に於ける內地鹽の輸出高は八千九百三十七萬三百餘斤（全部露領亞細亞輸出）にして、之を前年度に比較すれば千八百四十一萬九千三百餘斤を增加したり。又內地鹽の移出高は三千九百六十五萬千八百餘斤にして、其の移出先は樺太千九百七十一萬九千八百餘斤、朝鮮千六十六萬四千二百餘斤、千

島八百四十一萬四千餘斤を主とし、伊豆七島・小笠原島の順位なりとす。

本年度に於ける交付金額は輸出醬油分を合せて總計百八十五萬八千九百五十六圓餘にして、前年度に比し二十四萬六千餘圓を增加し、又追徵金は僅に九百十圓餘にして、前年度に比し更に八圓を減少したり。尙ほ本年度に於て專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則の改正ありたるも、其の詳細は既に第十節に於て之を述べたり。

第九款　大正一一年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員一萬八百九十一人（內再製鹽三十人）、製造場數六千三百三十六箇所（內再製鹽三十箇所）、採鹹地段別五千九百二十五町餘にして、之を前年度に比するに夫々五百五十人、五百七十七箇所、二十八町歩を減少したり。然れども製造再盛期の天候良好なりし爲め空前の豐作を呈し、生產額十億六千六百六十七萬七千餘斤に達し、前年度に比しても尙ほ三千三百二十三萬二千餘斤の增收なりき。

尙ほ大正二年一月以降製鹽禁止區域の內外を問はず、取締上不便なしと認むる地方に於ては副產鹽の新規製造を許可し得ることとせる結果、本年度中北海道及茨城・石川縣下に於て沃度、德島縣下に於て硫酸マグネシウム、大阪府下に於てグリセリン、茨城縣下に於て硝石製造副產鹽の製造許可を與へたるもの合計二十一件ありたり。

（二）收納

本年度に於ける鹽の收納數量は總計十億六千六百九萬九千餘斤にして、內指定引渡に係る分は僅に二千三十五萬餘斤に過ぎず。之を前年度に比するに總收量は三千三百二十三萬三千餘斤を、指定引渡量は二百四十四萬二千斤を增加したり。又賠償金總額は千二百三十六萬六千三百圓にして、前年度よりも六十六萬五千八百九十六圓を增加せり。

（三）輸移入

本年度に於ける歐洲鹽の輸入は英・獨を通じて二萬三千餘斤、價額三千六百七十二圓にして、前年度に比し一萬四千餘斤、二千百二十三圓の增加なり。

關東州鹽の輸入命令高は合計六千九百萬斤なりしも、同地の製鹽尙ほ不況なりし爲め約五百萬斤を減じて、六千四百萬七千餘斤、價額四十二萬五千百十二圓の輸入ありたり。然れども之を前年に比すれば數量二千八百二十五萬斤、價額十八萬五千六十五圓の增加なりとす。

臺灣鹽に在りては總督府專賣局との移入協定高は前年度と同じく一億斤なりしも、同地亦生產不況にして十月迄の移入高僅に二千二百餘萬斤に過ぎず、爲に年度內の移入見込高は協定高の半額にも達せざる狀態にして、アルカリ工業用及再製原料の供給に不足を來すの虞を生じたり。茲に於て其の不足額は之を關東州鹽を以て補はんとしたるが、前述の如く同地鹽も亦不作の爲め到底需要に應ずる能はず、專賣局に於て腐心せる折柄、偶〻朝鮮總督府の官營に係る天日製鹽は當時內地に移出を爲すべき餘裕ありとて、同總督府より內地移入を要望し來り、且つ其の品質形態はアルカリ工業用及再製鹽原料用として適當なりしに依り、移入數量五百萬斤（二百萬斤はアルカリ工業用、三百萬斤は再製原料用）を限り之を移入することとしたり。卽ち大正二年十月臺灣鹽業株式會社に命令して之が移入を取

扱はしめたるが、其の取扱方は臺灣鹽の例に準じ、又購買價格は關東州竝等鹽と同樣ならしめたり。卽ち本年度の移入總高は臺灣鹽五千五百六十七萬三千餘斤、價額三十八萬四千二百八十五圓、朝鮮鹽五百二萬二千餘斤、價額三萬千八百一圓、合計六千六十九萬五千餘斤、價額四十一萬六千八十六圓にして、前年度に比し數量八百四十九萬三千餘斤、價額五萬三千三百四十七圓を增加したり。

(四)　賣　渡

本年度末に於ける元賣捌人は千九百十一人、營業所千九百七十六箇所、小賣人は十一萬三千九百九十六人、營業所十一萬四千四百七十箇所にして、前年度末に比し元賣捌人は更に人員六十一人、營業所六十五箇所を減じたるも、小賣人は人員四千三百五十一人、營業所四千三百七十箇所を增加したり。

內地鹽の賣渡價格は本年十月十五日以降鹽價の低減及均一を目的として、之が改正を施したり。卽ち一回一萬斤以上の賣渡は賠償價格に一圓二十錢乃至一圓二十九錢を加へたるものに依り、元賣捌人賣渡は右金額より其の百分の五を控除し、輸移出用及農工鑛漁業用鹽は各賠償價格を以てし、又回送費は一切徵收せざることに改め、臺灣鹽及關東州鹽も亦之に準じて低減したり。

本年度に於ける總賣渡高は十二億四百六十五萬三千餘斤、此の代金二千七百六十六萬七千二百餘圓にして、前年度に比し數量八千六百七十三萬二千餘斤、代金九十七萬八百餘圓を增加したり。

內地鹽の輸出高は五千二百四十萬千百餘斤（全部露西亞輸出）にして、前年度に比し三千六百九十六萬九千二百餘斤を減少せしは、露領沿海州方面に於ける漁業用鹽の持越多かりしと、同方面に於て露國官憲の壓迫甚しく、爲めに漁業計畫を縮少せしものありしに由る。又移出總高は六千百三十八萬三千七百餘斤にして、其の移出先は樺太三千四百四十五萬二千二百餘斤、千島千四百六十九萬七百餘斤、朝鮮千百七十一萬二千餘斤を主とし、伊豆七島、小笠島の順位なりとす。前年度總計に比し二千百七十三萬千九百餘斤を增加したるは、樺太及千島方面に於て豐漁なりしに由る。

本年度に於ける交付金額は總計百二十七萬四千九百四十八圓にして、前年度に比し五十八萬四千餘圓を減少し、又追徵金は七百三十五圓餘にして、前年度に比し百四十五圓を減少せり。交付金の減少は前述の如く、露領方面に於ける漁業用鹽の輸出減少したるに由るものとす。

第十款　大正三年度

(一)　製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員一萬九百二十九人（內再製鹽四十九人）、鹽製造場數六千二百九十五箇所（內再製鹽五十一箇所）、採鹵地段別五千九百五町餘歩にして、前年度に比し人員は三十一人を增し、場數は四十一箇所を減じ、段別は二十町歩を減じたり。作柄は春來天候不順にして五、六月の生產狀況より推せば不作なるべしと見込まれたるも、其の後天候全く恢復し、製造高十億千八百十七萬六千餘斤に達したり。之を前年度に比するに四千八百五十萬餘斤を減すれども、尙ほ平年作以上の作柄たるを失はざりき。

尙ほ本年夏勃發したる歐洲戰亂は直に沃度、硝石等の需要を激增せしめ、此等製造業の物興は延て副產鹽の製造許可出願を增加するの傾向あり、卽ち本年度に於て其の許可を與へたるもの神奈川縣下に於てグリセリン一人、愛知縣下に於て硝石一人、德島縣下に於て硫酸マグネシユーム一人、北海道及福岡、鳥取、宮城、靜岡縣下に於て沃度四人ありたり。

（二）收　納

本年度に於ける鹽の收納數量は總計十億千七百六十四萬餘斤（內指定引渡千二百九十九萬二千餘斤、賠償金額千百九十萬四千百二十三圓（內指定引渡分十五萬八千三百十九圓）にして、前年度に比し數量四千八百四十五萬八千餘斤、賠償金四十五萬二千百七十七圓を減じたり。

收納鹽の品質は逐年良好に赴き、等外鹽（收納鹽は品質に依り五等に分つ）の如きは著しく其の數を減じ、之に反して上級鹽殊に三等鹽の如きは益〻增加し、五等鹽に亞ぎて第二位を占めたり。又收納鹽に施すべき規定の包裝は八十斤叺・四十斤叺・四十斤菰俵及二十斤菰俵の四種なりしも、四十斤菰俵は近年收納の事實なく、之が存置の要なきに至りたるを以て、大正三年十二月大藏省告示第百十七號を以て同年十二月三十一日限り之を廢止したり。包裝鹽中最も多きは四十斤叺にして、實に全收納數量の五割四分强を占めたり。

（三）輸移入

本年度に於ける歐洲鹽の輸入は英國鹽三萬千餘斤、價額四千五百二十三圓にして、獨逸鹽は事變の關係に依り遂に之が輸入を見ずして終れり。

關東州鹽は合計七千萬斤の輸入命令を、又臺灣鹽は一億斤の移入協定を爲したるが、前述の如く內地鹽の生產は春來天候不順の爲め著しく減退し、動もすれば需給の權衡を失せんとするの狀況なりしを以て、之が不足を、當年頗る豐況なりし關東州及臺灣兩鹽に仰がんとし、大正三年六月關東州鹽四千萬斤、臺灣鹽千萬斤の輸移入を追加したり。然るに其の後天候恢復し、內地の生產激增し全く供給不足の虞なきに至りし結果、其の輸移入實績は關東州鹽八千百九十九萬六千九百餘斤（外に精製鹽三萬千餘斤）、價額五十二萬八千四百四十七圓（外に精製鹽價額四千五百二十三圓）、臺灣鹽九千三百六十九萬九千五百餘斤、價額六十四萬百七十六圓となり、臺・關鹽を通じ四千餘萬斤は移輸入不要に歸したり。但し之を前年度に比すれば關東州鹽は千七百九十八萬九千八百餘萬斤、價額二十二萬四千九十圓を增加したり。

（四）賣　渡

本年度の內地鹽の賣渡價格は一囘一萬斤以上賣渡は四十斤叺入五等鹽の價格を二圓三十四錢とし、四等鹽は右價格に十錢、三等鹽は二十一錢、二等鹽は三十三錢、一等鹽は四十六錢を加算し、又八十斤叺入及二十斤菰俵入は右各等級鹽の價格より三錢を、散鹽は十四錢を低減して賣渡し、元賣捌人に對しては右一萬斤賣渡價格より其の百分の五に相當する金額を控除したるものを以て賣渡すものとす。其の他特別用鹽及輸移入鹽の賣渡價格の定め方は從前に同じ。

本年度に於ける賣渡總高は十一億八千三百九十一萬八千餘斤、代金二千六百二十六萬八千餘圓にして、前年度に比し數量は二千七十三萬五千餘斤、代金は百三十九萬九千百餘圓を減少したり。右は沿海州及樺太方面の漁業不振に陷りしと、歐洲戰亂の爲め小麥輸入杜絕し、內國小麥の騰貴したる結果、味噌醬油の仕込減少したるとに基因するものなり。

本年度に於ける輸出高は四千七百五十一萬八千五百餘斤にして、支那輸出の百斤を除けば總て露領亞細亞輸出なりとす。之を前年度と對比すれば四百八十八萬三千斤の減少なり。又移出總高は二千三百三十六萬五千九百餘斤にして、之が仕向地は樺太（六割九分一厘）、千島（三割四分）、朝鮮（三分六厘）、伊豆七島（二分五厘）の順位とす。今之を前年度合計と對照するに三千二百十九萬七千四百斤の減少を示せ

り。

又本年度の交付金總額は九十四萬四百三十八圓餘にして、前年度に比し三十三萬四千五百十圓を減少し、追徴金は一千七圓餘にして、前年度より二百七十一圓餘を增加せり。

第十一款　大正四年度

（一）製　造

製鹽地整理に依る鹽の生產不足額は之を臺灣鹽・關東州鹽に依りて補充し、以て需給の均衡を保つことゝせしを以て、强て增產奬勵を爲すの要なかりしが、生產高を增加せざるものに對しても絕對に新規鹽田を許可せざるは穩當ならずと認め、新規製鹽許可の取扱方に例外を設け、本年八月以降專賣行政上不便ならざる地方に限り、舊鹽田の廢止を條件とし、鹽生產高を增加せざる範圍內に於て、新規鹽田の段別及鹽生產高を許可することゝしたり。

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員一萬八百八十三人（內再製鹽四十二人）、製造場數六千百九十三箇所（內再製鹽四十三箇所）、採鹹地段別五千八百八十六町餘步、鹽製造高九億九千五百二十六萬八千餘斤にして、之を前年度に比するに、人員は四十六人、場數は百二箇所、段別は二十二町步、製造高は二千二百九十萬八千七百餘斤を何れも減少せり。生產額の減少したるは十一・十二月の天候不良なりしに基くものなり。尙ほ時局の影響に依り本年に入りても沃度工業等著しく勃興し、之に伴うて副產鹽製造を出願する者續出し、之を許可したるもの少しとせず。

（二）收　納

本年度に於ける鹽收納總額は九億九千五百十四萬二千餘斤（內指定引渡數量千七萬六千餘斤）にして、前年度に比し二千二百四十九萬八千斤を減少し、又賠償金總額は千百二十四萬六千五百六十二圓にして、同じく六十五萬七千五百六十一圓を減じたり。

收納鹽の品質は殆んど前年度と異なることなく、五等鹽を第一とし、三等鹽之に亞ぎ、其の數量全額の八割八分を占め、四等鹽・二等鹽・一等鹽は僅に一割二分に過ぎず。又包裝別に見れば四十斤叺入最も多くして全額の五割三分を占め、其の他は八十斤叺入、二十斤菰俵入及散鹽なりとす。

（三）輸移入

本年度に於ける歐洲鹽の輸入は英國精製鹽二千三百五十八斤（前年度に比し二萬八千餘斤減）、價額四百六十四圓に止まれり。右の外本年度に於ては米國仕向の開鹽鹽藏に使用する爲め、輸出貿易奬勵上特に米國加州產粗製鹽の輸入を許可することとし、駒田商店を取扱人に指定し、四萬斤（價額三百八十八圓）を輸入せしめたり。

關東州鹽の輸入命令額は七千萬斤なりしも、實蹟は五千九百二十九萬三千七百餘斤、價額三十八萬二千五百九十五圓にして、前年度に比し二百七十萬三千三百餘斤、價額十四萬九千五百二十三圓を減少したり。

又臺灣鹽の移入は九千五十六萬九千三百餘斤、價額六十一萬八千五百六十七圓にして、前年度に比し三百十三萬二百餘斤、價額二萬千六百九圓を減少したり。

臺灣鹽及關東州鹽の內地に於ける受渡は、明治四十五年二月二十五日以後は實量計算に依りしも事務簡捷及經費節約の爲め、特殊の場合を除くの外は、臺灣總督府又は關東都督府の發給する鹽賣渡

書又は鹽船積證明書の記載數量に依り、受渡を爲すことに改め、大正五年二月一日より實施せり。而して鹽百斤に對する補足數量は、臺灣鹽に在りては十五斤、關東州鹽に在りては八斤と定めたり。

（四）賣渡

內地鹽の賣渡價格は、從來一回一萬斤以上の需要者に對しては、四十斤叺入五等鹽の價格百斤當二圓三十四錢なりしも、大正五年一月以降賠償價格の引下に伴ひ、金六錢を低下して二圓二十八錢に改めたり。其の他各等鹽の加算率は從前と同じ。

本年度に於ける賣渡總額は十一億五千二百七十七萬八千餘斤、代金二千五百二十七萬千七百八十九圓にして、前年度に比し三千百十三萬九千餘斤、九十九萬六千二百七十七圓を減少したり。本年度は北洋に於ける漁業殷盛にして、前年度に比し二千萬斤の賣行增加あり、又アルカリ工業用鹽も時局の影響に依り約千萬斤を增加したるも、一般に蔬菜類凶作にして、漬物用鹽の需用減少したると、臺關鹽の移入額減少したる爲め、前年度に比し右の如き減少を呈したるものなり。

鹽の輸出高は總計八千百八十二萬六千百餘斤にして、此の內一萬四千餘斤の南洋諸島及香港輸出を除き、他は全部露領亞細亞輸出なりとす。之を前年度に比するに三千四百三十萬七千餘斤の增加なり。

又移出總高は二千七百十五萬七千百餘斤にして、之が仕向地は千島（五割五分三厘）、樺太（四割一分六厘）、伊豆七島（二分二厘）、朝鮮（七厘）、小笠原（二厘）の順位なり。今之を前年度に比するに三百七十九萬千餘斤の增加を示せり。

本年度に於ける交付金總額は百四十四萬千十五圓にして、前年度に比し五十萬五百七十七圓を增加したるは、大正四年十二月百斤當交付金一圓十六錢を一圓十七錢に改めたること其の一因なるも就中北洋に於ける漁業盛況にして、輸移出高多量なりしに因るものとす。卽ち交付金額の最も多きは輸移出用にして、漁獲物鹽藏用アルカリ工業用等之に亞ぐ。又追徵金は僅に七十五圓にして、前年度に比し九百三十二圓を減少したり。

第十二款　大正五年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員一萬三百六十六人（內再製鹽二十三人）、製造場數六千百四箇所（內再製鹽二十四箇所）、採鹹地段別五千八百八十一町餘歩、製造高十億三千四百十五萬八千餘斤にして、前年度に比し人員五百十五人、場數八十九箇所、段別二町歩を減じたるも、生產高は平年作以上にして、前年度より三千八百八十九萬餘斤を增加したり。

（二）收納

本年度收納鹽の賠償價格は大正四年十二月告示第百五十一號を以て定められたるが、大正五年八月以降收納に係るものに對しては、主產地に限り百斤當二錢を引上ぐることに改め、又大正六年中の收納鹽に對しては五年十二月告示第百七十六號を以て、前年度賠償價格よりも主產地は百斤當十錢千葉·石川·鹿兒島縣地方は同じく六錢を引上げたり。

本年度に於ける鹽收納數量は總計十億三千四百二十萬二千餘斤（內指定引渡數量八百八十八萬六千餘斤）にして、前年度に比し三千九百餘萬斤を增加し、又賠償金總額は千百四十萬三千四百五十三圓にして

前年度に比し十五萬六千八百九十一圓を增加せり。收納鹽の品質は前年度と殆ど異ることなし。

（三）輸移入

本年度に於ける歐米鹽の輸入は、英國精製鹽一萬七千八百七十五斤、價額二千七百二十圓、米國粗製鹽十一萬二千四百五斤、價額千六百八十六圓にして、前年度に比し英國鹽は一萬五千五百十七斤、價額二千二百五十六圓、米國鹽は七萬二千四百五斤、價額千二百九十八圓を孰れも增加したり。

關東州及臺灣鹽の輸移入豫定額は七千萬斤及一億斤なりしが、時局の影響に依り本邦アルカリ工業勃興し、其の原料鹽の需要增加し、豫定高三千八百萬斤に對し、約五千萬斤の不足を告ぐるの盛況なりしを以て、其の不足額は臺灣及關東州に折半供給せしむることとし、大正五年十月各二千五百萬斤の輸移入を追加したり。然れども實際の輸移入額は關東州鹽八千二百三十八萬餘斤、價額五十四萬七千二百九十一圓、臺灣鹽一億六百二十三萬八千餘斤、價額七十一萬八千七百六十二圓にして、何れも豫定高を充す能はざりしも、尙ほ前年度に比較すれば、關東州鹽は二千三百十七萬四千餘斤、價額十六萬八千二百五十圓、臺灣鹽は千五百六十六萬九千餘斤、價額十萬百九十五圓を何れも增加したり。

臺灣鹽及關東州鹽の購買價格は從來門司揚を本位とし、門司港以外の內地各受渡港間の運賃は、內地鹽と同じく政府に於て支出し來りしが、時局の影響を受け船腹の不足、運賃の騰貴の結果、鹽の輸移入を困難ならしめたるを以て、本年度四月以降各地受渡港間の鹽百斤當運賃に一錢乃至四錢を增額したり。

（四）賣　渡

內地鹽の賣渡價格は昨年一回一萬斤以上賣渡に在りては、四十斤叺入五等鹽の價格を百斤當二圓二十八錢に定めたりしも、鹽賠償價格の引上に伴ひ大正五年八月以降二錢を引上げ二圓三十錢に、更に六年一月以降十錢を引上げ二圓四十錢に改正し、四等鹽は右價格に十錢、三等鹽は二十一錢、二等鹽は三十三錢、一等鹽は四十六錢を加算し、又八十斤叺入及二十斤菰俵入の鹽は各等級鹽の價格より三錢を、散鹽は十三錢を低減して賣渡し、元賣捌人に對しては右一回一萬斤以上の價格より其の百分の五に相當する金額を控除し、其の他特別定價鹽に對しては各賠償價格を以て賣渡すこととせり。

本年度に於ける鹽賣渡總高は十二億三千三百九萬五千餘斤、此の代金二千六百六十萬三千六十二圓にして、前年度に比し數量に於て八千三十一萬七千餘斤、代金に於て百三十三萬千二百七十三圓を增加したるは、蓋し歐洲戰亂の影響を受けて各種工業勃興し、之が原料鹽の需要激增したるが爲に外ならず。又一般好景氣に伴ひ上級鹽に對する嗜好增進し、再製鹽の需要旺盛にして、爲に原料用鹽の賣行は前年度に比し約千萬斤を增加したり。

鹽の輸出總額は八千六百五十三萬四千餘斤にして、露領亞細亞仕向け其の大部分（九割七分七厘）を占め、英吉利香港、支那輸出を合せて僅に殘三厘を占めたり。

又移出總高は二千五百四十八萬四千三百餘斤にして、內樺太は六割二分六厘、千島二割五分五厘、朝鮮九分一厘、伊豆七島二分四厘、小笠原三厘の割合なり。今之を前年度に比するに總高に於て百六十七萬二千七百餘斤（六分二厘）を減少し、各仕向地に付て見れば千島は二割を減じたるも、樺太は二割餘、朝鮮伊豆七島、小笠原は八分餘を增加したり。

本年度に於ける交付金額は百四十三萬六千六百五十七圓にして、前年度に比し四千三百五十八圓を減じ、又追徵金は百三十九圓にして六十四圓を增加せり。

第十三款　大正六年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員一萬百四十六人（內再製鹽四十人）、製造場數六千十箇所（內再製鹽四十一箇所）、採鹹地段別五千八百二十二町餘歩にして、前年度に比し人員は二百二十人、場數は九十四箇所、段別は五十九町餘歩を夫々減少せり。作柄は平年作以上なりしも、前年度に比すれば三千餘萬斤（三分九厘强）を減少し、十億四百一萬九千餘斤なりき。尙ほ本年も時局の影響を受け鹽の需要激增し供給之に伴はざるに至りしに因り、之が調節の必要上本年十月以降新規製鹽許可の制限を緩和し大に其の增產を圖ることと爲したり。

福島縣小名濱に於ける製鹽は海水直煮にして枝條架採鹹の裝置あり、規模稍大にして盤城炭利用の便あり、且つ專ら試驗中に在りしを以て、明治四十三年の整鹽地整理に當りては之を存置することに決し、爾來煎熬設備の改築を爲し、更に放散蒸汽の利用竝に燃料節約の目的を以て蒸汽熱利用裝置を設備せしも、炭價騰貴の爲め收支償ふこと能はずして業績振はず、近時勃興したる諸事業に壓せられて、遂に本年度限り廢業するに至れり。

（二）收納

本年度收納鹽の賠償價格は前年十二月告示後三回に亙りて改正せられたり。卽ち六年四月十七日、七月二十六日、十月二十九日告示を以て、其の翌日以降の收納鹽に對し各改正を施したる結果、各地方を通じて每回始んど其の引上を見ざるものなかりき。之れ時局の影響を受け鹽生產費の膨脹したるに職由するものなり。

本年度に於ける鹽收納數量は總計十億四百七十萬千餘斤（內指定引渡九百七十六萬七千斤）、賠償金額千五百六萬七千七百九十一圓にして、前年度に比し數量は二千九百五十萬一千斤を減少したるも、賠償金額は數次の價格引上の爲め、却て三百六十六萬四千三百三十八圓を增加したり。

（三）輸移入

本年度に於ける歐米鹽の輸入は、英國精製鹽一萬三千四十五斤（前年に比し四千八百三十斤減）、價額千六百六十一圓（同上千五十九圓減）、米國粗製鹽百八十三萬三千二百二十五斤（同上百六十九萬八百二十斤增）、價額六萬五千九百二圓（同上六萬四千二百十六圓增）なりとす。

關東州鹽の輸入は前年度と同じく八千萬斤の豫定なりしも、時局に因るアルカリ工業の隆盛、一般經濟界の好況、北海漁業の豐況の爲め、鹽の需要益增加したるを以て、更に九千五百五十萬斤の追加命令を發したり。然れども實際の輸入額は一億七千二十二萬九千餘斤、價額二百五萬七千六百五十七圓にして、前年度實績に比し實に八千七百八十四萬八千餘斤、價額百五十一萬三百六十六圓の增加なりとす。

本年度に於ける臺灣鹽の移入額は、總督府と協定して一億二千五百萬斤と定めしも、前記の如き需要增加の爲め其後二回に四千萬斤を增加移入せしむることと爲したり。而して實際の移入額は一億四千八百二十九萬二千餘斤、價額百六十八萬三千五百三十四圓にして、前年度に比し數量は四千二百五萬三千餘斤、價額は九十六萬四千七百七十二圓を激增したり。

鹽の需要增加は右關臺兩鹽の補充を以てしても尙ほ供給不足せしを以て、本年度に於ては新に靑

島鹽及朝鮮鹽の輸移入を行ひたり。卽ち卽ち本年六月政府は大日本鹽業株式會社に青島鹽二千萬斤の輸入を命じ、其の後二回に六千萬斤を增加して合計八千萬斤と爲し、別に本年度よりは自家工業用鹽の輸入を出願する者には之を許可することを得るものとし、旭硝子株式會社外六工業會社に對し、合計三千三百六十萬斤の輸入を許可したり。然れども青島鹽の輸入總額は六千百六十六萬七千餘斤、價額五十九萬七千六百十五圓にして、命令額に比し五千百九十三萬二千餘斤の減少を示したるが、之れ主として船腹不足の結果に因りたるものなり。朝鮮鹽は北海漁業用鹽の補充として移入せられたるものにして、移入命令額六百萬斤（取扱人大日本鹽業株式會社）なりしも、實際の移入額は五百四十七萬七千餘斤、價額七萬八千五百六十二圓なりき。

（四）賣　渡

本年度に於ける鹽の總賣渡高は十三億六千九百二十九萬五千七百餘斤、代金三千四百六十九萬三千四百三十五圓にして、之を前年度實蹟に比すれば實に數量に於て一億三千六百十九萬九千九百餘斤（二割一分）、代金八百九萬三百七十三圓（三割四分）を增加したり。右賣行增加の主因は、時局の影響に依る各種工業の勃興及一般購買力の增進に在ること勿論なれども、之を部分的に見れば、化學工業の興隆、北海漁業の好況、蔬菜類の豐作に伴ひ、特に此等用鹽の需要旺盛なりしに因れるものなり。就中蔬菜の豐作は一般物價騰貴の爲め自家用竝に販賣用味噌醬油漬物の增製を喚起し、尙ほ一面內地鹽生產不足の聲に劫かされ、一般に幾分見越買進みの傾向を呈したり。

本年度總輸出高は一億千三百九十四萬二千四百餘斤にして、前年度に比し二千七百四十萬八千四百餘斤を增加したり。此の增加は全く臺關鹽の輸出增加に依るものにして、內地鹽に於ては前年度と大差なし。仕向先は依然露西亞を第一位とし、全數量の九割九分九厘を占む。

同じく移出總高は五千六百四十二萬七千二百餘斤を減じたるも、內地鹽は三千四萬九千六百斤、歐米鹽は十八萬四千四百餘斤を增加し、此の外本年度は千島へ關東州鹽八十萬五千四百餘斤の移出ありたるを以て、通計三千九十四萬二千九百餘斤（千二割一分四厘）の增加を示せり。移出先別の步合は樺太六割三分八厘、千島三割四分八厘、伊豆七島九厘、朝鮮四厘、小笠原一厘なりとす。

本年度交付金總額は二百三十七萬六千八百七十一圓にして、前年度に比し九十四萬二百十五圓を增加し、追徵金は九百五十二圓にして同じく八百十三圓を增加したり。交付金の增加は化學工業用鹽の增加と、北海方面に於ける漁業用鹽の輸移出多かりしとに因る。

第十四款　大正七年度

（一）製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員九千八百四十九人（內再製鹽三十九人）、製造場數五千七百六十一箇所（內再製鹽四十一箇所）、採鹹地段別五千七百五十三町餘步、製造高六億七千二百萬八千餘斤にして之を前年度に比すれば人員に於て二百九十七人、場數に於て二百四十九箇所、段別に於て六十八町餘步、製造高に於て三億三千二百一萬千餘斤（三割三分）を激減せり。而して人員、場數、段別の減少は主として各種工業の勃興に伴ひ、製鹽地を工場敷地等に轉換せられたるに起因するも、製造高の減少は製鹽最盛期たる七、八、九の各月に於て、主產地たる十州地方に於て屢〻暴風雨の襲來あり、其の他一年を通じ

て雨天の日多く、爲めに採鹹を妨げられたるに因るものにして、右の如き減少は鹽專賣創業以來初めて見る所なりとす。

鹽の再製加工は、輸移入に係る天日鹽が結晶粗大且つ概して色相不良の爲め、內地收納鹽の代用に供し難き場合に於て、原鹽を溶解・濾過・煎熬して之を再製し、或は粉碎洗滌して細粒の白鹽を作らむが爲に行ふものにして、從來賣渡後民間に於て之を爲したりしが、右の如き內地鹽の大凶作に當り白鹽の需給調節を圖るの必要を生じたるを以て、本年以降政府に於ても賣渡前之を直營することと爲し卽ち三田尻專賣支局管內に直營工場を新設して、再製・粉碎洗滌を行ふと共に、東京外八專賣支局管內の鹽田製鹽者に鹹水混和再製を委託し（鹽田製鹽者が採取したる鹹水に原鹽を溶解煎熬し、其の生產鹽は政府の交付せる原鹽に對し一定の割合を以て政府に納付す）、又原鹽輸移入請負人に原鹽の粉碎洗滌を委託することとせり。又精製食卓鹽は直營工場より生ずる粉碎洗滌の廢液を用ゐ之を製造するものとす。而して本年度は事業創始の初年なるを以て、其の製造高は千五百九十八萬三千餘斤（原料鹽千六百七十五萬斤）に過ぎざりき。

（二）收　納

本年度に於ける鹽の賠償價格は、物價・賃銀の高騰の爲め屢〻改定を餘儀なくせられたり。今第一區に於ける五等鹽四十斤叺入百斤當の賠償價格を見るに、最初（六年十二月制定）一圓七十一錢なりしも、七年四月二圓に、九月二圓二十五錢に、十二月（八年適用）には二圓四十九錢に引上げられ、最初と比較すれば實に七十八錢の引上げとなれり。

本年度に於ける鹽の收納總高は六億七千二百七十六萬四千餘斤（內指定引渡九百九十萬八千餘斤）、賠償金千四百八十二萬六千二十八斤にして、前年度に比し數量は三億三千百九十三萬七千斤を激減し、賠償金は二十四萬千七百六十三圓を減じたり。數量に比し賠償金の減率少きは賠償價格の引上ありたるに因る。

（三）輸移入

本年度の歐米鹽の輸入は英國鹽百六十二萬五千六百十五萬八千七百餘斤、價額八萬九千二百五十九圓にして、英國鹽は數量百六十一萬二千五百餘斤、價額六萬二千二百九十四圓、米國鹽は數量十五萬五千五百斤、價額二萬三千三百五十七圓を增加したり。

東洋各地鹽の輸移入豫定額は、年度初に於て臺灣鹽一億五千萬斤、關東州鹽一億百五十萬斤、青島鹽七千四百萬斤、計三億二千五百五十萬斤と決定し、之が輸移入を命令したるが、本年度は內地鹽の大凶作に遭ひ、產額は平年に比し實に三割强の減收を來したるを以て、一方に於て之が補給を圖るの要あると共に、他方アルカリ工業等の需要鹽激增に應ずる爲め、極力輸移入の增加を圖るの必要あり、玆に於て上記產鹽の外威海衞及安南鹽を新に輸入することとし、總命令額は實に七億三百萬斤に達したり。之が爲め輸移入取扱人も、從來の大日本鹽業株式會社の外、左の如き多數の取扱人を任命するに至れり。

種類	輸移入取扱人	命令高	輸移入實績	前年度同上	比較增減（＊）
臺灣鹽	大日本鹽業株式會社	一五〇、〇〇〇、〇〇〇斤	一二八、五三二、四三四斤	一四八、二九二、五四〇斤	＊一九、七六〇、一〇六斤
關東州鹽	同上	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一五八、〇五四、七五九	一七〇、二二九、六六二	＊一二、一七四、九〇三
同上	同上	一二九、〇〇〇、〇〇〇	一一六、七六八、七〇四	三三、三一九、八四五	八三、四四八、八五九

青島鹽	青島鹽業株式會社	一二三、〇〇〇、〇〇〇斤	八五、八八五、八五五斤	—斤	八五、八八五、八五五斤
	株式會社中村組	二三、五〇〇、〇〇〇	一一、三三一、五七〇	—	一一、三三一、五七〇
	久原商事株式會社	一六、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇三、三九六	—	三、一〇三、三九六
	キーン・ストローム株式會社	一六、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
	日本鹽業合資會社	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
	小計	三一二、五〇〇、〇〇〇	二一七、〇八九、五二五	三三、三一九、八四五	一八三、七六九、六八〇
威海衛鹽	三井物產株式會社	一七、五〇〇、〇〇〇	一六、二〇〇、〇三三	—	一六、二〇〇、〇三三
安南鹽	同上	二三、〇〇〇、〇〇〇	一五、七二〇、八二〇	—	一五、七二〇、八二〇
合計		七〇三、〇〇〇、〇〇〇	五三五、五九七、五七一	三五一、八四二、〇四七	一八三、七五五、五二四

（備考）本年度には右の外村井市孝に對し關東州鹽百五十萬斤の輸入を命じたるも、年度中に之を解除したり。

アルカリ工業者に對しては前年度以來、自己所要鹽は自ら輸入し得るの途を開きたるを以て、本年度に於ては其の希望者續出し、旭硝子株式會社外十四名に對し八千九十五萬斤の輸入を命令せり。又漁業用として英米鹽の使用を希望する漁業者に對しても、同じく自己輸入を認め、本年度は日本漁業株式會社外三名に對し千百四十五萬斤の輸入を許可したり。其の種類別輸入實蹟を示せば左の如し。

種類	輸入取扱人	命令高	輸入實蹟	前年度同上	比較增減
青島鹽	アルカリ工業者（旭硝子株式會社外十四名）	八〇、九五〇、〇〇〇斤	五六、六四〇、八一六斤	二八、三四七、八九一斤	二八、二九二、九二五斤
米國鹽	漁業者（日本漁業株式會社外二名）	七、九五〇、〇〇〇	一、九五八、七一六	一、八〇三、二二五	一五五、四九一
英國鹽	漁業者（セール・フレザー株式會社）	三、五〇〇、〇〇〇	一、五九二、八八〇	—	一、五九二、八八〇
合計		九二、四〇〇、〇〇〇	六〇、一九二、四一二	三〇、一五一、一一六	三〇、〇四一、二九六

（備考）英國鹽輸入高の前記本文記事と一致せざるは、本文所揭數量は精製鹽三萬二千七百二十五斤を含むに依る。

以上輸移入を總計すれば、關東州鹽は數量一億五千八百五萬四千餘斤、價額二百六十三萬四千四百六十八圓にして、前年度に比し數量は千二百十七萬四千九百餘斤を減じたるも、價額は却て五十七萬六千八百十一圓を增し、青島鹽は數量二億七千三百七十三萬餘斤、價額四百十二萬八千百四十二圓にして、數量は二億一千二百六萬二千六百餘斤、價額は三百五十三萬五百二十七圓を增加し、又威海衛鹽は數量千六百二十萬餘斤、價額二十八萬九千百七十圓、安南鹽は數量千五百七十二萬八百餘斤、價額三十五萬五千二百九十圓を增加したるを以て、輸入總額は四億六千七百二十九萬餘斤、價額七百五十六萬二百八十三圓に達し、前年度に比し數量一億三千三百五十七萬六千六百斤、價額四百八十三萬七千四百四十六圓を激增したり。又臺灣鹽の移入數量一億二千八百五十三萬二千四百餘斤、價額二百六萬四千九百五十九圓にして、數量に於ては千九百七十六萬餘斤を減少したるも、價額は三十萬二千八百六十二圓を增加したり。

（四）賣渡

本年度に於ける鹽の總賣渡高は十二億七千九百九十九萬九千四百四十六斤、此の代金三千五百八十二萬七百三圓にして、前年度實蹟に比し數量は八千九百二十九萬六千三百餘斤を減じたるも、代金に於ては却て百十二萬七千二百六十八圓を增加せり。前述の如く本年度の生產は稀有の不作を呈せしも、一般購買力は依然旺盛を極め、鋭意輸移入鹽の吸收に努めたる結果、漸く需給の權衡を得たるものにして、代金の增加は賠償價格の引上に伴ひ、賣渡價格を引上げたるに基くものなり。

本年度總輸出高は一億千三百六十萬二千八百餘斤にして、前年度に比し三十三萬九千五百餘斤を

減少せり。輸出の大部分は臺灣關鹽にして、內地鹽は不作の爲め僅に全數量の二分强に過ぎず。尙ほ仕向先は從來と同じく露西亞九割九分九厘を占めたり。又總移出高は二千五百九十八萬八千五百餘斤にして、前年度に比し三千四十三萬八千六百餘斤を減じ、移出先は大體前年度と同じく樺太六割二分六厘、千島三割三分六厘、伊豆七島二分六厘、朝鮮七厘、小笠原五厘の割合なり。

本年度の交付金額は二百二十萬二千百五十二圓にして、前年度に比し十七萬四千七百十八圓を減少し、又追徵金は四百八十圓にして、同じく四百七十一圓を減少したり。交付金の減少は主として、戰亂の終熄に伴ひ遽に事業の縮少を爲したる者尠からざりしと、北海方面に於ける漁業の不振との爲め、化學工業用鹽及漁業用鹽の需要減少したるに基くものなり。

第十五款　大正八年度

(一)　製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員九千八百六十六人（再製鹽三十五人）、製造場數五千八百三十七箇所（再製鹽三十九箇所）、採鹹地段別五千八百九十四町餘歩、鹽製造高九億八千百六十七萬五千餘斤にして、之を前年度に比すれば、人員に於て十七人、場數に於て七十六箇所、段別に於て百四十町餘歩、製造高に於て三億九百六十六萬七千餘斤を增加したり。人員及場數の增加は製造許可の異動に因るものにして、別に重要なる意義を有せず、又段別の增加したるは從前廢止したる採鹹地に代へて、新規に採鹹地の築造を許可せしに因る。而して製造高の增加したるは全く前年が稀有の不作なりしに因るものにして、本年は僅に平年作に近かりしと云ふに止まり、特に良好なる作柄なりしにはあらず。尙ほ歐洲戰亂の影響を受けて物與せし各種化學工業に伴ふ副產鹽の製造は、戰亂の終熄と共に特に著しき減退を來したり。

昨年度より事業を開始せる政府の再製加工鹽は、本年度に於て其の製造高急激に增加して二億六千百四十六萬五千餘斤（原料鹽二億八千七百七萬九千餘斤）に達したり。

(二)　收　納

鹽の賠償價格は本年度に於ても數次の改定引上ありたり。卽ち第一區五等鹽の賠償價格は、大正七年十二月の制定にては二圓四十九錢なりしも、八年六月二圓七十九錢に、同年九月三圓十五錢に、同年十二月に三圓二十八錢に累加せられ、最初と最終に於ては實に七十九錢の開を見るに至れり。

本年度に於ける鹽の收納總量は九億八千百五十萬五千五百餘斤（內指定引渡七百五十六萬六千八百餘斤）賠償金三千八萬百四圓にして、前年度に比し數量は三億八百七十四萬千百餘斤、賠償金は千五百二十五萬四千七十六圓を增加したり。

本年度に於ける鹽收納高の等級別割合は五等を最多とし、總收納高の四割四分八厘を占め、三等の四割二分一厘之に亞ぐ。他は四等の八分二厘、二等の四分七厘、一等の一厘の順序なりとす。等級別の順位は從來と異なる所なけれども、一般の需要向上に伴ひ五等鹽の漸次減少して、三等鹽の增加しつつあるの趨勢は、本年度の實績に於ても依然變化なきを認めらる。尙ほ收納鹽の包裝種類は從來八十斤叺入、四十斤叺入及二十斤菰俵入の三種なりしが、一般鹽取扱上の便利及經費の節約、市價の低減を期する爲め、本年九月より五十斤叺入の一種を加へたり。

(三)　輸移入

本年度輸移入鹽の豫定數量は化學工業用及漁業用の自己輸入を除き、年度當初に於て臺灣鹽一億千五百萬斤、關東州鹽一億斤、青島鹽一億三千二百萬斤、威海衛鹽五千二百三十萬斤、支那鹽一億斤、安南鹽一億二千萬斤及西班牙鹽千七百萬斤、合計六億三千六百三十萬斤と決定し、之が輸移入計畫を立てたり。然るに本年度臺灣鹽は近年稀有の不作を告げ、其の產額平年の約半額に過ぎず、內地鹽の生產狀態亦不良にして、收納豫定に對し約二割弱の減收を呈せしに反し、他方數年來好況を呈せる我經濟界は本年に至り其の絕頂に達し、化學工業用・北海漁業用は固より一般消費用迄、其の需要額頓に激增したる爲め、前記不作の臺灣鹽及內地鹽供給不足の補給は勿論、更に多量の外國鹽輸入を必要とするに至れり。茲に於て政府は臺灣鹽移入命令額を減額し、新に埃及鹽の輸入を命ずると共に、原產地に於ける生產狀態の良否に鑑み、關東州鹽・威海衛鹽及西班牙鹽等の增額輸入を命じ、其の總額實に八億九千六百餘萬斤に達し、輸入取扱人も前年度に比し更に二名を增加したり。自己輸移入に在りては化學工業用として臺灣鹽五十萬斤、青島鹽五千八百四十八萬五千餘斤、又漁業用鹽として英米鹽二千五十四萬四千斤の輸移入を許可したり。

而して以上各地鹽の輸移入實蹟は、輸入に在りては、英國鹽千百五十八萬八千餘斤（內精製鹽二千九百餘斤）、價額四十四萬四千八百五十七圓、米國鹽五百二十六萬四千九百餘斤、價額二十六萬九千五百六十六圓、關東州鹽一億四千百四十八萬九千三百餘斤、價額二百六十七萬五千四百七十四圓、青島鹽三億五千二十一萬三千二百餘斤、價額五百五十五萬七千五百八十圓、威海衛鹽千八百三十九萬七千二百餘斤、價額三十一萬三百三十七圓、支那鹽九千八百二十八萬五百餘斤、價額二百四十五萬三千四百十九圓、安南鹽一億三千五百四十九萬五千餘斤、價額三百十七萬四千七十八圓、西班牙鹽二千三百三十五萬三千九百餘斤、價額五十一萬三千八百十一圓、埃及鹽五千四百五十六萬七千三百餘斤、價額百二十萬四千四百四十五圓にして、輸入額合計八億三千八百六十四萬九千五百餘斤、價額千六百六十萬三千五百七十一圓に達し、前年度に比し數量三億七千百三十五萬九千二百餘斤、價額九百四萬三千二百八十八圓を增加せり。又移入に在りては臺灣鹽の數量三千八百八萬八千三百餘斤、價額五十一萬五千八百四圓にして、前記の如く不作の結果前年度に比し、數量は九千四十四萬四千餘斤を、價額は百五十四萬九千百五十五圓を減じたり。

（四）賣渡

本年度末現在鹽元賣捌人は千百八十六人、此の營業所千三百八箇所、小賣人は十一萬四百八十一人此の營業所十一萬八百六十八箇所にして、前年度に比し元賣捌人は二百四十九人（營業所二百十一箇所）、小賣人は三千四百九十九人（營業所三千五百四十一箇所）を減少したるが、右は本年度指定更新の際整理を加へたると、元賣捌人中合同したるもの多かりしとに由る。

本年度に於ける鹽の需要は前記の如く頗る旺盛にして、總賣渡高は十六億六千二百六十七萬八千餘斤、此の代金五千二百四十三萬三千餘圓の巨額に達し、前年度實蹟に比し、數量は三億八千二百六十七萬九千餘斤（二割九分九厘）、代金は千六百六十一萬三千二百三十一圓（四割六分四厘）を增加せり。數量に比し代金の增加率大なるは、賠償價格引上に伴ひて賣渡價格を幾分引上げたるに因る。尙ほ輓近諸物價騰貴し、細民の生活困難を加へたるを以て、鹽の如き人生必需品に國費の負擔を强要するは社會政策上より見て採るべからずとなし、本年度より販賣上從來の收益主義を拋棄し、實費供給主義を斷行するに至りたるは鹽專賣史上特筆すべきものとす。

本年度總輸出高は九千五百十萬五千餘斤にして、前年度に比し千八百四十九萬七千餘斤を減少せり。輸出鹽の過半は安南鹽にして、內地鹽は僅に全數量の三分强に過ぎず。輸出先は從來と同じく露領亞細亞九割九分九厘を占む。又移出高總計は四千八百四十七萬八千餘斤にして、前年度に比し二千二百四十八萬九千餘斤を增加せり。移出先別の割合は樺太五割二分八厘、千島四割五分六厘、伊豆七島一分二厘、朝鮮三厘、小笠原一厘なり。

本年度に於ける交付金は合計九十九萬三千餘圓にして、前年度に比し百二十萬八千餘圓を減少せり。是れ主として一般定價と生產費との差額極めて尠かりし爲め、百斤當交付金額の減少を來したるに因る。又追徵金額は千百六十四圓にして、前年度に比し六百八十四圓を增加したり。

第十六款　大正九年度

（一）製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員九千十九人（內再製鹽三十二人）、製造場數五千五百九十二箇所（內再製鹽三十六箇所）、採鹹地段別五千八百五十三町餘歩、製造高九億六百五十九萬三千餘斤にして、之を前年度に比すれば製造人員八百四十七人、場數二百四十五箇所、段別四十一町歩、製造高七千五百八萬一千餘斤を何れも減少したり。人員・場所及段別の減少は主として生產費の不廉なるが爲め、豫て荒廢に歸し居たる揚濱式鹽田製鹽の任意廢止に因り、又製造高の減少は鹽田段別の減少に伴ふ當然の結果の外、天候不順なりしに因るものなり。

本年度政府再製加工鹽の製造高は一億八千四百六萬餘斤（原料鹽二億七百四萬七千斤）にして、前年度に比し七千七百四十萬餘斤を減少したり。

（二）收　納

本年度賠償價格も大正八年十二月制定以後物價・勞賃の變動に伴ひ改正の必要を生じたり。即ち第一區五等鹽百斤當は當初三圓二十八錢なりしも、九年五月之を三圓五十二錢に引上げ、同年十二月には之を三圓十三錢に引下げたり。而して斯く引下げたる所以は、同年春以降經濟界一變し、物價賃銀も亦一般に低落の步調を取りしに應じたるものなり。

鹽の收納數量は總計九億六百三十四萬餘斤（內指定引渡六百四十一萬四千九百餘斤）、賠償金額三千三百四十八萬四千二十三圓にして、前年度に比し數量は七千五百十六萬五千二百餘斤を減じたるも、賠償金は却て三百四十萬三千九百十九圓を增加したり。斯くの如く賠償價格を引上げたると、前年度に比し收納鹽の品質良好なりしとに因る。即ち本年度に於ける收納高の等級別割合は三等を第一位（四割四分九厘）とし、五等の四割五厘之に亞ぎ、從來の三等鹽漸增、五等鹽漸減の傾向は、遂に本年度に至りて兩者の順位を顚倒せしむるに至れり。其の他の等級鹽に在りては從來に比し格別の變化なし。

本年度に於ける鹽包裝は、前年新に設けたる五十斤叺入最も多くして、總收納高の七割二分六厘を占め、八十斤叺入一割四分六厘、四十斤叺入一割二分六厘、無包裝の散鹽二厘の順を以て之に次ぎ、二十斤菰俵入は皆無となれり。

（三）輸移入

本年度臺灣鹽の作柄は前年度以上の不作にして、其の產額は見込高の半額にも達せず、內地鹽亦收

納豫定に對し約一割の減收を告げたるが、一方本年度初に襲來したる我經濟界の恐慌は各般の事業に大影響を與へ、爲めに鹽の需要高も頓に減少するに至りしを以て、前記臺灣鹽及內地鹽の不作に基く供給不足の補充は、成るべく最低限度に止むる方針を採り、チユニス及獨逸鹽の新規輸入を命じたり。即ち總命令高は（自用輸入及精製鹽の輸入を除く）五億三千九百四十餘萬斤にして、前年度に比較すれば實に三億六千五百八十餘萬斤を減少せり。而して實際の輸入額は、關東州鹽一億四千七百三十一萬七千三百餘斤、價額二百三十五萬八千二百七十一圓、青島鹽二億五千三百八十二萬八千八百餘斤、價額四百三十萬五千八百六十六圓、安南鹽三千百八十六萬五千四百餘斤、價額八十一萬五千九百二十圓、英國鹽二十八萬千七百餘斤、價額一萬三百七十七圓、米國鹽五百八十九萬二千五百斤、價額二十四萬二千二百四十圓、獨逸鹽九千九百十萬三千七百餘斤、價額三百二十二萬九千八百五十圓、西班牙鹽八百三十三萬三千五百斤、價額十八萬六千五百九十二圓、埃及鹽五千七百二十萬四千斤、價額百三十七萬千六十五圓、チユニス鹽五百六十三萬六千三百斤、價額十四萬四千三百七十八圓、合計六億九百四十六萬三千三百餘斤、價額千二百六十六萬四千五百六十四圓にして、之を前年度に比すれば數量は二億二千九百十九萬二千二百餘斤を、價額は三百九十三萬九千五十三圓を激減したり。又臺灣鹽移入は前記の如く不作なりし爲め僅に二千百七十五萬千八百餘斤、價額三十五萬九千七百六十五圓に止まり、專賣開始以來の最少額を示せり。

（四）賣　渡

本年度に於ける鹽の總賣渡數量は十二億二千四百十七萬千餘斤、此の賣渡代金四千九百五十二萬七千餘圓にして、前年度實蹟に比すれば數量は四億三千八百五十萬七千斤（二割六分四厘）、代金は二百九十萬六千圓（五分五厘）を減少せり。前年度は一般經濟界異常の好況なりし爲め、專賣創始以來未曾有の賣行を見たりしが、本年度は全く之に反し全年度を通じ不況裡に經過したり。即ち前年度末に於ける株式の大暴落以來、一般經濟界は急轉直下全く恐慌狀態を現出するに至り、都鄙を通じて購買力の減退著しく、爲めに鹽を原料とする諸工業者、醬油・味噌製造業者等悉く製品價格の低落に遭ひ、且つ多量の持越品を擁したる等の關係より、事業の縮小又は手控を爲し、此の方面に於ける鹽の需要減退したると、又一面鹽の供給潤澤となりたるを以て、賣捌人竝に一般消費者も、前年度に於けるが如く見越買を爲す者全く跡を絕ち、旁、賣行減退の因を爲したり。

本年度鹽總輸出高は九千二百十五萬餘斤にして、前年度に比し二百九十五萬五千餘斤を減少したり。輸出鹽は埃及鹽五千三百七十七萬八千餘斤（五割八分四厘）、青島鹽二千四十三萬四千餘斤（二割二分二厘）を其の主なるものとし、內地鹽は僅に二百三十一萬五千餘斤（二分五厘）に過ぎず。又仕向先は露領亞細亞九割九分五厘を占めたり。次に又總移出高は二千百九十四萬餘斤にして、前年度に比し二千六百五十三萬八千餘斤を減少せり。移出先別の割合は千島の千四百五十七萬七千餘斤（六割六分四厘）を第一位とし、樺太の六百五十四萬五千餘斤（二割九分八厘）之に亞ぎ、他は伊豆七島（三分四厘）、小笠原（二厘）、朝鮮（厘位未滿）の順なりとす。

本年度に於ける交付金額は百十九萬三千餘圓にして、前年度より二十萬餘圓を增加したるは、主として一般定價と生產費との差額前年に比し增加し、百斤當交付金額の增加したるに因る。又追徵金は三千九百十一圓にして、前年度より二千七百餘圓を增加したり。

第十七款　大正十年度

(一)　製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員八千百三十五人(內再製鹽三十一人)、製造場數五千五百四十六箇所(內再製鹽三十四箇所、採鹹地段別五千八百七十八町餘歩、製造高八億五千八百五十萬四千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員八百八十四人、場數四十六箇所、製造高四千八百八萬九千餘斤を何れも減少し、段別に於てのみ二十五町餘歩を增加したり。製造高の減少は全く天候の製鹽に適せざるものありしに因るものにして、內地鹽の作柄は平年に比して約一億斤の減收に當れり。

本年度政府再製加工鹽の製造高は一億二千六百十八萬三千斤(原料鹽一億四千百八十三萬七千餘斤)にして、昨年度に比し更に五千七百八十七萬七千餘斤を減少せり。

(二)　收納

本年度賠償價格は一般物價の漸落に適應して引下ぐるの必要を生じ、大正十年六月之を改めたり。卽ち第一區五等鹽の賠償價格は、大正九年十二月制定に在りては百斤當三圓十三錢なりしも、十年六月之を引下げて二圓七十三錢に定め、大正十一年適用價格も亦之を襲用したり。

本年度の總收納額は八億五千八百十五萬九千百四十斤(內指定引渡七百二十萬五千八百九十四斤)、賠償金二千六百三十七萬四千五百三十五圓にして、前年度に比し數量四千八百十五萬千百斤、賠償金七百十萬九千四百八十八圓を減少せり。

(三)　輸移入

本年度一般用鹽の輸移入は、從來の方針に基き當初臺灣鹽、關東州鹽及青島鹽を以て之に充て、合計二億八千萬斤の輸移入計畫を立てたるも、本年度も內地鹽は作柄良好ならず、見込高に對し約一割四分の減收を告ぐるに至りたるを以て、之が補給の必要を認め、下半期更に前記外地鹽の輸移入數量を增加すると共に、新に威海衞鹽及安南鹽の輸入を命じたる結果、總命令高は四億八千八百餘萬斤に上りたり。然れども之を前年度に比すれば五千百餘萬斤の減少なりとす。又自用輸入を許可したるは、化學工業用として關東州鹽六百七十二萬斤、青島鹽五千百四十六萬六千七百六十斤、漁業用として米國鹽五百二十二萬五千斤なりき。

而して以上外國及外地鹽の輸移入實績は、輸入に在りては關東州鹽一億三千三百六十四萬餘斤、價額百三十九萬二千四百七十三圓、青島鹽一億九千四十七萬三千二百餘斤、價額二千百十一萬七千七百十三圓、威海衞鹽千八百十二萬七千七百餘斤、價額二十萬三千百四十一圓、安南鹽千二百十七萬九千四百二千餘斤、價額十三萬八千七百圓、英國鹽(精製鹽)一萬二千二百餘斤、價額十五萬五千八百二十五圓、獨逸鹽(精製鹽)千三百九十斤、價額四百八圓、其の他八十七萬五千百餘斤、價額二千九百八十一圓、合計三億六千四百十五萬千餘斤、價額四百一萬三千二百三十六圓にして、前年度に比し數量は二億四千九百一萬二千二百餘斤、價額は八百六十五萬千三百二十八圓を減じたり。又移入に在りては臺灣鹽七千四百四十四萬千五百餘斤、價額百三十三萬二千七百十八圓にして、數量は五千二百六十八萬九千六百餘斤を、價額は九十七萬二千九百五十三圓を增加したり。

(四)　賣渡

本年度に於ける鹽の賣渡數量は一般定價賣十二億千六十三萬斤、此の賣渡代金四千五百八十二萬

九千二百六十一圓、特別定價賣一億二千七百九萬斤、此の代金百四十四萬二千二百十六圓にして、合計數量十三億三千七百七十二萬斤、代金四千七百二十七萬千四百七十七圓なり。之を前年度に比すれば、數量に於て一般定價賣八千六百四十四萬三千斤（七分七厘）、特別定價賣二千六百九十四萬三千斤（三割六分九厘）を增加せるも、代金に於ては鹽賣渡價格引下の結果一般定價賣百九十八萬三千餘圓（四分一厘）、特別定價賣二十七萬九千餘圓（一割六分二厘）、合計二百二十六萬三千餘圓（五分）を減少せり。前年度は財界の一大變動に因り一般經濟界は未曾有の不況に陷り、鹽の賣行も亦十二億斤臺に下りしが、本年度に於ては一般經濟界は未だ全く安定するに至らざるも、鹽の賣行は殆んど平調に復せしものと認めらるるに至れり。

本年度總輸出高は二千七百七十一萬餘斤にして、前年度に比すれば六千四百四十三萬九千餘斤を激減せり。輸出鹽の割合は青島鹽六割四厘、埃及鹽一割一分一厘、安南鹽一割五厘、關東州鹽一割二厘內地鹽三分三厘にして、仕向先は九割七分九厘迄露領亞細亞なりとす。又移出總高は三千四十萬二千餘斤にして、前年度に比し八百四十六萬一千餘斤を減少せり。移出先別の割合は千島四割九分三厘、樺太四割八分、伊豆二分四厘、小笠原二厘、朝鮮一厘なり。

本年度の交付金額は六十六萬四千四百三十三圓にして、前年度に比し五十三萬圓弱の減少を示したるは、輸出鹽の減少したると、輸出漁業用鹽の通過貿易を認めたる結果とに外ならず。又追徵金は三千三十三圓にして、前年度に比し八百七十八圓を減少したり。

第十八款　大正十一年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員六千九百十三人（內再製鹽二十九人）、製造場數五千四百十箇所（內再製鹽三十二箇所）、採鹹地段別五千八百六十五町餘、製造高十一億八百四十九萬二千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員に於て千百四十二人を、場數に於て百三十六箇所を、採鹹地段別に於て十三町餘を何れも減少し、製造高に於ては二億五千萬斤弱を增加したり。人員、場數、段別等の減少は、製鹽方法の極めて幼稚なる揚濱鹽田製鹽又は海水直煮製鹽等にして久しく休止中なりしもの、及副產製鹽にして母業不振の爲め休業中なりしものが、任意廢止の手續を爲したるに因り、製造高の增加したるは天候好適なりしに因るものにして、實に稀有の豐作を呈したり。

本年度政府再製加工鹽の製造高は九千百十一萬二千餘斤（原料鹽九千九百三十九萬五千餘斤）にして、前年度に比し更に三千五百七萬千餘斤を減少したり。斯の如く政府再製鹽製造高が大正八年度以降年々遞減の一途を辿れるは、八年度以降每年收納鹽が大體平年作を持續せしこと、關東州、青島より再製鹽、臺灣より煎熬鹽の輸移入ありしこと、及露領漁業用鹽の大部分が通過貿易鹽を使用するに至りしこと等の爲め、政府製造白鹽の數量を減少するも支障なきに至りしに因るものなり。

（二）收納

本年度に於ける鹽賠償價格も亦、年度中諸物價の騰貴に遭ひ、十一年六月之を改定したり。卽ち前年十二月制定の價格は、第一區五等鹽二圓七十三錢なりしに、十一年六月之を二圓八十一錢に引上げ同年十二月制定の翌年適用の賠償價格は之を襲用したり。

本年度に於ける總收納高は十一億八百十四萬六千九百餘斤（內指定引渡五百九十六萬五千三百餘斤、賠償

金三千五百三十七萬四千百四十四圓にして、前年度に比し數量は二億四千九百九十八萬七千八百餘斤、賠償金は八百九十九萬九千六百九圓を增加したり。

收納鹽の等級割合は三等を最多とし總收納高の七割二分八厘を占め、五等（二割五分四厘）、二等（四分八厘）、一等（二厘）及等外（千分率に達せず）の順序を以て之に亞ぐ。而して一般需要の向上及生產方法の改善に伴ひ、四等以下の下級鹽の生產漸く減少し、之に反して三等鹽以上の上級鹽の生產漸增の趨勢は本年度に於て特に顯著なりき。

(三)　輸移入

本年度一般用鹽の輸移入は從來の方針に基き、上半期に於ては大半臺灣關東州及青島鹽を以て之に充て、尙ほ特殊の需要に應する爲め安南鹽埃及鹽西班牙鹽及獨逸鹽の輸入取扱を命じ、合計二億八千六百餘萬斤の輸移入計畫を立てたるも、更に下半期に於て前記外地鹽の輸移入數量を增加せし結果、總命令高は四億千六百餘萬斤に上りたり。然れども之を前年度に比すれば尙ほ約七千百餘萬斤の減少なりとす。又自用輸入として許可したるは、化學工業用鹽として關東州鹽三千七百四十四萬六千斤、支那鹽二百八十五萬斤、靑島鹽五千四百六萬斤、漁業用鹽として米國粗製鹽百五十萬斤なりしも、船繰等の關係上支那鹽及米國鹽は輸入不能に終りたり。而して實際の輸移入額は、輸入に在りては關東州鹽一億三千四百十九萬四千九百餘斤、價額百三十一萬五千百三十一圓、靑島鹽一億六千八百十九萬四千七百餘斤、價額百九十二萬三千九百四十三圓、威海衞鹽百九十萬五千二百餘斤、價額二萬千七百十九圓、安南鹽三千四百二十三萬七千九百斤、價額三十八萬五千百八十四圓、英國鹽（精製鹽）一萬四千三百四十八斤、價額二千六百四十一圓、獨逸鹽千二十一萬九千八百餘斤、價額二十四萬千二百三十八圓、西班牙鹽千六百四十一萬九千斤、價額三十三萬二千四百八十五圓、埃及鹽三千七百八十八萬六千三百餘斤、價額七十四萬二千五百三十三圓、輸入合計四億三百七萬二千三百餘斤、價額四百九十六萬四千八百七十八圓にして、前年度に比し數量は四千二百六十二萬千三百餘斤、價額は九十五萬千六百四十二圓を增加し、又移入に在りては臺灣鹽數量九千六百二十四萬五千九百餘斤、價額百六十四萬六千二百十六圓にして、數量二千百八十萬四千四百餘斤、價額三十一萬三千四百九十八圓を增加したり。

(四)　賣渡

本年度末現在鹽元賣捌人は三百九十六人、此の營業所八百八十六箇所にして、營業所一箇所當平均人口は六萬七千餘人なり。之を前年度に比するときは人員は六百五人（六割）、同營業所三百二十箇所（二割六分）を減じ、從て營業所一箇所當平均人口は二萬八百餘人を增加せり。又小賣人は十萬七千二百九人、此の營業所十萬七千七百十五箇所にして、營業所一箇所當平均人口は五百五十人となれり。之を前年度に比するときは人員六千百餘人（五分四厘）、同營業所六千百餘箇所（五分三厘）を減じ、營業所一箇所當人口は六十二人を增加せり。而して前年に比し斯の如き減少を生ぜるは、本年度の指定更新に當り多少之が淘汰を行ひたると、元賣捌人に在りては合同して會社組織に變更したるものありたるが爲めなり。

本年度に於ける鹽の總賣渡數量は一般定價賣十二億四千百八萬千七百餘斤、代金四千六百二十九萬八千二百六十六圓、特別定價賣二億四百六十九萬七千七百餘斤、代金二百七十一萬七千百八十九圓合計十四億四千五百七十七萬九千四百餘斤、代金四千九百一萬五千四百五十五圓にして、前年度に比し數量一億八百五萬九千三百餘斤（八分一厘）、代金百七十四萬三千九百七十八圓（三分七厘）を增加せり。

本年度鹽總輸出高は一億二千七百二十七萬三千六百餘斤にして、前年度に比し九千九百五十六萬二千九百餘斤の增加なり。輸出鹽の割合は（東京地方局所管の種類別不明に付之を除く）、埃及鹽三割三分七厘、青島鹽一割八分五厘、西班牙鹽一割三分八厘、關東州鹽九分九厘、獨逸鹽八分二厘等を主とし、又仕向先は露領亞細亞の九割九分九厘を占むること例年と異ならず。總移出高は千五百六十四萬千五百五十斤にして、前年度に比し千四百七十六萬五百餘斤を減少したり。而して移出先の割合は樺太六割九分六厘、千島二割五分、伊豆小笠原五分四厘の順序なりとす。

本年度交付金は合計七十七萬二千九百七十八圓、追徵金は合計九百五十七圓にして、前年度に比し交付金は十萬八千五百餘圓を增し、追徵金は二千七十六圓を減少したり。交付金の增額は露領亞細亞方面に對する漁業用輸出鹽の多量なりしに由る。

第十九款　大正十一年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員六千三百二十二人（內再製鹽二十九人）、製造場數五千二百三十三箇所（內再製鹽三十二箇所）、採鹹地段別五千八百三十七町餘步、製造高七億九千九百八十四萬六千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員六百七十一人、場數百七十七箇所、段別二十八町餘步、製造高三億八百六十四萬六千餘斤を何れも減少したり。人員場數段別の減少は前年度と同一理由に依るものにして、製造高の減少したるは前年度が未曾有の豐作なりしに引替へ、本年度は天候好適ならずして平年作にも達せざるの不況なりしに因るものとす。

政府再製加工鹽は白鹽供給不足の緩和に伴ひ漸次事業を縮小し、本年度の製造高は七千三百四十六萬三千餘斤（原料鹽八千五百七十九萬三千斤）に過ぎず、前年度に比し一千七百六十四萬九千餘斤を減少せり。

（二）收納

本年度に於ける鹽の收納高は七億九千九百五十一萬六千四百餘斤（內指定引渡四百八十九萬四千九百餘斤）、賠償金二千五百五十二萬四千四圓にして、數量は三億八百六十三萬五百餘斤を、價額は九百八十五萬百四十圓を減少したり。

收納鹽の等級割合は依然として三等を第一位とし（七割二厘）、五等の一割九分四厘、二等の七分五厘之に亞ぎ、四等・一等・等外の生產率は益〻減退し、早晩市場に其の跡を絕つに至るべきの情況に在り。

（三）輸移入

本年度一般用鹽の輸移入は、從來の方針に基き當初臺灣鹽・關東州鹽及山東協約上購買の義務ある青島鹽を以て充當すべき見込なりしも、青島鹽は日支主務官廳間に於ける輸入協定成立に至らざりしを以て、專ら臺灣鹽・關東州鹽を購買供給することとし、之が輸移入數量の增加を圖りたり。然るに關東地方大震災後運賃暴騰し、兩地鹽共に豫定通りの輸移入困難となりしを以て、已むを得ず補充の爲め埃及鹽の輸入を爲すこととしたり。其の結果輸移入命令總額は二億九千二百八十餘萬斤に上りたるも、之を前年度に比すれば尙ほ一億二千三百六十餘萬斤の減少を示せり。右は前年度に於て內地鹽稀有の豐作にて巨額の持越鹽を存し、多量に外鹽を輸移入するの要なかりしに因れり。又自己輸入として許可したるは、化學工業用鹽として臺灣鹽五百九十八萬斤、關東州鹽九千八百二萬餘斤

埃及鹽百四十四萬斤、西班牙鹽千六百八十九萬斤、合計一億二千二百三十三萬餘斤にして、漁業用鹽は鹽藏魚類輸出不振の爲め新規輸入を希望する者なく、唯前年度命令に係る米國粗製鹽百四十九萬餘斤の輸入ありたるのみとす。而して輸移入の實蹟は、輸入に在りては關東州鹽二億千五百九十五萬六千餘斤、價額二百十一萬百四十九圓、青島鹽八百十七萬七千六百斤、價額十五萬二千九百三十一圓、英國鹽（精製鹽）一萬千二百五十斤、價額三千百九十六圓、米國鹽百五十萬七千八百餘斤、價額三萬千百五十五圓、獨逸鹽（精製鹽）二千四百八十七斤、價額千百五十八圓、西班牙鹽千二十七萬六千六百斤、價額十二萬三千三百十九圓、埃及鹽千八百五十六萬九百斤、價額二十三萬千百三十三圓、合計二億五千四百四十九萬二千九百斤、價額二百六十五萬三千四十三圓にして、前年度に比し一億四千八百五十七萬九千四百餘斤、價額二百三十一萬千八百三十五圓を減じ、又移入に在りては臺灣鹽一億二千四百四十七萬八千六百餘斤、價額百九十萬二千五百三十四圓にして、前年度に比し二千八百二十三萬二千七百餘斤、價額二十五萬六千三百十八圓を增加せり。

（四）賣　渡

本年度の鹽賣渡數量は一般定價賣渡十二億千二百六十一萬九千二百餘斤、代金四千五百五十七萬五千六百九十四圓、特別定價賣渡一億三千四百十二萬七千六百餘斤、代金百四十五萬七千八十二圓、總計十三億四千六百七十四萬六千八百餘斤、代金四千七百七十六圓にして、之を前年度に比すれば數量に於て一般定價賣二千八百四十六萬二千餘斤（三分三厘）、特別定價賣七千五十七萬餘斤（三割四分五厘）、計九千九百三萬二千餘斤（六分九厘）を減じ、代金合計に於ても百九十八萬二千六百七十八圓（四分）を減少せり。斯く減少を來せしは、一般定價賣に於ては經濟界の不振・金融不如意に主因するものと認めらるるも、本年九月の關東地方大震災に因り仕込用鹽の需要減退せしことも亦多少影響せるが如し。特別定價賣の減少は、前年度に於て通過貿易鹽六千四百萬斤に對し臨時輸入を命じ、特別定價を以て賣渡したると、本年度に於て工業界の不振に因り需要減退せし結果に外ならず。

本年度鹽の總輸出高は二千六百三十萬千餘斤にして、前年度に比し一億九十七萬二千餘斤を激減せり。輸出鹽の割合は青島鹽千七百十八萬二千餘斤（六割三分五厘）、臺灣鹽四百四萬四千餘斤（一割五分三厘）、關東州鹽三百五十八萬七千餘斤（一割三分六厘）等を主とし、又仕向先は全部露領亞細亞なりとす。總移出高は千八百五萬七千餘斤にして、前年度に比し二百四十一萬五千餘斤を增加せり。移出先の割合は千島九百四萬六千餘斤（五割）、樺太八百二萬八千餘斤（四割四分四厘）を主とし、伊豆七島・小笠原・朝鮮・南洋の順序なりとす。

本年度に於ける交付金は六十七萬二千百三十五圓、追徵金は五百五十九圓にして、前年度に比し交付金は十萬八百四十三圓を減じ、追徵金は三百九十八圓を減じたり。

第二十款　大正十三年度

（一）製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員五千七百五十人（內再製鹽二十四人）、製造場數五千三十箇所（再製鹽二十八箇所）、採鹹地段別五千八百二十二町餘歩、製造高十億六千百九十四萬九千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員五百七十二人、場數二百三箇所、段別十四町八段歩を夫々減少したるも、製造高は頗る豐作にして二億六千二百十萬三千餘斤を增加したり。

本年度政府再製加工鹽は總計八千九百十六萬六千八百斤（原料鹽九千百四十五萬四千八百餘斤）にして、前年度に比し千五百七十萬三千六百斤を增加せり。

（二）收　納

本年度に於ける鹽の總收納高は十億六千百六十二萬三千八百餘斤（內指定引渡四百二十萬餘斤）、賠償金三千二百八十七萬七百二十圓にして、之を前年度に比するに、數量は二億六千二百十萬七千四百餘斤を、賠償金は七百三十四萬六千六百八十圓を夫々增加したり。

收納鹽の等級割合は三等を最多とし（八割三分）、五等（九分七厘）、二等（五分七厘）、四等（一分五厘）、一等（一厘）、等外（千分率に上らず）の順次にして、三等鹽以外の生產率は益〻減退するの趨勢を示せり。

（三）輸移入

本年度一般用鹽の輸移入數量は年度當初に於ては、臺灣鹽一億四千萬斤、關東州鹽一億三千八百萬斤、青島鹽一億二千二百萬斤、合計四億斤と豫定したりしが、青島鹽は本年度に於ても輸入協定成立せざりしを以て、已むを得ず同鹽の補充として臺・關兩鹽の數量を增加し、且つ鹽價比較的低廉なる埃及及西班牙鹽を以て充當することとしたる結果、輸移入命令總高は四億二千餘萬斤に及び、前年度に比し一億九百四十萬斤を增加したり。又自己輸移入を許可したるは化學工業用として臺灣鹽二百三十餘萬斤、關東州鹽七千三百十四萬千斤、埃及鹽千五百三十六萬斤、西班牙鹽二千百十六萬六千斤、獨逸鹽七百三十二萬斤、合計一億千九百三十二萬七千斤なりとす。而して輸移入實績は關東州鹽二億四千六百六十五萬八千六百餘斤、價額二百七十五萬四千九百九十七圓、英國鹽（精製鹽）一萬七千餘斤、價額四千二百十五圓、米國鹽（精製鹽）九萬六千六百餘斤、價額千九百三十二圓、獨逸鹽七百十一萬七千斤、價額十萬八千七百十六圓、西班牙鹽六千二百七十四萬四千四百六十一圓、埃及鹽三千六百十六萬三千二百九十六圓、輸入合計三億五千二百七十九萬七千三百餘斤、價額四十四萬二千六百九十六圓にして、前年度に比し數量九千八百三十萬四千五百斤、價額百四十二萬八千百二十六圓を增加し、臺灣鹽の移入は數量一億八千二百六十七萬六千百餘斤、價額二百八十六萬二百五十三圓を增加したり。

（四）賣　渡

本年度に於ける鹽賣渡高は一般定價賣十二億千百八十四萬四千五百餘斤、代金四千六百二十萬三千五百五十五圓、特別定價賣一億四千八百九十七萬二千二百餘斤、代價百七十一萬八百九十八圓、合計數量十三億六千八十一萬六千七百餘斤、代金四千七百九十一萬四千四百五十三圓にして、之を前年度に比すれば、一般定價賣は數量は七十七萬四千七百斤を減じたるも、價額は六十二萬七千八百六十一圓を增し、特別定價賣は數量は千四百八十四萬四千六百餘斤を、價額は二十五萬三千八百十六圓を夫々增加したり。

本年度に於ける鹽の總輸出高は三千九百七十九萬三千餘斤にして、輸出鹽の割合は臺灣鹽千四百二十九萬千餘斤（三割九分五厘）、內地鹽千百一萬千餘斤（二割七分七厘）を主なるものとし、前年度總計に比し千三百四十九萬千餘斤を增加したり。輸出先は本年度も全部露領亞細亞なりとす。移出總高は千五百六十九萬七千餘斤にして、前年度に比し二百三十五萬九千餘斤を減少せり。移出先別の割合は樺太の八百七十六萬九千餘斤（五割五分九厘）を最多とし、千

島の六百二十四萬五千餘斤(三割九分八厘)、伊豆の五十一萬三千餘斤(三分三厘)、小笠原島の十五萬餘斤(一分)等之に亞ぎ、朝鮮は僅に二萬餘斤(一厘)なり。

本年度に於ける交付金下付額は八十四萬三千三百五十一圓にして前年度に比し十七萬千二百十六圓を增加し、追徵金は年度を通じて皆無なりき。

第二十一款　大正十四年度

(一)　製　造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員五千五百二十四人(內再製鹽十四人)、製造場數四千九百二十四箇所(內再製鹽二十七箇所)、採鹵地段別五千八百四十三町餘歩、製造高十一億千四百四十一萬千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員に於て二百二十六人、場數に於て百六箇所を何れも減少し、段別に於ては二十町九段歩、製造高に於ては五千二百四十六萬千餘斤を增加せり。人員、場數の減少したるは製造方法の極めて幼稚なる揚濱鹽田又は海水直煮製鹽にして久しく休止中なりしもの、及副產製鹽にして母業不振の爲め休業中なりしものが、任意製造廢止の手續を爲したるに因り、又製造高の增加は、天候頗る製鹽に適順なりしこと其の主因なるも、近時製鹽設備方法の著しく改善せられしこと、及坂出地方專賣局管內に於ける新開鹽田の漸次成果を收めつつあること等、亦之が一因を爲せり。

本年度政府再製加工鹽は總計六千百六十六萬九千餘斤(原料鹽七千五十六萬八千百餘斤)にして、前年度に比し更に二千七百四十九萬七千餘斤を減少せり。

(二)　收　納

本年度に於ける鹽收納數量は總計十一億千四百十一萬五千餘斤(內指定引渡四百九十八萬二千六百斤、賠償金三千四百六十萬八千三百四十六圓にして、前年度に比し數量は五千二百四十九萬千百餘斤を、賠償金額は百七十三萬七千六百二十六圓を何れも增加したり。

收納鹽の等級別割合は三等を最多として總額の九割を占め、二等五分九厘、五等三分九厘、四等七厘一等及等外の順序を以て之に亞ぐ。

(三)　輸移入

本年度に於て政府の購買すべき一般用鹽は當初三億五千萬斤と豫定し、從來の方針たる外地鹽優先主義に依り臺灣鹽、關東州鹽及山東協約上購買の義務ある青島鹽を以て充當するの計畫を立てたりしも、內地鹽の作柄は前年度以上の豐作にて、過剩內地鹽の在庫數量益〻膨大したるに因り、前記輸移入鹽補給額は極力減少せざるべからざるに至りしが、會〻青島鹽の輸入に關しては本年度に至りても協定成立せざりしを以て、右輸入不能部分に對しては西班牙鹽九百三十七萬千餘斤の外補充せざることとし、抑制に努めたる結果、命令總高は二億五千二百三十七萬千餘斤に止まり、前年度に比し實に一億四千九百八十四萬四千餘斤の減少を示せり。又自己輸入を許可したるは、化學工業用として關東州鹽六千七百五十萬四千餘斤、埃及鹽四千四百三十一萬六千斤、西班牙鹽二千五百五十七萬七千餘斤、獨逸鹽九十萬斤、合計一億三千八百二十九萬八千餘斤なりき。而して右輸移入の實績は、輸入に在りては關東州鹽一億七千二十九萬千斤、價額百八十七萬八千六百二十三圓、英國鹽(精製鹽)一萬餘斤價額三千三百八十五圓、獨逸鹽八十二萬八千八百餘斤、價額一萬千二百四十六圓、西班牙鹽三千四百三十萬八千五百餘斤、價額三十九萬四千七百五十七圓、埃及鹽四千二百七十五萬七千斤、價額四十四萬七千

七百五十九圓、合計二億四千八百二十一萬五千七百餘斤、價額二百七十三萬五千八百四十七圓にして前年度に比し數量一億四百五十八萬千六百餘斤、價額百三十四萬五千三百二十二圓を減じ、臺灣鹽の移入は數量一億千三百八十三萬千七百餘斤、價額百八十三萬千三百七十四圓にして、前年度に比し數量六千八百八十四萬四千三百餘斤、價額百二萬八千九百十三圓を減少したり。

（四）賣渡

本年度に於ける鹽の賣渡高は一般定價賣十二億千七百三十萬斤、代金四千六百九萬九千二百五十一圓、特別定價賣一億六千二百四十一萬六千三百餘斤、代金百八十一萬四千六百一圓、合計十三億七千九百七十一萬六千四百餘斤、代金四千七百九十一萬三千八百五十三圓にして、前年度に比し一般定價賣は數量五百四十五萬五千五百餘斤を增したるも、代金は十萬四千三百四圓を減じ、特別定價賣は數量千三百四十四萬四千百餘斤、代金十萬三千七百三圓を增し、結局總計に於ては數量は千八百八十九萬九千六百餘斤を增したるも、代金に於ては六百圓を減少したり。

本年度鹽の輸出高は僅に百二十四萬二千餘斤にして、前年度に比し實に三千八百五十五萬五百餘斤を減少したり。輸出鹽の割合は臺灣鹽百二萬九千餘斤（八割二分九厘）を最多とし、關東州鹽及內地鹽其の餘を占め、仕向地は全部露領亞細亞なりとす。又移出總高は二千六十七萬二千餘斤にして、前年度に比し四百九十七萬四千餘斤を增加せり。移出先の割合は樺太の千百五十萬二千餘斤（五割五分六厘）を最多とし、千島の八百二十九萬八千餘斤（四割一厘）、伊豆七島の六十二萬八千餘斤（三分）、小笠原の二十四萬二千餘斤（一分二厘）之に亞ぐ。

本年度の交付金下付額は四十五萬四千五百七十六圓にして、前年度に比し三十八萬八千七百七十四圓を減少し、又追徵金は本年度も全然之れ無かりき、交付金額の減少したるは專ら鹽輸出額の減少に基くものなり。

第二十二款　昭和元年度

（一）製造

本年度に於ける鹽製造の概況は、製造人員五千四百六十五人（內再製鹽二十七箇所）、採鹹地段別五千八百四十町餘歩、製造場數四千八百六十六箇所（內再製鹽二十七箇所）、採鹹地段別五千八百四十町餘歩、製造高十億二千三百五十五萬六千餘斤にして、之を前年度に比すれば人員五十九人、場數五十八箇所、段別三町餘歩、製造高九千八十五萬五千餘斤を何れも減少したり。人員場數の減少は久しく休止中なりし者が製造廢止の手續を爲したるに因るものにして、段別の減少は荒廢して復舊の見込なきもの又は工場道路敷地等に編入の爲め地目變換を爲せしものあるに因る。製造高の減少は鹽需給の大勢に鑑み、本年度より生產制限を實行したる結果なりとす。

鹽製造高を其の製造方法に依りて區分すれば、入濱鹽田製鹽は十億四百九十二萬四千餘斤にして總製造高の九割八歩二厘を占め、其の他は揚濱鹽田の七百二十四萬六千餘斤、海水製鹽五百九十萬五千餘斤、副產鹽五百二十二萬八千餘斤等なるが、入濱鹽田以外の製鹽は其の一切を合せて僅に總製造高の一分八厘に過ぎず。

又製造高を府縣別に揭ぐれば、香川縣の二億九千三百三十五萬四千餘斤（總製造高の二割八分七厘）を最多とし、山口縣の一億五千十八萬三千餘斤（一割四分七厘）之に亞ぎ、兵庫縣の一億三千二百二十七萬

五千餘斤（一割二分九厘）、岡山縣の一億三百五十一萬三千餘斤（一割一厘）、廣島縣の九千六百二十萬九千餘斤（九分四厘）、德島縣の九千百十九萬八千餘斤（八分九厘）、愛媛縣の六千四百四十萬六千餘斤（六分三厘）等順次之に亞ぐ。右の七縣は瀨戶內海沿岸に於ける所謂十州地方にして、其の製鹽は殆ど全部入濱式鹽田に依り、製造高は合せて九億三千百十四萬千餘斤に上り、本年度全國總製造高の九割一分を占めたり。其の他の地方にして鹽田製鹽を主とするものは、愛知縣の二千三百九十六萬三千餘斤（總製造高の二分三厘）、大分縣の二千三百五萬四千餘斤（二分三厘）を稍、大なるものとし、他は宮城縣の八百三十八萬六千餘斤、鹿兒島縣の七百三十五萬九千餘斤、沖繩縣の六百四十二萬五千餘斤、福岡縣の六百三十一萬二千餘斤、石川縣の四百九十五萬七千餘斤、千葉縣の四百三十四萬八千餘斤等の順位とす。以上諸縣の外は總て鹽田に依らざる特殊の製鹽のみにして、長崎縣の機械裝置に依る海水製鹽五百八十六萬斤を稍、大なるものとし、爾餘の諸府縣は概ね副產鹽にして生產額殆ど云ふに足るものなし。尙ほ製造人の皆無なるは靑森·岩手·福島·群馬·栃木·埼玉·山梨·岐阜·富山·新潟·山形·秋田·長野·福井·滋賀·奈良·和歌山·佐賀·熊本·宮崎·高知の二十一縣なりとす。

製造高を月別に區分すれば、八月の一億四千七百八十七萬九千餘斤を最多とし、全製造高の一割四分四厘を占め、九月の一億四千六百六十九萬餘斤、五月の一億三千三百八十五萬九千餘斤、六月の一億二千五百七十五萬六千餘斤、七月の一億二千四百五十二萬七千餘斤、十月の一億千六百九十三萬七千餘斤等之に亞ぎ、何れも總製造高の一割以上を生產せり。其の他の月に在りては十一·十二·三·二月の順序にして、各月生產高の歩合は十一月の七分六厘より漸次減少して、二月の五厘を最少とす。

本年度末現在製造許可人員五千四百五十一人（再製鹽者十四人を除く）の中、實際製造に從事したるは四千八百三人にして、製造權を有して事實製造を爲さざりし六百四十八人は、製造方法の最幼稚なる海水直煮法（鹿兒島地方局管內の一部）、又は揚濱鹽田法（主として金澤及鹿兒島兩地方局管內の一部）に依るか、又は副產鹽製造人にして母業不振等の事由に依り、近きも數年遠きは十數年以前より製鹽休止中に係るもの其の大部分を占む。

本年度末現在鹽田所有者は四千百七十人にして、鹽田段別は總計五千八百四十町餘歩、所有者一人當平均段別一町四段餘歩なり。又鹽田所有者中自作經營者は二千三百二十六人、自作段別二千六百六十三町餘歩にして、小作經營者は二千八百二十人、小作段別三千百七十六町餘歩にして、自作人員と小作人員との比率は前者四割五分二厘、後者五割四分八厘、同じく段別の割合は前者四割五分六厘、後者五割四分四厘なり。

本年度に於ける政府の再製·加工鹽は二千八百八十九萬八千五百餘斤（原料鹽二千八百三十四萬五千七百餘斤）、內再製鹽二千二百四十七萬六千餘斤、加工鹽六百四十二萬千餘斤にして、前年度に比し三千二百七十七萬餘斤を減じ、又民間製造再製鹽は鹽需給の大勢に稽へ、前年度來原料鹽賣渡に制限を加へたりしが、本年度に在りては其の製造高四千二百三十一萬六千餘斤なりき。

（三）收納

本年度に於ける鹽の總收納高は十億二千三百十九萬二千斤（內指定引渡七百四十一萬九千四百餘斤）、賠償金三千五十六萬三千八百三十三圓にして、之を前年度に比するに數量は九千九十二萬三千斤を、賠償金は四百四萬四千五百十三圓を何れも減少せり。

收納鹽の等級區別は依然三等を最多とし、總收納高の八割六分七厘を占め、他は二等の一割二分三

厘、四等の五厘、五等の二厘及等外（千分率に上らず）の順序を以て之に亞ぐ。而して近來一般需要者の嗜好向上及生產技術の進步に伴ひ、三等鹽に達せざる下級鹽の生產著しく減退しつつありて、四等鹽以下が市場に其の跡を絕つも遠き將來にあらざるべきを思はしむるの狀態なり。

收納鹽の包裝種類は現在五十斤叺及八十斤叺の二種なるが、前者は大正八年制定以來逐年包裝數量を增加し、本年度に於ては總收納高の九割六分六厘を占むるに至り、後者は之に反して僅に三分三厘を占むるに過ぎず。又以上叺包裝鹽の外に少許の散鹽收納あるも、其の割合は僅に總收納高の一厘なり。

（三）輸移入

本年度政府專賣用鹽として新に購買すべき海外鹽は、近年引續き豐作を見たる內地鹽の過剩停滯品多量なるの實情に鑑み、當初二億七千萬斤と豫定して、從來の輸移入方針たる外地鹽優先主義に依り、臺灣鹽、關東州鹽及山東協約上購買の義務ある青島鹽（大正十五年二月十二日日支主務官廳間の輸出協定成立、本年度より輸入を見るに至る）を以て充當することとし、各、九千萬斤宛の輸移入命令を發したり。然るに本年度內地鹽は其の作柄亦頗る良好にして、過剩內地鹽の在庫益、增大したるに由り、內外鹽需給調制策として、前年度來施行の輸移入鹽配給抑制を爲したる外、尙ほ專賣實施以來曾てなき內地製鹽の生產制限をも、實行するの餘儀なきに至りしを以て、前記輸移入數量は更に減額することとし、各鹽とも千四百五十萬斤宛合計四千三百五十萬斤の配船指示を見合せたり。但し前年度よりの繰越輸移入鹽比較的多量なりし爲め、輸移入高合計二億四千七百四十五萬六千餘斤となり、前年度に比し千四百五十三萬餘斤の增加を示せり。今產地別取扱人別輸移入數量實績を示せば左の如し。

鹽產地別	輸移入取扱人	命令高	輸移入實績	大正十四年度實績	比較增減（＊）
臺灣鹽	大日本鹽業株式會社	九〇、〇〇〇、〇〇〇斤	九一、四九九、九五五斤	一一三、八〇三、七三六斤	＊二二、三〇三、七八一斤
關東州鹽	大日本鹽業株式會社	八四、〇〇〇、〇〇〇	七五、〇九八、四六八	一〇二、七六一、〇一九	＊二七、六六二、五五一
	東洋拓殖株式會社	六、一五五、九三二	六、一五五、九三二	六、九八九、六〇〇	＊八三三、六六八
	小計	九〇、一五五、九三二	八一、二五四、四〇〇	一〇九、七五〇、六一九	＊二八、四九六、二一九
青島鹽	永裕鹽業股份有限公司代理人青島鹽納入組合	九〇、〇〇〇、〇〇〇	七四、七〇二、一四九	七四、七〇二、一四九	＊九、三七一、二〇〇
西班牙鹽	大日本鹽業株式會社	—	—	九、三七一、二〇〇	一四、五三〇、九四九
合計		二七〇、一五五、九三二	二四七、四五六、五〇四	二三二、九二五、五五五	

鹽產地別	輸入取扱人	命令高	輸入高	大正十四年度實績	比較增減（＊）
關東州鹽	大日本人造肥料株式會社外十八名	三六、八五一、六〇〇斤	三六、〇二二、六一〇斤	六〇、五二一、三〇九斤	＊二四、四九八、六九九斤
青島鹽	旭硝子株式會社外十九名	四五、〇七二、五〇〇	三九、三九九、九七一	三九、三九九、九七一	
埃及鹽	旭電化工業株式會社外五名	二七、八一五、七〇〇	二六、四一三、三〇〇	四二、七五七、〇〇〇	＊一六、三四三、七〇〇
西班牙鹽	北海曹達株式會社外五名	四七、一九〇、九〇八	四七、〇二二、〇〇八	二四、九三七、三五八	二二、〇八四、六五〇
獨逸鹽	日本染料株式會社	六、〇〇〇、〇〇〇	五、九七六、五二〇	八二七、三七〇	五、一四九、一五〇
合計		一六二、九三〇、七〇八	一五四、八三四、四〇九	一二九、〇四三、〇三七	二五、七九一、三七二

化學工業用鹽に對しては大正六年以來政府の命令に依り自ら輸移入し得るの途を開きたるが、本年度に於ても合計一億六千二百九十三萬餘斤の輸入ありたり。又漁業用として歐米鹽の使用を希望する者にも、從來自己輸入の特典を與へ居れるも、近時鹽藏魚の輸出衰退し、之が輸入の事實なし。

右の外食卓用醫藥又は化學分析用として左記の通り英國鹽及獨逸鹽の輸入取扱を命じたり。

鹽產地別	輸入取扱人	用途	輸入實績	大正十四年度輸入實績	比較增
英國鹽	株式會社セール商會外二名	食卓用	一八、八三八斤	一〇、〇四二斤	八、七九六斤
獨逸鹽	オット、ライメルス會社外七名	醫藥及化學分析用	三、〇八〇	一、五一二	一、五六八
合計			二一、九一九	一一、五五四	一〇、三六四

以上の內一般用輸移入鹽及工業用自己輸入鹽に對する購買價格は、門司着價格を本位とし、門司港より內地各港間運賃は別に回送費として支出するものとす。

以上を合計したる輸移入鹽の數量及價額を示せば、輸入に在りては關東州鹽一億千七百二十七萬七千圓、價額百二十五萬七千九百七十五圓、青島鹽一億千四百十萬二千百餘斤、價額九十三萬五千百三十七圓、英國鹽四萬五千七百餘斤、價額五千七百四十九圓、獨逸鹽五百九十七萬九千六百斤、價額七萬九百二十圓、西班牙鹽四千七百二萬二千斤、價額四十一萬三千三百斤、價額二十四萬六百八十五圓、合計三億千八十三萬九千九百餘斤、價額二百九十六萬八千一圓（本年度輸入命令なきに拘らず輸入の事實あるは、前年度命令額中輸入延期したるものあるに由る）にして、前年度に比し數量は六千二百六十二萬四千斤、價額二十三萬二千百五十四圓を增加し、又臺灣鹽の移入は數量九千百四十九萬九千九百餘斤、價額百三十九萬二千四百二十二圓にして、前年度に比し數量は二千二百三十三萬千四百餘斤、價額は四十三萬八千九百五十二圓を何れも減少したり。

（四）賣渡

本年度末現在鹽元賣捌人は人員三百十四人、此の營業所七百七十一箇所にして、一箇所に對する人口は各局區々なるも、最多は大阪地方局の十九萬九千六百一人、最少は郡山地方局の四萬千七百三十八人にして、平均七萬九千七人なり。之を前年度に比すれば元賣捌人十五人、營業所四十二箇所を減少し、營業所一箇所に對する平均人口は三千九百九十八人、此の營業所十一萬五千九百九十一箇所にして、營業所一箇所に對する人口は之亦區々なるも、最少は東京及水戶地方局の三百三十六人、最多は大阪地方局の七百六十八人にして、平均五百二十五人なり。之を前年度に比すれば小賣人二千十三人、同營業所は二千百四箇所を增加し、營業所一箇所に對する平均人口は六人を減少せり。斯くの如く元賣捌人に於て前年度に比し人員及營業所を減少したるは、數會社若くは數人が合同し、又は個人名義の營業所が他會社に入社し、從來の營業所を鹽貯藏所等に變更したる關係に因るものにして、小賣人の增加は各所に於て鹽配給上の必要に依り新規指定を爲したるに由るものなり。

本年度に於ける鹽の賣渡數量は總計十四億三千二百九十二萬斤、此の代金四千六百二十九萬五千二百四十九圓にして、前年度に比し數量は五千三百二十萬三千餘斤（三分八厘）を增加したるも、代金は大正十五年一月一日賣渡價格引下げの結果、却て百六十一萬八千六百四圓を減少したり。而して本年度內地鹽の生產高は十億二千三百十八萬九千餘斤にして、賣渡高に比し四億九百七十三萬千餘斤の不足を生ずるも、右は前年度よりの持越鹽及新規輸移入鹽を以て之に充當したるものなり。以上の內一般定價賣渡は數量十二億四千六百十九萬九千五百餘斤、代金四千四百四十八萬五千二百八十六圓にして、前年度に比し數量は二千八百八十九萬九千五百斤を增加したるも、代金は百六十一萬三千九百六十五圓を減じ、又特別定價賣渡は數量一億八千六百七十二萬六百餘斤、代金百八十萬九千九

百六十三圓にして、前年度に比し數量は二千四百三十萬四千二百餘斤を增加したるも、代金は之亦四千六百三十八圓を減少したり。特別定價賣渡の數量增加に反して代金の減少したるは、自己輸入に係る安價鹽購入に基因するものなり。尙ほ用途別に其の數量割合を示せば、化學的藥品製造用の一億五千八百四十萬二千餘斤（總數量の八割四分八厘）其の首位を占め、鑛業用の七百九十萬八千餘斤（四分二厘）之に亞ぎ、其の他は人造色素製造用の三分、獸皮保存用の二分三厘、家畜用の一分六厘、窯業用の一分五厘、石鹼製造用の一分二厘の順序にして、他は何れも一分未滿なり。

本年度の鹽の總輸出高は四百九十三萬二千七百斤（全部露領亞細亞仕向）にして、前年度に比し三百六十九萬圓を增加したり。輸出鹽の割合は臺灣鹽三百四十二萬六千餘斤（六割九分四厘）、內地再製鹽八十七萬千餘斤（一割七分六厘）、關東州鹽五十三萬四千餘斤（一割八厘）、埃及鹽十萬斤（二分）とす。又移出高は二千百二十一萬八百斤にして、前年度に比し五十三萬八千餘斤を增加したり。移出先の割合は千島の千五十五萬二千餘斤（四割九分七厘）を最多とし、樺太の九百八十八萬五千餘斤（四割六分六厘）、伊豆七島の六十一萬七千餘斤（三分九厘）小笠原島の十四萬五千斤（七厘）等之に亞ぎ、朝鮮は僅に一萬斤なり。

本年度の交付金下付數量は三千五百四十一萬八千二百餘斤、金額四十三萬九千四百二十五圓にして、前年度に比し數量は三百八十六萬七千九百八十餘斤を增加し、金額は一萬五千百五十一圓餘を減少せり。斯くの如く數量の增加に反し金額の減少せるは、大正十五年一月一日鹽賣渡價格の引下げに伴ひ、百斤當交付金を引下げたるに由るものなり。追徵金は大正十三年度以來其の事實なし。

第三章　樟腦專賣

第一節　序說

第一款　緒言

樟腦が一の商品として世人の注意を惹くに至りしは十九世紀中葉以後に屬す。蓋し其の藥用又は防蟲用としてのみ知られたる間は、之が需要もさまで大ならざりしが、一度セルロイド原料として工業上に使用せらるるに至りて、其の需要頓に增加せるものなり。而して其の產地は東洋に限局せられ、就中日本內地及臺灣は最も豐富なる產地なりとす。

我國に於ける樟腦製造は古くより行はるる所なりしも、其の著しく產額を增すに至りしは明治維新以降の事に屬し、四國・九州等到る處爭うて樹齡數百年の老樹を伐採し、競うて製腦に努めたり。然れども當時製腦業者は樟腦が如何なる用途に供せらるるやを辨知せず、唯市價の昂騰に連れて目前の利益多かりしが爲め、爭うて之を製造したるに過ぎず、又政府當局者と雖も深く研究調查する所なく、樟林保護の必要を覺るに至らざりしは勿論、樟腦市價騰貴の原因すら之を看過して問はざるの狀態なりき。此の結果內地に於ける民有樟樹は漸次に伐採し盡され、明治中葉頃に至りては大に其の產額を減退するに至れり。而して當時內地樟腦は悉く神戶に集まり、仲買人の手を經て外國に輸出せられたるものなり。

臺灣に於ては西曆千六百六十年頃より樟腦を製造する者ありしが、當時産額は未だ微々たるを免れず、後外商の渡來して購買輸出するに及びて、漸次其の産額を增加したり。清國政府は初め樟腦を官の專賣となしたるが後之を廢し、爾後數次の興廢を經て千八百九十一年以降課稅制度を採り、以て我領臺の時に至れり。而して同島より産出する樟腦は當時悉く香港市場に集まり、同地より更に各國に搬出せられたること、猶ほ內地樟腦の神戶に於けるが如くなりき。

以上の如く樟腦は主として日本內地及臺灣より産出するの外、從來他國に於て産出することなき商品にして、我國の自然的獨占に屬したり。而して斯かる自然的獨占の商品を自由製造販賣に放任し置くときは、爲に投機者の乘ずる所となりて、或は買占となり或は賣崩となり、一昂一低其の左右する所となるは明瞭なるのみならず、當業者は只管目前の利益にのみ注目して之を製造するが故に、自然生産の過剩を來し、價格の暴落を見るに至るの虞あり。茲に於てか政府は明治三十二年八月先づ主産地たる臺灣に樟腦專賣を斷行するに至りしが、其の結果は內地の製腦業を剌戟して、內地生産高を著しく增加し、從て必然價格の低落を招來し、遂に臺灣に於ける專賣制度を危殆ならしめたるのみならず、內地製腦業をも破滅せしめんとしたり。仍て政府は更に明治三十六年十月を以て內地にも專賣制を布くこととし、卽ち內地臺灣を綜合したる一系統の專賣制度施行せられ、以て大正末年に至りたり。

抑も專賣の制度たるや固と消費課稅の一形式にして、之が負擔者は國內の一般消費者なるを常とすれども、樟腦專賣に在りては其の消費は大部分國外に在るを以て、其の負擔は內國人に歸すること甚だ少し。之れ煙草及鹽專賣に對し大に異色ある所なりとす。又樟腦專賣は臺灣に於てこそ年々二百萬圓以上の益金を擧げ、一大財源を爲しつつありと雖も、內地に於ては純益僅かに二三十萬圓に過ぎずして、財政上に寄與する所極めて微々、敢て論ずるに足らざるに似たり。唯夫れ臺灣の專賣制度を確保し、內地樟腦業の維持存續を圖るためには、結局內地に於ても專賣制度を布かざるを得ざるものなり。

本章に於て內地樟腦專賣を敍するに方りては、先づ臺灣に於ける樟腦專賣制度を略說し、其の內地製腦業に及ぼしたる影響を稽へ、以て內地臺灣共通の專賣制度を布くの已むなきに至りし經路を明にすべし。但し內地の專賣實施の結果、內地臺灣共通の制度を布かるるに至りしと雖も、臺灣の專賣制度は臺灣總督府の經營する所にして、大藏省の直接關係する所に非ざるを以て、本章に於ては之が記述を省略し、第十三編外地財政の中臺灣の部に讓ることとせり。

第二款　臺灣に於ける樟腦專賣の施行と其の內地製腦業に及ぼしたる影響

清國統治の時代に於ては、表面上外國人は通過券を得て臺灣內地に入り、樟腦を買取り、之を開港場に搬出するを得るに止まりしも、實際に於ては外商は各地に集積所を設け、資金を土人に貸與し、其の名義を以て製腦に從事したり。從て名義上清國政府は外商に製腦を許可せしことなしと雖も、其の實全島の樟腦業は此等外國商人の左右する所に任せたるものなり。然るに臺灣が我版圖に歸するに及び、政府は或は樟腦製造業取締規則を發布して、清國政府の許可證を有する者の外其の製造を禁止し（明治二十八年）、或は我現行條約を本島に適用する旨を宣言し（明治二十九年一月）、或は樟腦稅則を發布

して一定の租稅を課することとなせしが（明治二十九年三月）、此等の施行に當りては事毎に外人との衝突を免れず、領臺當時に於ける對外交涉事件の多くは、實に樟腦に關係したるものなりき。蠻つて當時に於ける臺灣樟腦の製造狀況を見るに、其の方法の幼稚なる內地と比較すべくもあらざるのみならず、取引の際斤量の增加に依り利益を攫取せんとして、水分等の混和物を多量に注加する爲め、品質低劣なるを免れず、加之原料の豐富なるに乘じ濫伐濫製殆んど底止する所を知らず、只管產額の多からんことに努めて汲々たりき。然るに製造者の經濟狀態たるや、纔かに口を糊するに過ぎず、百斤に付樟腦十圓、樟腦油三圓の課稅も頗る重しと爲し、百方密輸を爲すの奸策を運らし、之を逋脫せんことに之れ努むるの狀態なりしなり。

臺灣に於ける樟腦製造の實況既に斯くの如くなりしが、此の情勢を放任するときは、品質の改良·原料の維持を期し難きのみならず、商權を外人に委するの結果は、自ら需給を調節して價格の維持を圖るの途は得て望むべからざるなり。是を以て政府は如上の缺陷を艾除し、且つ臺灣經營上の一財源を涵養するの目的を以て、遂に同地に樟腦の專賣を斷行することと爲したり。

臺灣樟腦專賣は明治三十二年六月二十二日（官報七月三日）律令第十五號臺灣樟腦及樟腦油專賣規則を以て公布せられ、同年八月五日より施行せられたり。今同規則及其の施行細則（同年七月一日總督府令第五十六號）に依り、專賣制度の大要を述ぶれば左の如し。

（一）樟腦及樟腦油を製造せんと欲する者は政府の特許を受くべく（律令第十六號臺灣樟腦及樟腦油製造規則第一條）、且つ製造者は每年其の製造見込高を屆出づべきものとす（律令第十五號臺灣樟腦及樟腦油專賣規則第五條）。卽ち之に依り總督府は豫め樟腦の需要額を算定し、製造數量を制限して供給の適正を圖り、以て濫製を豫防するものなり。

（二）製造したる樟腦及樟腦油は之を政府に納入すべく（專賣規則第二條）、政府は之に對して豫め臺灣總督府の定めたる賠償金額に依り賠償金を交付す（專賣規則第三條）。

（三）樟腦及樟腦油の賣渡は政府の專賣とし（專賣規則第二條）、賣渡すべき樟腦の數量·定價及場所は豫め總督之を告示す（府令第五十六號專賣規則施行細則第五條）。卽ち之に依り政府は需給を調節し價格の維持を圖ると共に、販賣人又は歐米の需要者が多量の在庫品を擁して、投機を企つるの弊を除かんとするものなり。

（四）樟腦及樟腦油は總べて定價を以て賣渡す。但し必要と認むる場合は競爭に付す（專賣規則第六條）。蓋し賣渡價格の高低は直に樟腦の市價に影響し、或は販路を杜絕し或は代用品の出現を促すの虞れあり。從て總督府は賣渡價格の決定權を留保し、且つ賣渡希望者多數（當時二十名を超ゆ）の場合は、希望者をして重要市場に於て直接需要者に賣渡すべき價格を競爭入札せしめ、總督府は其の最低者と賣渡契約を締結し、以て市價の正鵠を期し併せて販賣業者の利益壟斷を防がんとするものなり。

（五）總督府は右の方法に依り賠償價格と賣渡價格との差額を收益と爲すものなるが、此の際消費者の利便を圖る爲め左の如き賣捌方法を採用す。

（イ）販賣人をして東洋及歐米各地の市場に需要相當の數量を割當て、以て賣捌を爲すの義務を負はしめ、且つ總督府は必要と認むる場合には或地方に廻送すべき斤量を指定することを得るものとす。

（ロ）販賣人は或地方に委託販賣人を置きて、賣捌の代辨を爲さしむるは妨げなきも、何等の名義を以てするも、請賣の爲め樟腦を他人に一手に賣渡すを得ず。

（ハ）販賣人は總督府の賣渡したる樟腦の包裝を改め、若は之に他物を混和して賣捌くを得ず。

臺灣に於ける樟腦專賣の實施は能く商權を回收し、價格の騰貴及安定を齎し、且つ製造の取締、樟林の保護涵養の目的を達するを得たるのみならず、財政上に於ても多大の收益を得る等、夫れ自體としては略、豫期の成功を得るに幾かりしが、同島に於ける專賣施行は攪らずも內地製腦業を刺戟して其の增產を促し、且つ臺灣及內地樟腦とも神戶港に集中輸出せらるることとなりしを以て、遂に互に競合牽連し、爲めに臺灣に於ける專賣制度の存績を危殆ならしむるに至れり。

抑、臺灣に專賣制を施行するに方り、當局の調査したる所に依れば、當時世界の樟腦年需要額は約五百萬斤にして、此の內臺灣の供給する所は約四百萬斤乃至四百五十萬斤に上り、內地供給高は約三十萬斤に止まれり。蓋し當時內地の樟腦生產は、從來の濫伐濫製の結果比年其の原料を減損滅却し、爲に其の年產額も右の如く僅に三十萬斤を出でざる狀態にして、假令樟腦の價格騰貴に伴ひ多少其の產額を增すことあらんも、年額五十萬斤に上らざるべきことは疑を容れざる所なりき。仍て總督府は其の製腦業に及ぼすべき影響の僅微なるを見込みて、玆に臺灣に限りて專賣制を布くことと爲したるものなり。

然るに一旦臺灣に樟腦專賣施行せらるるや、腦價は著しく騰貴且つ安定を得るに至りしを以て、內地製腦業者中從來採算上製造を休止したりし者も遽に再興復活し、又其の擴張增產を圖る者を生じたる結果、頓りに年產額の增加を來し、其の原料樟樹林の如きも、曩の調查に依れば最高產額五十萬斤と豫測せられたるもの、實は年々百萬斤以上の產出能力あること明かとなれり。

右の如き內地製腦業の發展は必然樟腦市場に大影響を與へ、明治三十四年の初め頃より其の相場は漸次下降し、曩には最高九十圓臺に上りしもの、遂に六十圓臺に低落するに至れり。斯くの如くにして、內地樟腦は臺灣樟腦專賣の餘澤を蒙りて再興したるに拘はらず、之に酬ゆるに價格の賣崩と市場の攪亂を以てし、曾に自ら不利を招來するに至りしのみならず、臺灣の專賣制度をも傷け、遂に政府をして右制度を改正し、內地臺灣共通に專賣制を布くの已むなきことを自覺せしむるに至れり。今臺灣樟腦專賣實施前後に於ける內地及臺灣の樟腦生產額及市價の變動を揭ぐれば左の如し。

（一）樟腦生產高（輸出高）

年次	內地 樟腦	內地 腦油	臺灣 樟腦	臺灣 樟腦油
明治二九	二四一、八四七斤	一二七、七八四斤	四、二〇八、二〇一斤	一、一二〇、九七九斤
三〇	一六一、〇四四	九七、八五七	三、一五二、一五〇	一、三六九、八八七
三一	一六〇、三七〇	八八、九八三	四、〇六四、四〇六斤	二、三六二、一〇八
三二	一、〇七二、八五六斤		一、八一九、二二七	二、五八七、一八六
三三	一、五七五、一三一		三、四七九、一七九	二、三八八、一三五
三四	二、〇〇一、二一八		三、六六七、八八七	
三五	一、五二八、〇六八		三、一四八、七四二	

（備考）一、臺灣は明治三十二年以降年度調、又二十九・三十兩年は臺南及淡水港輸出高。

二、樟腦及樟腦油の合計額に於ては、樟腦油は樟腦の半量に換算せらるるものとす。

（二）樟腦相場表（神戸市場平均）

月別	明治三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年
一月	四七・五〇円	四三・五〇円	五四・〇〇円	八〇・七五円	八七・五〇円
二月	四三・五〇	四三・〇〇	六二・二五	八四・二五	八五・五〇
三月	四八・九〇	四三・四〇	六二・七五	八九・〇〇	八三・五〇
四月	四八・〇〇	四二・五〇	六二・六〇	九二・五〇	八二・五〇
五月	四五・〇〇	四一・五〇	六二・五〇	九三・〇〇	八〇・五〇
六月	四五・〇〇	四二・〇〇	五八・七五	九〇・〇〇	七八・七五
七月	四四・五〇	四一・六五	六一・〇〇	八七・九五	七五・五〇
八月	四八・五〇	四二・五〇	六一・一五	八九・五〇	七六・二五
九月	四七・〇〇	四二・五〇	六三・二五	八九・五〇	七二・一〇
十月	四五・五〇	四六・九〇	七三・九五	九〇・〇〇	八〇・〇〇
十一月	四四・五〇	五二・〇〇	八〇・〇〇	九〇・〇〇	八一・〇〇
十二月	四三・五〇	五一・七五	八三・〇〇	八九・〇〇	七六・〇〇

第二節　樟腦專賣法の制定

第一款　第一次法案の提出

我國に於ける樟腦製造の事蹟は頗る古く、遠く王朝時代に遡り得べしと雖も、其の廣く普及したるは德川時代にして、當時對蘭貿易品の重要品目の一に居り、又西南の諸藩（薩摩・土佐等）にては專賣類似の

方法を以て之が製造輸出を圖りたるの事實あり。明治維新以後樟腦輸出は益〻隆盛となりたるが、之に伴ひ漸く濫伐濫製の弊を生じ、明治二十年代に及びては原料樟樹の缺乏の爲め僅々二三十萬斤の輸出に過ぎざるに至れり。然るに臺灣に於ける專賣の施行は、端なくも內地の製腦業を刺戟して其の再興を促したりしが、其の結果は却て供給の過剩・市價の低落を來し、兩者の共倒にも終るべき情勢を誘導したり。玆に於てか政府當局も之が對策に就き愼重に攻究する所あり、明治三十四年三月第十五回帝國議會に於て、貴衆兩院議員中內地樟腦對策に關し質問を發せし者ありしに對しても、農商務大臣は之に關しては特殊の取締方法を設くるか、又は專賣制度を實施するかに就き、目下愼重考究中なる旨を答辯したり。然るに臺灣總督府に在りては、之が對策として內地臺灣共通の專賣制度を布くを以て最も適當なりと爲し、之を主管省たる內務省に稟申する所ありしを以て、同省は大藏省と折衝したる結果、內地產樟腦より擧ぐべき實收益は之を一般會計に編入することを條件として、內地に專賣制を布くことに其の同意を得たり（明治三十四年九月九日內務大臣宛大藏大臣回答）。斯くて其の後關係各廳との協議成り、共通專賣を實行することに一決したるを以て、政府は內地樟樹林の保護、樟腦生產業の維持存續竝に臺灣に於ける重要財源を確保するの理由を以て、明治三十五年二月第十六回帝國議會に粗製樟腦、樟腦油專賣法案を提出したり。法律案の全文を揭ぐれば左の如し。

粗製樟腦、樟腦油專賣法案

第一條　政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ專賣權ヲ有ス

第二條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ總テ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ期限ハ政府之ヲ指定ス

第三條　政府ハ收納シタル粗製樟腦、樟腦油ニ對シ賠償金ヲ交付ス賠償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第四條　政府ヨリ賣渡シタル粗製樟腦、樟腦油ニ非サレハ所有、所持、讓渡、質入若ハ消費シ外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス但シ納付期限前又ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ所有、所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第五條　樟腦、樟腦油ハ政府指定以外ノ港灣ヨリ之ヲ外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ政府ヨリ賣渡ヲ受ケタル粗製樟腦、樟腦油ノ製造業ヲ精製セムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

粗製樟腦ノ精製業ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造業ト相兼ヌルコトヲ得ス

政府ハ樟腦、樟腦油ノ需要供給ノ情況ニ依リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造高ヲ制限スルコトヲ得

第七條　粗製樟腦、樟腦油ノ製造ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ違背シ、豫定ノ期間內ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ條件ヲ履行セサルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

蕃地ノ狀況ニシテ公安上必要アリト認ムルトキハ政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ停止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第八條　當該官吏ハ樟腦、樟腦油ノ製造場、貯藏場其ノ他樟腦、樟腦油ノ所在ト認ムル場所ニ立入リ檢查ヲ爲シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得其ノ運搬中ニ係ルモノニ付亦同シ

第九條　樟腦、樟腦油ノ製造ノ許可、收納及賣渡ノ事務ハ臺灣總督府專賣局之ヲ行フ但シ內地ニ於ケル樟腦、樟腦油ノ製造ノ許可ハ所轄地方廳之ヲ行フ

第十條　樟腦、樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ賣渡ス但シ必要ト認ムル場各ハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十一條　政府ニ納付前粗製樟腦、樟腦油ニ他物ヲ混和シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ粗製樟腦、樟腦油ハ何人ノ所有タルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第十二條　第四條、第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル樟腦、樟腦油ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡、消費シ又ハ輸出シタルトキハ其ノ代價ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第十三條　政府ヨリ賣渡ヲ爲ササル粗製樟腦、樟腦油ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルトキハ第十一條ノ場合ヲ除クノ外政府ハ之ヲ收納シ第三條ニ準シ賠償金ヲ交付ス

第十四條　第八條ノ場合ニ於テ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法ニ正條アルモノハ其ノ規定ニ依ル

第十五條　政府ニ對シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ事實ノ申告ヲ詐リタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合又ハ情ヲ知ラスシテ第四條ニ違背シタル場合ニハ不論罪ニ關シ刑法ノ規定ニ依ル

第十七條　樟腦、樟腦油ノ製造業者又ハ取引人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ

シテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造業者又ハ取引人ハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基ツキ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第十八條　本法施行ノ爲必要ナル規程ハ內地ニ於テハ主務大臣、臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

第十九條　本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十條　本法施行ノ際內地ニ於テ製造業者又ハ賣買業者ノ所有スル粗製樟腦、樟腦油ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ準シ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第二十一條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ明治三十五年五月一日迄ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間內ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十二條　臺灣樟腦及樟腦油製造規則ニ依リ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間滿了ノ日迄本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

右計畫に依れば、專賣は臺灣を主とし內地を從とするものにして、卽ち樟腦の製造許可收納賣渡は何れも臺灣總督府之を執行し、唯內地に對しては其の製造許可の事務を府縣に委託し、內務大臣監督の下に之が取締を司らしむることとし、其の收納事務に在りては臺灣總督府專賣局の出張所を神戶、長崎、門司等に設置して之に當らしむるものなり。從て之が主管は臺灣總督府の主管省たる內務省に屬することとし、右法案提出に當りては內務大臣のみ之に副署したり。斯くの如く內地に於ける樟腦專賣の施行は專ら監督取締を目的とし、直接歲入を目的とするものにあらざりしが若し內地分にして收入益金を生するときは、之を一般會計に繰入るるの方針なりしことは前述の如し。

本案の議會に提出せらるるや、兩院に於て議論沸騰し、贊否交々起れり。其の反對する者は、或は斯かる監督取締を目的とする專賣制を布くことを以て民業を束縛するものと爲し、或は其の實施の結果は葉煙草專賣に於けるが如く必然密賣買の弊を惹起すべきを指摘し、或は又臺灣の財政施設の缺陷を補修するが爲めに、累を內地の製腦業者に及ぼし、之を拘束せむとするが如きは大に考究を要すべき問題なるを以て、愼重調査を遂ぐるが爲め、之が決定を次期議會迄延期すべしと論ずる者あり。就中貴族院に於ては其の主管省及法案の副署形式に異論を挾む者多く、此等の者は、本案の關係大臣たるべき大藏大臣及農商務大臣の副署を缺けることに對し批難を加へたり。而して結局衆議院は現在臺灣に於ける專賣實施の狀況は、指名入札を爲し多額の身元金を納めしめ、一手に販賣せしめ居れるを以て、殆んど個人の專賣と異らざる觀あるのみならず、買受人の落札も指名せられたる者の間に妥協の嫌ありと爲して、寧ろ之を公平に競賣に付するを可なりと認め、右法案第十條『樟腦、樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ賣渡ス』を『樟腦、樟腦油ハ總テ競賣ス』に、同條但書『但シ必要ト認ムル場合ハ競爭ニ付スルコトヲ得』を『但シ必要ト認ムルトキハ定價ヲ以テ賣渡スコトヲ得』と修正の上之を可決したり。又貴族院に於ては、特別委員會は前述の如き種々の議論を鬪はしたる後、第十九條の『四月一日』を『五月一日』に、第二十一條の『五月一日』を『六月一日』に修正の上之を可決したりしと雖も、本會議に於て再び副署形式及主管問題に關し議論を生じて容易に解決を見ず、結局開議の餘日無き折柄多數の議案を擁す

るを理由として、本案は第二讀會に移すべからざるものと決定せられ、遂に該法案は不成立に歸したり。

第二款　第二次法案の提出及成立

樟腦專賣法案が第十六回帝國議會に於て否決せらるるや、其の影響は忽ち樟腦の市價に及び、當時七十五圓の市價は直に七十圓に低落し、爲めに貿易上の損失は內地にては一年に約三十萬圓、臺灣にては約五十萬圓と推測せられ、其の損害は益〻增大すべき勢を呈したり。偶〻獨逸に於ける人工樟腦の勃興喧傳せられ、之が競爭も漸く加はらんとし、製腦業の不安は爲に愈〻切迫したりしが、他方臺灣總督府の明治三十五年度專賣收入の如きは、前年度益金四百五十萬圓に比し半減するの狀態を示し、今や內地に於ける專賣施行は一日も之を緩うすべからざるに至れり。卽ち政府は前議會の經過に鑑み協議を重ねたる結果、內地專賣の實施は之を以て國庫歲入の資源となすに足らざるも、臺灣の財政上之が實現の緊要なる以上は、內地にても同じく專賣官署を設置して一切の事務を掌理せしむるを必要と認め、今回は大藏省主稅局に於て之を主管することとし、更に法案にも改修を加へたる上、緊急を要するものとして第十八回臨時議會に之を提案したり。前法案に對し修正を加へたる主要條項左の如し。

（一）製造業者相續の場合には許可を要せず、屆出を以て業務の繼承を爲し得ること
（二）精製業と粗製業と相兼ぬるは取締困難なるに由り之を許さざること
（三）製造業者は必ず製造に關する帳簿を設くること
（四）犯人以外の者にて政府より賣渡さざる樟腦を所有するも之を沒收せず、補償金を交付すること
（五）當該官吏の尋問又は職務執行に對する罰科を、葉煙草專賣法と同程度に引下げたること
（六）刑法の不論罪を適用せざるは酷なるに由り之を削りたること
（七）未成年者又は禁治產者に對する罰則は之を其の法定代理人に適用すること
（八）本法施行の際に內地に於ける製造人、取引人以外の者の所有する樟腦には本法を適用せざること

本案は先づ貴族院に提出せられたるが、同院に於ては質問論議の末、本法案を以て短期の臨時議會に提出すべき程緊急のものに非ずと爲し、又專賣制は人民の營業自由權を束縛するものなりとの趣旨を以て反對意見を唱ふる者あり、其の他條項中に就き修正意見を持したる者ありしも、大勢は本法急施の必要を認め、會期の切迫せることを顧慮して之が修正をも見合はすこととし、政府提案を可決して衆議院に送付したり。衆議院に在りては日程を變更して直に之を上程し、委員會に於ては前回と同じく樟腦の賣下を競賣に付することに修正說ありしも成立せず、本會議に於ても尙ほ反對論を唱ふる者ありしも、結局政府原案通り可決確定したり。

斯くて內地臺灣共通の粗製樟腦、樟腦油專賣法は明治三十六年六月十七日（法律第五號）左の如く公布せられ、同年十月一日より施行せらるることとなれり。

粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年六月十七日法律第五號）

第一條　政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ專賣權ヲ有ス

第二條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ總テ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ

期限及場所ハ政府之ヲ指定ス

第三條　政府ハ收納シタル粗製樟腦、樟腦油ニ對シ補償金ヲ交付ス補償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ

第四條　政府ヨリ賣渡シタル粗製樟腦、樟腦油ニ非サレハ所有、所持、讓渡、質入若ハ消費シ、外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス但シ納付期限前又ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ所有、所持スルハ此ノ限ニ在ラス

第五條　樟腦、樟腦油ハ政府指定ノ港灣ニ由ルニ非サレハ之ヲ外國ニ輸出シ又ハ內地臺灣間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス

第六條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セムトスル者ハ製造場、竈數、一箇年ノ生產見込量目及製造著手ノ時期ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　相續ニ因リ樟腦、樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキハ政府ニ屆出ツヘシ

相續ニ因ルノ外製造ヲ繼承セムトスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

第八條　粗製樟腦、樟腦油ノ製造者ハ粗製樟腦ノ精製者ト相兼ヌルコトヲ得ス

第九條　政府ハ樟腦、樟腦油ノ需要供給ノ情況ニ依リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ制限スルコトヲ得

第十條　樟腦、樟腦油ノ製造ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シ又ハ豫定ノ條件ヲ履行セサルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

蕃地ノ狀況ニシテ公安上必要アリト認ムルトキハ政府ハ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ停止シ又ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十一條　樟腦、樟腦油ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十二條　當該官吏ハ樟腦、樟腦油ノ製造ニ關スル一切ノ帳簿ヲ檢查シ又ハ樟腦、樟腦油ノ製造場、貯藏場其ノ他樟腦、樟腦油ノ所在ト認ムル場所ニ就キ檢查ヲ爲シ其ノ他監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條　樟腦、樟腦油ハ總テ定價ヲ以テ之ヲ賣渡ス但シ必要ト認ムル場合ハ競爭ニ付スルコトヲ得

第十四條　政府ヨリ賣渡ヲ爲ササル粗製樟腦、樟腦油ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルモノハ之ヲ政府ニ收納ス此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル粗製樟腦、樟腦油ヲ除クノ外第三條ニ準シ補償金ヲ交付ス

第十五條　納付前粗製樟腦、樟腦油ニ他物ヲ混和シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ粗製樟腦、樟腦油ハ之ヲ沒收ス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル樟腦、樟腦油ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡、消費シ又ハ輸出シタルトキハ其ノ代價ニ相當スル金額ヲ追徵ス

一　第四條又ハ第五條ニ違背シタル者

二　許可ヲ受ケスシテ粗製樟腦、樟腦油ヲ製造シ又ハ粗製樟腦ヲ精製シタル者

三　許可ヲ受ケスシテ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更シ又ハ製造ヲ廢止シタル者

四　第九條ノ制限又ハ第十條第二項ノ停止ノ處分ニ違背シタル者

第十七條　相續ニ因リ樟腦、樟腦油ノ製造ヲ繼承シタルトキ其ノ屆出ヲ爲ササル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十八條　樟腦、樟腦油ノ製造者帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ之ヲ怠リタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　當該官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十一條　當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタルトキハ自己

ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十三條　間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　本法施行ノ爲必要ナル規定ニシテ主務大臣ノ定ムヘキ事項ハ臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

第二十五條　本法ハ明治三十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣樟腦及樟腦油專賣規則竝臺灣樟腦及樟腦油製造規則ハ之ヲ廢止ス

第二十六條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人ノ所有スル粗製樟腦、樟腦油ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ準シ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第二十七條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦、樟腦油ノ製造者又ハ取引人以外ノ者ノ所有ニ係ル粗製樟腦、樟腦油ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス

第二十八條　本法施行ノ際內地ニ於テ樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ明治三十六年十一月一日迄ニ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ其ノ期間內ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

第二十九條　臺灣樟腦及樟腦油製造規則ニ依リ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ期間滿了ノ日迄本法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

是より曩き樟腦專賣問題の世上に喧傳せらるるや、新聞雜誌に贊否の論を闘はす者ありしも、當業者方面に在りては大勢に順應し、敢て專賣に反對せざることを協議するに至りし程にて、別に反對運動を見ることなく、議會に於ける法案の通過と共に世論全く鎭定したり。

粗製樟腦、樟腦油專賣法は明治三十六年の制定後、一回の改正をも見すして大正末年に及べり。但し其の間大正三年第三十一回帝國議會に於て、衆議院議員に依りて本法の施行地に關する法律案の提出せられしことあり。右は本法の施行を臺灣總督府管內に局限し、內地の專賣制度を撤廢せんとするものにして、提案者の說明に依れば、當時樟腦は歐米市場に於て百圓の市價を維持し得べきに拘らず、現在八十二圓程度に控制せらるるは、全く專賣制度の缺陷に出づるものにして、爲に林業者は樟樹の植栽に躊躇し、製腦業者は悲慘の業態に沈淪せり。之を救濟するは樟腦の販賣を民業に復するの外なしと云ふに在りたり。然れども之に對しては樟腦の海外取引の安全を維持し、製品の品位改良を圖り得るは全く專賣制度の恩惠にして、近時暴騰せる百圓の市況は、之を放置せば終には南支樟腦及人造樟腦の擡頭を招來すべきが故に、寧ろ專賣制度を存續して適當に價格を調節するに若かずと爲す反對論あり、結局右法案は否決せられて成立するに至らざりき。

尙ほ專賣法上粗製樟腦及樟腦油の定義に就ては、專賣法制定以來特に之を定むる所なかりしが、爾來化學の進步に伴ひ人工を以て諸種の類品を製出するに至り、如何なる物質を以て專賣法上に於ける粗製樟腦、樟腦油と爲すべきやを、明確に規定するの必要を生じたるを以て、大正十一年二月省議を以て左の如く之が意義を決定したり。

『專賣法上粗製樟腦とは其の製造原料の如何と又內地產たると外國產たるとを問はず、品質が溶融點攝氏百七十五度以下、硫酸反應著色度定規沃度液色相の八百分の一より濃厚にして、硫酸溶液の溫度上昇攝氏八度を超ゆる樟腦（$C_{10}H_{16}O$）を云ふ。

專賣法上樟腦油とは其の種類及成分の如何を問はず、百分中五以上の樟腦分を含有する液體を云ふ。』

第三款　施行細則及事務取扱手續の制定

粗製樟腦、樟腦油專賣法の發布に伴ひ、樟腦製造の許可、收納の手續、製造業者の設備等に關し、法律施行上必要なる諸般の事項を規定するの要あるを以て、明治三十六年九月大藏省令を以て左の如く粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則を定めたり。但し本細則は專ら內地に於ける專賣法施行上必要なる事項を規定せるものにして、臺灣に於ける規定は別に總督府令を以て之を定めたり。

粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則（明治三十六年九月十五日大藏省令第二十三號）

第一條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セムトスル者ハ製造場、竈數、一箇年ノ生產見込量目及製造著手ノ時期ヲ定メ所轄樟腦事務局ニ出願スヘシ

第二條　所轄樟腦事務局ニ於テ必要ト認メ製造場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ所轄樟腦事務局ニ出願スヘシ

一　製造場ヲ移轉セムトスルトキ

二　竈ノ撤去又ハ增設ヲ爲サムトスルトキ

三　一箇年生產見込量目ヲ變更セムトスルトキ

四　製造著手ノ時期ヲ變更セムトスルトキ

第四條　相續ニ因リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造又ハ粗製樟腦ノ精製ヲ繼承シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄樟腦事務局ニ屆出ツヘシ

相續ニ因ルノ外製造又ハ精製ヲ繼承セムトスルトキハ製造者又ハ精製者及繼承者連署シ所轄樟腦事務局ニ出願スヘシ

第五條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ所轄樟腦事務局ニ屆出ツヘシ

一　製造又ハ精製ヲ休止セムトスルトキ又ハ休止後更ニ製造又ハ精製ニ著手セムトスルトキ

二　住所又ハ氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキ

第六條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者製造場所在市町村ニ現住セサルトキハ粗製樟腦、樟腦油專賣法ニ依ル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄樟腦事務局ニ屆出ツヘシ

第七條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ各製造場ニ其ノ竈數、氏名及許可ノ年月日ヲ記載シタル標札ヲ揭クヘシ

第八條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ管理人、焚夫、運搬夫其ノ他ノ從業者ニ左ノ木製鑑札ヲ携帶セシムヘシ

表

住所

管理人（焚夫等）氏名　年齡

二寸五分

裏

粗製樟腦、樟腦油製造人

氏名　印

年月日

第九條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者其ノ製造又ハ精製ヲ廢止セムトスルトキハ所轄樟腦事務局ニ出願スヘシ

第十條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第九條ニ依リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ制限スル必要アリト認メタルトキハ樟腦事務局ハ粗製樟腦、樟腦油製造者ノ一箇年生產見込量目ヲ更訂シ之ヲ製造者ニ通知スヘシ

第十一條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ粗製樟腦、樟腦油製造後六十日以內ニ之ヲ所轄樟腦事務局ニ納付スヘシ

所轄樟腦事務局ハ事務ノ都合ニ依リ特ニ納付期日ヲ指定スルコトアルヘシ

第一項ノ期間內又ハ前項ノ期日ニ納付スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ所轄樟腦事務局ニ出願シ其ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ粗製樟腦又ハ樟腦油ノ容器ニ製造ノ場所、年月日及製造者ノ氏名ヲ記載スヘシ

第十三條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ代理人ヲ以テ粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ爲スコトヲ得

運送營業者カ粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ其ノ代理人ヨリ粗製樟腦、樟腦油ノ運送ヲ委託セラレタルトキハ運送中ハ其ノ代理人トナリタルモノト看做ス

第十四條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ豫メ所轄樟腦事務局ノ認可ヲ得テ所轄樟腦事務局以外ノ樟腦事務局ニ粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ納付ヲ爲スヘキ樟腦事務局ヲ以テ第十一條ノ所轄樟腦事務局ト看做ス

第十五條　粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル粗製樟腦ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ製造者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ

一　可檢樟腦一瓦ヲ試驗管ニ入レ强硫酸五立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ著色暗褐色ニ過キ且ツ溫度ノ上昇攝氏驗溫器三十度ヲ超ユルトキ

二　可檢樟腦五瓦ヲ一定ノ劃度硝子管ニ入レ其ノ二十五立方「センチメートル」ニ至ルマテ乾燥セル石油依的兒ヲ注加シ劇シク振盪シ二十五分間以上靜置シ管底ニ沈降スル水分及固形夾雜物ノ容量百分ノ十ヲ超ユルトキ

粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル樟腦油ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦同シ

一　樟腦油固有ノ特異ナル香氣ノ外異臭ヲ放ツトキ

二　攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ比重〇、九四未滿ナルトキ

第十六條　樟腦事務局ハ粗製樟腦、樟腦油ノ品質ヲ鑑定シ之ニ相當スル補償金ヲ交付ス

粗製樟腦、樟腦油製造者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ其ノ代理人災害其ノ他ノ事故ニ因リ粗製樟腦、樟腦油ニ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ現ニ損害アリタル地ヲ所轄スル樟腦事務局ニ屆出ツヘシ

第十八條　粗製樟腦、樟腦油又ハ精製樟腦ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ直ニ代金ヲ納付シ現品ヲ引取ルヘシ若賣渡契約ノ日ヨリ三日以內ニ現品ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵收ス但シ契約ヲ解除シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　粗製樟腦、樟腦油又ハ精製樟腦ノ收納又ハ賣渡時間ハ公暇日ヲ除クノ外每日午前九時ヨリ午後四時マテトス但シ既ニ收納ニ著手シタルモノニ付テハ午後四時ヲ過クルモ之ヲ收納スルコトアルヘシ

第二十條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、量目、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二　使用シタル原料ノ種類、一釜每ノ原料使用量目、釜數、使用原料總量目及其ノ使用ノ日

三　製造シタルモノノ種類、一釜每ノ製造量目、製造總量目及其ノ製造ノ日

四　政府ニ納付シタルモノノ種類、量目、補償金額、納付ノ日

第二十一條　粗製樟腦精製者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　粗製樟腦ノ量目、價額、買入ノ日及其ノ買入先

二　使用シタル粗製樟腦ノ量目及其ノ使用ノ日

三　製造シタルモノノ種類、量目及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル精製樟腦ノ量目、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

第二十二條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第十二條ニ依リ檢查又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲ス官吏ハ左ノ證票ヲ携帶スヘシ

四寸

官氏名	
樟腦、樟腦油檢查官吏章	
何樟腦事務局	何樟腦事務局印

二寸五分

第二十三條　第十一條、第十四條、第十六條及第二十四條ヲ除クノ外本則中樟腦事務局ニ屬スル事務ハ樟腦事務局出張所アル地方ニ於テハ樟腦事務局出張所之ヲ行フ

附　則

第二十四條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第二十六條ニ該當スル粗製樟腦、樟腦油ノ所有者ハ明治三十六年十一月三十日マテニ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ所轄樟腦事務局ニ納付スヘシ

第十一條第二項、第三項、第十三條、第十四條、第十五條及第十六條ノ規定ハ之ヲ前項ノ場合ニ準用ス

第二十五條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第二十八條ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ニハ本則第一條ヲ準用ス

右施行細則の公布と共に、更に各地樟腦事務局に於て專賣事務の執行に關する詳細なる取扱手續を規定し、同月二十二日大藏省訓令を以て左の如く之を公布したり。

樟腦事務局事務取扱手續（明治三十六年九月二十二日大藏省訓令第三十七號）

第一章　總　則

第一條　樟腦事務局又ハ同出張所ハ別紙第一號乃至第三號書式ノ用紙ヲ備ヘ置キ出願人又ハ屆出人ニシテ請求スルトキハ之ヲ交付スヘシ

第二條　本則中出張所ヨリ事務局ニ又ハ事務局ヨリ出張所ニ通知スヘキコトヲ定メタル規定ハ出張所ナキ地方ニ於ケル粗製樟腦、樟腦油製造人ニ付テハ之ヲ適用セス

第三條　施行細則第一條ニ依リ粗製樟腦、樟腦油製造又ハ粗製樟腦精製ノ許可ヲ得ムトスル者第一號書式ノ製造許可願用紙ヲ以テ出願シタル場合ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ丙號ヲ出願者ニ下付シ甲號ヲ所轄樟腦事務局ニ丁號ヲ製造地所轄ノ小林區署ニ發送スヘシ此ノ場合ニ於テ乙號ハ出張所甲號ハ樟腦事務局ニ於テ各備フヘキ許可臺帳トシテ編纂シ置キ異動ノ時々加除スヘキモノトス

製造許可ヲ得ムトスル者カ第一號書式ノ用紙ニアラサルモノヲ以テ出願シタルトキハ其ノ願書ヨリ必要ノ事項ヲ第一號書式ノ用紙ニ移記シ前項ノ手續ヲ爲スモノトス此ノ場合ニ於テハ乙號中ニ出願者ノ捺印ナキハ別紙ヲ以テ出願シタルニ因ル旨ヲ記載スヘシ

第四條　施行細則第三條、第四條第二項及第九條ノ出願ヲ爲サムトスル者第二書式ノ用紙ヲ以テ出願シタルトキハ丙號ヲ出願者ニ下付シ甲號ヲ所轄樟腦事務局ニ丁號ヲ製造地所轄ノ小林區署ニ發送スヘシ

出願者第二號書式ノ用紙ニアラサルモノヲ以テ出願シタルトキハ其ノ願書中ヨリ必要ノ事項ヲ第二號書式ノ用紙中甲丙丁ニ移記シ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　施行細則第四條第一項、第五條、第六條及第十七條ノ屆出ヲ爲シタルトキハ乙號ハ所轄樟腦事務局ニ發送スヘシ

式ノ用紙ヲ以テ屆出ヲ爲シタルトキハ乙號ハ所轄樟腦事務局ニ發送スヘシ

前條第二項ハ之ヲ本條ノ場合ニ準用ス

第六條　施行細則第十條ニ依リ生產見込量目ノ更訂ヲ製造者ニ通知シタルトキハ一人別更訂高ヲ所轄樟腦事務局ニ通知スヘシ

第七條　樟腦事務局ニ於テ收納シタル粗製樟腦、樟腦油ハ其ノ事務局ニ於テ賣渡スモノノ外總テ左ノ手續ニ依ルモノトス

一　粗製樟腦ハ隨時神戶樟腦事務局ニ回送シ神戶樟腦事務局ハ其ノ局收納ニ係ルモノト共ニ之ヲ臺灣總督府專賣局神戶支局ニ賣渡スモノトス

二　樟腦油ハ隨時各樟腦事務局ヨリ再製請負人ニ交付シ請負人ニ於テ再製シタル樟腦ハ神戶樟腦事務局ニ納付セシメ之ヲ臺灣總督府專賣局神戶支局ニ賣渡スモノトス

第八條　施行細則第十一條第二項ニ依リ納付期日ヲ指定シタルトキハ之ヲ所轄出張所ニ通知スヘシ

第二章　收納及交付

第九條　施行細則第十一條第三項ニ依リ納付ノ猶豫ヲ出願シタルトキハ第四條ニ準シ丙號ヲ出願者ニ下付シ甲號ヲ所轄出張所ニ發送スヘシ

第十條　施行細則第十四條ニ依リ所轄樟腦事務局以外ノ樟腦事務局ニ粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ爲スノ認可ヲ出願シタルトキハ第四條ニ準シ丙號ヲ出願者ニ下付シ甲號ヲ所轄出張所ニ發送シ甲號ト同一ノ書式ニ依ル通知書ニ許可臺帳ノ謄本ヲ添ヘ納付ヲ爲スヘキ樟腦事務局ニ發送スヘシ

許可臺帳ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度之ヲ納付ヲ爲スヘキ樟腦事務局ニ通知スヘシ

第十一條　粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ申出テタルトキハ左ノ順序ニ依リ處理スヘシ

一　受付

受付主任ニ於テ人名ヲ許可臺帳ニ照合シ第四號書式ノ用紙ニ納付年月日、到著番號及納付者ノ住所氏名ヲ記入シ到著番號札ヲ交付シ現品一箇毎ニ左ノ符票ヲ附シ用紙ト共ニ之ヲ鑑定主任ニ回付ス

到著番號	第　何　號
等級	何　等

同一ノ納付者ニシテ製造人又ハ製造場ヲ異ニシタル粗製樟腦又ハ樟腦油ヲ取纏メ混合シテ納付セムトスル場合ニ於テハ納付者ヲシテ乙號內譯欄ニ製造場又ハ製造人及其ノ內譯斤數ヲ記入セシムヘシ

二　鑑定

鑑定主任ニ於テ前號ノ回付ヲ受ケタルトキハ定量容器ニ移出シテ之ヲ鑑定シ鑑定ノ結果合格ヲ認メタルトキハ用紙ニ等級ヲ記載シ尙現品ニ附シタル符票ニ等級ヲ記シ用紙ト共ニ之ヲ秤量主任ニ回付ス

三　秤量

秤量主任ニ於テ前號ノ回付ヲ受ケタルトキハ其ノ量目ヲ檢定シテ斤數ヲ用紙ニ記載シ用紙ハ之ヲ計算主任ニ現品ハ之ヲ倉庫主任(物品會計官吏以下同シ)ニ回付ス

四　計算

計算主任ニ於テ用紙ノ回付ヲ受ケタルトキハ補償金額ヲ算出シテ之ヲ記入シ納付者ニ示シ其ノ樟腦事務局ノ鑑定ニ異議ナキモノハ直ニ捺印セシメ受入命令ノ手續ヲ爲シ之ヲ倉庫主任ニ回付シ其ノ鑑定ニ不服ナルモノハ再鑑定ノ請求ヲ爲サシム

第一號第二項ノ場合ニ於テ秤量主任ノ檢定シタル粗製樟腦、樟腦油ノ斤數カ納付者ノ記入シタル內譯斤數ノ合計ニ對シ異動ヲ生シタルトキハ檢定斤數ヲ內譯中檢定斤數欄ニ記入スヘシ

製造人又ハ製造場毎ノ納付高ト爲シ內譯

五　倉庫

倉庫主任ニ於テ用紙ノ回付ヲ受ケタルトキハ本條第三號ニ依リ回付ヲ受ケタル現品ト對照シ現品ハ受入ノ手續ヲ爲シ用紙中丙號ニ領收印ヲ押捺シ之ヲ仕拂主任ニ回付ス

六　仕拂

仕拂主任ニ於テ用紙ノ回付ヲ受ケタルトキハ仕拂命令ノ手續ヲ爲シ補償金ノ仕拂命令

書領收印ヲ押捺セシメ仕拂命令書及用紙ノ丙號ヲ納付者ニ交付シ用紙ハ之ヲ記帳主任ニ回付ス

七　記帳

記帳主任ニ於テ用紙ノ回付ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ納付臺帳、粗製樟腦出納簿、樟腦油出納簿及歲出ニ關スル帳簿ヲ整理スヘシ但シ二箇所以上ノ出張所前項ノ整理ヲ了リタルトキハ甲號ヲ所轄出張所ニ發送スヘシ

ニ通知スヘキ場合ニ於テハ所轄出張所毎ニ別ニ通知書ヲ調製シ之レカ發送ヲ爲スヘシ」施行細則第十四條ニ依リ所轄外製造人ヨリ粗製樟腦、樟腦油ヲ納付シタル場合ニ於テハ甲號ヲ製造場所轄樟腦事務局ニ發送シ其ノ事務局ハ之ニ依リ更ニ所轄出張所ニ通知スヘシ

第十二條　樟腦油再製ノ爲メ樟腦事務局ニ於テ樟腦油ヲ請負人ニ交付スルトキハ第五號書式ノ用紙スヘキ日ヲ定メ之ヲ請負人ニ通達スヘシ

第十三條　樟腦事務局ニ於テ再製ノ爲メ樟腦油ヲ請負人ニ交付シ甲號ハ神戶樟腦事務局ニ發中乙號ニ受取人住所氏名、交付月日及斤數ヲ記入シ受取人ヲシテ捺印セシメ丙號ハ現品ト共ニ請負人ニ交付スヘシ

第十四條　樟腦油再製請負人ヨリ再製樟腦ノ納付ヲ申出テタルトキハ第六號書式ノ用紙甲號內譯ニ樟腦油交付斤數、交付月日及交付樟腦事務局ヲ記入セシメ現品ト共ニ提出セシメ鑑定ノ上合格ヲ認メタルモノハ秤量、計算シテ受入ノ手續ヲ爲シ乙號ヲ請負人ニ交付シ樟腦油再

製整理簿、再製樟腦納付制限過不足整理簿及再製樟腦出納簿ヲ整理スヘシ

再製請負料トシテ金錢ノ仕拂ヲ要スルモノアルトキハ之レカ仕拂ヲ爲シ賠償金ヲ徵收スヘキ場合ニ於テハ之レカ手續ヲ爲サシメ樟腦油交付整理簿及歲入歲出ニ關スル帳簿ヲ整理スヘシ

第三章　鑑定

第十五條　粗製樟腦ノ等級ハ上中下ノ三等トシ樟腦固有ノ色相香氣ヲ具備スルモノニシテ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

等級別	水分及固形夾雜物容量	硫酸反應 著色	硫酸反應 上昇溫度（攝氏檢溫器）
上等	百分ノ五以下	沃素三十分一規定液ニ過クヘカラス	二十度以下
中等	百分ノ七以下	沃素二十分一規定液ニ過クヘカラス	二十五度以下
下等	百分ノ十以下	沃素十分一規定液ニ過クヘカラス	三十度以下

前項ニ於テ沃素十分一規定液ト稱スルハ沃素十二、六八六瓦ヲ沃度加里約三十瓦ト共ニ水ニ溶解シテ一「リートル」ニ至ラシメタルモノヲ謂フ

第十六條　樟腦油ノ合格標準左ノ如シ

色相　淡黃色乃至濃黃褐色　香氣　樟腦油固有ノ特異ナル香氣　比重　〇・九四以上（攝氏十五度）

第十七條　粗製樟腦ノ鑑定ハ其ノ色相、香氣及油水分含有量ヲ查察シタル上左ノ試驗ヲ行ヒテ之ヲ爲スヘシ但シ外觀ノ查察ニ依リ其ノ等級ヲ定ムルコトヲ得ヘシト認メタル場合ニ於テハ試驗ヲ省略スルコトヲ得

一　可檢樟腦ノ一定量ヲ取リ試驗管ニ入レ强硫酸五立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ著色度及上昇溫度ヲ檢視スヘシ

二　可檢樟腦一瓦ヲ試驗管ニ入レ强硫酸五立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ著色度及上昇溫度ヲ檢視スヘシ

三　可檢樟腦五瓦ヲ一定ノ劃度硝子管ニ入レ其ノ二十五立方「センチメートル」ニ至ルマテ乾燥セル石油依的兒ヲ注加シ劇シク振盪シ二十五分間以上靜置シ管底ニ沈降スル水分及固形夾雜物ノ容量ヲ檢定スヘシ

第十八條　試驗ヲ行フ場合ニ於テ同一納付者ノ粗製樟腦ニシテ品質相類シタルモノハ各容器ヨリ一定量ヲ取リ相混合シテ可檢樟腦ト爲スヘシ

第十九條　第十七條ノ試驗成績第十五條ノ等級標準ト一致セサルトキハ左ノ例ニ依リ等級ヲ區別スヘシ但シ異色（灰色、褐色、暗灰色等）ヲ呈スルモノハ中等以上ノ試驗成績ヲ示スモ之ヲ下等トスヘシ

一　水分及固形夾雜物容量ニ於テ上等品タルコトヲ示スモ硫酸反應ニ於テ中等品以下タルコトヲ示ス場合若ハ硫酸反應ニ於テ上等品タルコトヲ示スモ水分及固形夾雜物容量ニ於テ中等品以下タル場合ハ之ヲ中等品トスヘシ

二　水分及固形夾雜物容量ニ於テ中等品タルコトヲ示スモ硫酸反應ニ於テ下等品タルコト

ヲ示ス場合若ハ硫酸反應ニ於テ中等品タルコトヲ示スモ水分及固形夾雜物容量ニ於テ下等品タルコトヲ示ス場合ハ之ヲ下等品トスヘシ

第二十條　粗製樟腦中ニ著シク泥土、細砂、塵芥等ノ夾雜シ又ハ粗製樟腦カ施行細則第十五條第一項各號ノ一ニ該當スルコトヲ發見シタルトキハ納付者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ

第二十一條　樟腦油ノ鑑定ハ左ニ定ムル試驗ヲ行ヒ之ヲ爲スヘシ

一　各容器毎ニ「ピペット」ヲ挿入シテ其ノ色相、香氣及水分ノ有無ヲ查察スヘシ

二　前項ノ查察ヲ終リタルトキハ「アレヲメートル」ヲ以テ其ノ比重ヲ檢定スヘシ

三　第一項ノ查察ニ於テ異狀ヲ認メタルトキ又ハ第二項ノ檢定ニ於テ其ノ比重〇、九四以下ナルトキハ更ニ劃溫蒸餾ヲ施シ腦分ノ多少如何ヲ檢查シ其ノ品質ヲ判明スヘシ

第二十二條　樟腦油ニシテ施行細則第十五條第二項各號ノ一ニ該當スルトキハ納付者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ

第二十三條　粗製樟腦又ハ樟腦油ノ再鑑定ヲ求メタル者アルトキハ二人以上ノ技術官吏ヲシテ第十七條又ハ第二十一條ニ依リ更ニ試驗ヲ行ハシメ第七號書式ノ鑑定書ヲ作成シ乙號ハ之ヲ再鑑定申立人ニ交付スヘシ

再鑑定ノ申立人ニハ前項試驗ニ立會スルコトヲ得ル旨ヲ告ケ請求アルトキハ之ヲシテ試驗ニ立會セシムヘシ

第二十四條　收納シタル粗製樟腦及樟腦油ハ收納年度ヲ區別シ之ヲ倉庫ニ收容スヘシ但シ粗製樟腦ハ各等級毎ニ區別スルコトヲ要ス

第二十五條　收納シタル粗製樟腦ハ定量容器ニ容レタル儘倉庫內適當ノ場所ニ置キ受入命令アリタルトキハ等級別ニ樟腦槽ニ移シ樟詰ト爲シタル後倉庫內貯藏ニ充テタル場所ニ藏置スヘシ

第二十六條　粗製樟腦ハ一樽凡ソ百五十斤入トシ各等級毎ニ左記雛形ノ樽ニ樽詰トスヘシ但シ收納年度末ノ樽詰端數ハ適宜ノ樽ニ收ムルモノトス

（雛形省略）

第二十七條　樽詰ヲ爲スニハ一樽ノ量ヲ適宜數回ニ搗詰メテ全樽ニ充實セシメ上蓋ノ上面ニハ左記第一號樣式ニ依リ樽詰シタル年月日ヲ付シ側面ニハ左記第二號雛形ノ記標及番號ヲ付スヘシ但シ記標ハ各邊ヲ五寸トシ上等靑色、中等赤色、下等黑色ト爲スモノトス

第一號

15/12/36

第二號

鹿兒島樟腦事務局ノ用ユル記標　長崎同上　熊本同上　福岡同上

カ 183　ナ 183　ク 183　フ 183

第二十八條　第二十六條但書ノ場合ニ於テハ適宜ノ場所ニ斤數及某收納年度末ノ樽詰端數ナ

ルコトヲ標記スヘシ

第二十九條　粗製樟腦ヲ回送セントスルトキハ樽詰シタル斤數ノ減量有無ヲ檢シ減量アリタルトキハ之ヲ補足シ蓋ノ箍メ口ハ美濃紙及厚洋紙ヲ以テ密封シ蓋ノ三方ヲ釘付シ外側ハ蓁繩ヲ以テ左記雛形ニ依リ三稜形ニ纏束シ回送請負人ニ引渡スヘシ

（雛形省略）

第三十條　一旦使用シタル粗製樟腦樽ヲ再ヒ用ヰルトキハ既ニ施シタル記標番號及荷造年月日ハ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ抹消スヘシ

第三十一條　收納シタル樟腦油ハ定量容器ニ容レタル儘倉庫內適當ノ場所ニ置キ受入命令アリタルトキハ油槽若ハ石油罐大ノ鐵葉罐ニ移シ倉庫內貯藏ニ充テタル場所ニ藏置スヘシ

第三十二條　樟腦油ハ神戸樟腦事務局ニ在テハ正味若ハ適宜ノ容器ニ收メ交付シ其ノ他ノ樟腦事務局ニ在テハ石油罐大ノ鐵葉罐ニ收メ二罐ツヽ木製外函ニ容レ之ヲ再製請負人ニ交付スヘシ

木製外函ニハ第二十七條ニ定メタルモノト同一ノ黑色記標ヲ付スヘシ

第三十三條　樟腦油ノ交付ヲ了リタルトキハ再製請負人ニ對シ荷造場所ヲ指定シ且之ヲ監督シ及監督上必要ナル所置ヲ爲シ其ノ荷造ヲ了シタルトキハ檢查ヲ爲スヘシ

第三十四條　前條荷造トハ罐口ヲ固著セシメ外函ニ釘付シ結繩スルヲ謂フ

第五章　回送

第三十五條　樟腦ノ回送ハ豫メ請負人ヲ定メ之ニ委託シ回送ヲ要スル時ニ之ヲ回送請負人ニ引渡スヘシ

第三十六條　回送請負ハ身元確實ニシテ經驗アル者ニ命シ且直接國稅十圓以上ヲ納ムル者二人以上ノ保證人ヲ立テシムヘシ

第三十七條　回送請負人ニ樟腦ヲ引渡ストキ及回送請負人ヨリ樟腦ノ引渡ヲ受クルトキハ主任官吏立會スヘシ

第三十八條　回送ノ爲メ粗製樟腦ヲ回送請負人ニ引渡シタルトキハ回送請負人ヨリ第八號書式ノ用紙戊號ニ到著豫定期日及送リ方法ヲ記入シ捺印セシメタル上己號ヲ之ニ交付シ回送品ト共ニ遞送セシメ之ト同時ニ乙號、丙號、丁號ヲ神戸樟腦事務局ニ送付スヘシ

第三十九條　回送シタル粗製樟腦神戸樟腦事務局ニ到著シタルトキハ回送請負人ヨリ第八號書式ノ用紙己號ヲ提出セシメ之ヲ乙號ト照合ノ上回送品ノ檢量ヲ行ヒ受入ノ手續ヲ爲シ丁號ヲ提出セシメ之ト引換ニ戊號ヲ回送請負人ニ還付スヘシ

第四十條　回送ヲ了シタルトキハ回送請負人ヨリ回送元樟腦事務局ニ第八號書式ノ用紙丁號ヲ回送元樟腦事務局ニ送付スヘシ

第四十一條　粗製樟腦ヲ回送請負人ニ引渡シタルトキハ回送元樟腦事務局ハ粗製樟腦回送整理簿ニ拂出ノ記帳ヲ爲シ保管轉換領收書ヲ受領シタルトキハ神戸樟腦事務局ニ於テ領收ノ登記ヲ爲セシ日ヲ以テ粗製樟腦出納簿ニ拂出ノ登記ヲ爲シ且粗製樟腦回送整理簿ノ整理ヲ爲スヘシ

第四十二條　粗製樟腦保管轉換引繼書ヲ受ケタルトキハ神戸樟腦事務局ハ粗製樟腦回送整理

簿ニ記入シ現品ノ引渡ヲ受ケタルトキ更ニ同簿ノ整理ヲ爲シ且粗製樟腦出納簿ニ登記スヘシ

第四十三條　一回ニ回送請負人ニ引渡シタル粗製樟腦ハ二回以上ニ分送スルコトヲ得サラシムヘシ

第四十四條　回送請負人ニ粗製樟腦ヲ引渡シタル後神戶樟腦事務局ニ於テ之レカ引取ヲ了スルマテノ間ニ於テ生シタル粗製樟腦ノ亡失又ハ容器ノ毀損ニ付テハ回送請負人ヲシテ之レカ賣ニ任セシムヘシ但シ不可抗力ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六章　賣渡

第四十五條　粗製樟腦、再製樟腦ノ賣渡ヲ請求スルモノアルトキハ第九號書式ノ用紙ヲ請求人ニ交付シ賣渡請求品種類、斤數及請求人ノ住所氏名ヲ記入捺印ノ上提出セシメ賣渡代金及賣渡年月日ヲ請求書相當欄ニ記入スヘシ

第四十六條　前條ノ記入ヲ爲シタルトキハ局長ノ決裁ヲ得テ之ニ歲入調定年月日ヲ記入シ納入告知書ヲ賣渡請求人ニ交付シ賣渡請求書ハ之ヲ物品會計官吏ニ送付スヘシ

第四十七條　賣渡請求人現品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ金庫ヨリ交付シタル賣渡代金領收證ヲ呈示セシメ賣渡請求書ニ收入濟年月日ヲ記入シ拂出命令ヲ得テ賣渡請求書ニ領收ノ證印ヲ爲サシメ引渡年月日ヲ記入シ引渡ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十八條　神戶樟腦事務局ニ於テ臺灣總督府專賣局神戶支局ヘ粗製樟腦、再製樟腦ヲ賣渡シタルトキハ第十號書式ノ用紙乙號、丙號ヲ該支局ニ送付シ該支局ヨリ丙號ノ回付ヲ受ケ賣渡ノ手續ヲ了スヘシ

第四十九條　第四十七條及第四十八條ニ依リ拂出ヲ了シタルトキハ粗製樟腦出納簿、樟腦賣渡及調理整理簿及再製樟腦出納簿其ノ他關係帳簿ヲ整理スヘシ

第五十條　臺灣總督府專賣局神戶支局ニ賣渡シタル粗製樟腦、再製樟腦ノ代金ハ神戶支局ニ於テ賣拂タル一箇月分ヲ取纏メ翌月十日マテニ納入告知書ヲ發シ同月中ニ其ノ代金ノ拂込ヲ完了セシムヘシ

第七章　雜則

第五十一條　粗製樟腦、樟腦油及再製樟腦ノ出納ニ關スル現況ハ別紙第十一號乃至第十六號書式ニ依リ調製シ第十五號表ハ四月二十日限リ第十六號表ハ日々其ノ他ハ各翌月五日限リ當省ニ送付スヘシ

第五十二條　第十一條、第十四條、第四十一條及第四十九條ノ帳簿ハ別紙第十七號乃至第二十四號書式ニ依リ調製スヘシ

第五十三條　本則ニ定メタルモノノ外歲入歲出及物品ノ出納ニ關スル取扱方ハ歲入ニ在テハ諸收入歲出ニ在テハ內國稅徵收費粗製樟腦、樟腦油、再製樟腦其ノ他物品ノ出納ニ關シテハ內國稅徵收費所屬物品ノ取扱例ニ依ルヘシ

（書式省略）

第三節　樟腦專賣法の實施

第一款　實施に關する調査

粗製樟腦及樟腦油專賣の議決するや、大藏省主稅局は之が準備調査に著手し、卽ち樟腦の製造竝取引の現狀を詳にする爲め、各稅務監督局をして各地方の實狀を調査せしむると同時に、大藏省官吏を各地方に派遣し、左記事項と共に、收納賣渡の場所、補償金額の決定、其の他施行に伴ふ施設の準備等に就き、實地踏査せしめたり。

（一）樟腦及樟腦油製造地方及製造場竝竈數
（二）樟腦及樟腦油地方別生產高
（三）原料の供給方法及其の價格竝現在及將來に於ける原料の增減
（四）樟腦及樟腦油賣買の方法竝製造人又は仲買人の賣捌地方
（五）樟腦及樟腦油の主なる集散地
（六）樟腦及樟腦油の價格及其の價格決定方法
（七）樟腦及樟腦油の貯藏運搬及荷造の方法竝其の運賃
（八）樟腦及樟腦油の用途
（九）以上の外專賣法施行上必要と認めたる事項

今各稅務監督局の調査報告竝に出張員の復命等に依り、當時の狀況を綜合すれば其の要領次の如し。

第一　樟腦生產

內地に於ける樟腦の生產地は九州、四國を主とし、中國、近畿の一部、東海道方面に限られ、一府二十三縣に亙り、二十市百三十四郡に及べり。而して其の製造人員は千三百八十、場數は千四百餘にして、其の生產高の八割は九州各縣之を占めたり。

製腦設備は極めて簡單にして掘立小屋に竈を築き、外に冷却裝置あるのみにして、專ら原料の運搬と用水の便とを圖りて製造場所を選定し、零碎なる原料を蒐集して製造するを常とするを以て、一定場所に在りて永く製造を繼續する者極めて稀なり。

製造人の多くは資力乏しく唯勞賃を目的とし、其の多年の經驗を稼資と爲せるに過ぎず。常に賣り木を搜索し、原料を逐うて製造場を移動するものなるを以て、其の製造業も極めて些々たるものにして、仲買商等に賴り製品引渡の約を以て原料の供與を受け、又は高利の資金を前借し、之に從事せる如きもの少からず。之が爲め設備を改善して生產費の節約を圖り、步留りの增進を計るが如き進取的施設は殆ど見るべきものなく、唯傳來の方法を墨守するに止まれり。但し中には製腦企業家として山子と稱する多くの焚夫を使役し、官林の拂下を受け又は相當量の原料を買集め、自ら經營せるものなきにあらざるも、此等は九州地方に限られ、其の數も僅に十指を屈するに足らざるの狀況なり。

樟腦の製造に就ては鹿兒島、宮崎、熊本、長崎の諸縣にては警察の許可を受けしめ、特に鹿兒島縣に於ては其の業主及焚夫に對して營業稅を課することと爲し、又製腦出願あるときは警察に於て先づ立木を檢査し之に章標を附し、切り木を釜場に持込ましめたる後更に檢査し、一日四十貫焚を標準として日數を限り許可せり。

樟腦の內地生產高は農商務統計に依れば百五十萬斤前後に上るも、此の調査は再製樟腦を計上せ

第二　原料樟樹

生産費	目造費	荷造運賃	建設費	裝備費	燃料費	原油代	製品樟腦代	原料樟木代	同樟腦油	製品樟腦	原料樟木	生産府縣名
伸資手數料	耗	運賃	費	費	費	代	數	數	斤數	斤數	斤數	
二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	一、二五、三〇三	三五、円七一、斤〇〇〇	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六、九〇三、〇〇〇	一、〇〇〇、斤〇〇〇	五、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	二、〇七八、五六〇斤	鹿兒島
二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	一、三七二、〇〇〇	一、二五、三〇三	三、〇〇〇、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、斤〇〇〇	三、四五、八三二	一、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	二、〇七八、五六〇斤	熊本
一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六八五四	一、八五二、〇〇〇	一、二五、三〇三	一、八五、八三二	一、五〇〇、斤〇〇〇	六、八三、〇〇〇	一、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	二、〇七八、五六〇斤	長崎
二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇八五二	一、三七二、〇〇〇	一、二五、三〇三	二、〇五、八三二	一、五〇〇、斤〇〇〇	四、〇二、〇〇〇	一、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	二、〇七八、五六〇斤	和歌山
一、四〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六八一	一、三七二、〇〇〇	一、二五、三〇三	一、七三、〇〇〇	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、〇〇〇	一、〇〇〇、斤〇〇〇	一、〇〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	二、〇七八、五六〇斤	備考

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違ありて其の實蹟に於ては著しき懸隔あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依りて其の實蹟に於ては著しき懸隔あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依りて其の實蹟に於ては著しき懸隔あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
和歌山	四六、五〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四九、斤九七	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
高知	四六、五〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	四二、八六、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、二五、八三二	四、〇二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六四、一六〇

（平均原料百斤に對する歩留二斤強）
（平均製品百斤に對し油五斤七五）
（平均製品百斤に對し油五十九斤）
（平均一尺ノ高三圓九十錢）

平均六十五圓四錢六厘

樟腦の生産費は原料樟木の買取費額に依り高低一樣ならず、又樹質に依りて製成歩留に甚しき相違あるを免れず。其の中庸と認むべき主産地方面の調査を對照するに、生樟腦百斤の生産費左の如し。

計	雜	計	雜
一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤	一七、〇二六、五七一	一、九五八、五六斤
二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇	二五、二〇一、三一〇	二、〇一二、〇〇〇
三三、〇一二、一九五	一六八斤	三三、〇一二、一九五	一六八斤
二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤	二四七、九五八	二、五二八、〇六八斤

第三節　樟腦專賣法の實施

第二　原料樟樹

生産府縣名	原料樟木斤數	製品樟腦斤數	同樟腦油斤數	樟腦代	原料樟木代	燃料費	裝備費	建設費	荷造運賃	目耗	伸資手數料	生産費計
鹿兒島	五五、〇〇〇、斤〇〇〇	一七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三五、円七一、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	二、三〇二、〇〇〇	三、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	四、〇六〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六四、一六〇
熊本	六六、〇〇〇、斤〇〇〇	二、〇七八、五六〇斤	一、〇〇〇、斤〇〇〇	三二、円四七、斤〇〇〇	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、三二、四七二	一、八五二、〇〇〇	一、八五二、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九一〇
長崎	三九、一〇〇、斤〇〇〇	一、七一六、五七一	一、〇〇〇、斤〇〇〇	六七、斤九三	一、二五、三〇三	一、三七二、〇〇〇	一、八五、八三二	五六、円三二	六八五四

原料樟樹は積年の伐採に因り著しく缺乏せるに加へて、近時腦況の良好なるに伴ひ一層濫伐したる結果、社寺境內又は官有林野の外には纏りたる賣木を見出すことを得ず、根株を漁り古損木を集め延いて稚樹に及ぼすに至れり。之が爲め價格は著しく騰貴し、造林植樹は稍、世人の注意を惹くに至り、官民共に漸く之を實行せんとする者ありて、苗樹の栽植は相當に增加しつつあり。農商務省の調査に依れば現在樟樹の概數千三百萬本、百三十四萬尺〆を算せり。卽ち左の如し。

官有	六、二八四、八三八本	八三七、六四七尺〆
民有	七、三四四、一三〇	五〇二、八七五
計	一三、六二八、九六八	一、三四〇、五二二

前記の如く樟樹の需要增加に伴ひて價格も騰貴し、樹齡三四十年のものは一尺〆賣買相場三圓を下らず、步留り三四斤に上る良樹に在りては一尺〆八九圓を呼べり。

第三　樟腦の集散及取引

樟腦の取引は其の輸出地たる神戶を中心とし、國內の生產は殆んど神戶に集中せり。同地には有力なる仲買人あり、又各產地にも地方仲買人ありて、製腦業者より持込品を買入れ、或は製造場所にて買付を爲す。取引方法には直取引あり、延取引あり、又製造人に前金貸附を爲し、或は委託販賣を行ふ者あり。

神戶に於ける樟腦輸出業者中有力なるは鈴木岩次郎・池田貫兵衞・窪田平吉を始め、住友・三井・ルーカス・サミュール等にして、此等は製腦家又は仲買人より其の製品を買收輸出す。外國に於ける取引先は主として倫敦又はハンブルグにして、仲買人は相場を調査し、或は取引せる藥種商・精製會社等に交涉して直段・船便等を取り極め、延取引又は見越賣買を爲すものとす。

神戶問屋筋に於ける委託販賣は口錢百分の二に一定せるも、相場は實際外商取引よりも遙に下値を以て仕切るを常とす。地方製造人は大抵地方仲買人の手を經て神戶送りとなし、製造人自ら神戶に出荷する者は極めて稀なり。地方仲買人の取引に至りては五分乃至一割の口錢を勘定する外、仲買人より資本を貸與せるものには、日步五六錢の高利のものあり、又無利子にて十圓引と爲せるものあり、其の他製品の二步乃至三步割讓の約束のもの等ありて、之が取引は一に仲買人の操縱に委し、品質價格等全く仲買人の專斷に付せり。此の外樟腦は水分を含有し且つ揮發性のものなるが故に、實量より量減りを見込み取引するを常とす。之を水引と云ひ、其の步合は地方仲買人に在りては運搬貯藏減等を見込みて二割に及ぶものあり、神戶問屋にては竝枯五分引、上枯二分引を普通とす。

今神戶問屋・地方仲買人及製造人の收得高を例示すれば左の如し。

神戶市價樟腦百斤當

		円	
仕切値段		七八・〇〇〇	市價との開差は問屋の利益となる
神戶問屋の買入値段	水引	七七・〇〇〇	二分
	問屋口錢	一・五四〇	
	運賃諸掛	一・五一〇	水引したる値段の二分
差引		〇・九五〇	實費
仲買口錢		七三・〇〇〇	百斤のものは水引鹼減等四五斤を加へ百四五斤となるにより、仲買人の値段は百斤約七十圓となる
買取値段		三・〇〇〇	問屋への賣値と買取値段の差は口錢となる
地方仲買人の買入値段	水引及鹼減	六七・〇〇〇	神戶値段と十圓開きを普通とす
	荷造費	四・六九〇	七分見込
		〇・九〇〇	實費

運賃	差引	實費
〇・四〇〇円	六一・〇一〇	百斤のものは水引缺減七斤を加へ百七斤となるにより、製造人の賣値は百斤五十七圓一錢となる

生產地に於ける樟腦價格は各地とも神戶に於ける市價を標準とし、概ね百斤當十圓內外の開差あり、又樟腦油の價格は樟腦の値段の半額を普通とし、稀に半額に一圓を加へたるものを以て取引するものあり。神戶に於ける粗製樟腦百斤當相場を揭ぐれば左の如し。

年次	最高	最低	平均	年次	最高	最低	平均
明治二十年	一九・〇六六円	一七・五七〇円	一八・三一八円	明治三十三年	八九・八三三円	八七・七四一円	八八・七八七円
二十一年	二五・六四一	二三・一五〇	二四・三九六	三十四年	八二・〇六二	八〇・四三七	八一・二五〇
二十二年	三一・九五六	二九・九〇八	三〇・九三三	三十五年	七五・〇五八	七二・五八三	七三・八二一
二十三年	四六・四九一	三九・二一六	四二・八五四	三十六年一月	七六・〇〇〇	七五・〇〇〇	七五・五〇〇
二十四年	三七・一〇八	三五・三八三	三六・二四六	二月	八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇	七九・〇〇〇
二十五年	四三・一〇〇	三九・三五八	四一・二二九	三月	七八・〇〇〇	七五・〇〇〇	七六・五〇〇
二十六年	五三・五五〇	五〇・一三三	五一・八四二	四月	七六・〇〇〇	七五・〇〇〇	七五・五〇〇
二十七年	四六・七〇八	四二・九七五	四四・八四二	五月	七八・五〇〇	七六・〇〇〇	七七・二五〇
二十八年	七三・一八三	六二・六三三	六七・九〇八	六月	八〇・〇〇〇	七八・〇〇〇	七九・〇〇〇
二十九年	六三・〇〇〇	五七・五八三	六〇・二九二	七月	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
三十年	四七・三三三	四四・五六六	四五・九五〇	八月	八三・〇〇〇	八一・〇〇〇	八二・〇〇〇
三十一年	四五・二七五	四三・五九一	四四・四三三	九月	八三・〇〇〇	七七・〇〇〇	八〇・〇〇〇
三十二年	六七・七四一	六三・一二五	六五・四三三	平均	七九・三八九	七七・二三二	七八・三〇六

第四　樟腦の需要及用途

粗製樟腦の需要は大體五六百萬斤程度にして、米・獨兩國の百五十萬斤を最多とし、英は百萬斤、佛は九十萬斤、印度七八十萬斤、內地に在りては僅に十二萬乃至十五萬斤を出でず。其の用途はセルロイド製造原料七割を占め、其の他藥用としては丁幾劑・防蟲・防臭に、香料としては懷中用又は薰燒用等に供せらる。

樟腦の輸出高は臺灣專賣の影響多からざりし明治三十二年度の實蹟に見れば、內地輸出高二百七十餘萬斤にして、之に臺灣輸出高三百餘萬斤を加ふれば總計約六百萬斤に上り、大體潤澤なる供給狀態を示せしが、其の後輸出は年々增加し、內地輸出高は三百萬斤乃至四百萬斤に上るに至り、臺灣輸出高を加ふるときは約七百萬斤の輸出となり、今や供給過多に陷れり。輸出港は殆ど全部神戶にして仕向地は米國及香港を主とし、英・獨二國之に亞ぎ、英領印度亦相當の仕向あるも、其の他の諸國に至りては數量僅少なり。

港別樟腦輸出高

港名	明治三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年
橫濱	八一三斤 五八二円	一四四斤 一五〇円	六三二斤 九七七円	六、九三一斤 六、八八五円	六、八九一斤 一〇、六九〇円
神戶	二、四〇九、三九九 一、一六三、八五一	二、七四三、一九〇 一、七四六、二五二	三、一九六、八二四 二、九九二、三四二	三、九三三、六一五 三、六八九、八二一	三、八六一、二〇〇 三、三二三、七二四
大阪	四四〇 二六九	二二一 一六三	二六五 三〇六	二一、八〇〇 二一、七八三	二四、三六五 三〇、五八九
長崎	二三、三七六 九、八七一	一五、〇七〇 七、九三一	一二、九九四 九、六七五	五五、六一二 三八、〇五〇	六〇、七五五 三九、八二九

	其の他諸港				
	合計		二、四三四、〇二八	円	斤
			一、一七四、五七三		
			二、七五八、六二五	円	斤
			一、七五四、四九六		
七〇、〇〇〇斤					
六七、四〇〇円					
三、二八〇、七一五			一四七、七九九	斤	
三、〇七〇、七〇〇			一四八、四三四	円	
			四、一六五、七五七		
			三、九〇四、九七三		
			三、九五三、二一一	斤	
			三、四〇四、八三二	円	

樟腦の需要は年々增加の一途を辿れども、生産は年々豐凶あり、延いて需給の均衡を失し市況の波瀾、價格の昂低常ならず、從て商機は中間商人の左右する所となり、取引の不安定は殆んど常事に屬せり。茲に於て樟腦に關する研究は歐米識者の重要視する所となりて、終に人造樟腦の製出を傳ふるに至り、又支那樟腦の輸出を誘發せる等あり、殊に北米フロリダ及印度錫蘭島の如き樟樹の適地には盛に之が植栽を試むるに至り、本邦天然樟腦に對する脅威は日に加はるの狀況に在りとす。

第二款　方針の決定

樟腦專賣の實施に當り、其の方針の決定に就き先づ問題とせられしは、樟腦の收納は製造人をして各自納付せしむべきか、或は仲買人をして納付せしむべきかに在りたり。當時の實狀は前記の如く製造人と輸出業者との間に仲買人介在して、各地に點々散在せる製造人より製品の買付を爲し、又は製造人より委託を受けて製品を集中したるを以て、若し此等を利用するときは回送納付の實施上利便多く、且つ經費を節し得るの利益あることは明かなれども、仲買人の製造人に對する勢力は頗る大にして、其の跋扈の弊害も少からざるの現況なるが故に、更に彼等をして納付機關たらしめんか、一層弊害の度を加ふべきを以て、政府は製造業者の利益を圖り、腦業全般の發展に資する爲め、製造人をして直接納付せしむるの方針を採りたり。而して此の結果仲買人は其の業を失ふに至るべしと雖も此等は其の數少きのみならず、從來製造人に對し資金を貸與し又は原料を供給し來りし仲買人は轉じて實際製造業を營むに至るべきを以て、此等に對しては製造許可に際して樟腦を加ふることと爲したり。

樟腦油の再製に就ては之を官營にすべきか民營に委すべきかの二案ありしも、現在臺灣總督府專賣局に在りては之を民間再製業者に委託し製造せしめつつあり、且つ之を官營に付するには設備の關係上卽行至難なるのみならず、再製業者の失業をも來すべきを以て、政府は寧ろ多年經驗ある者に委託するを安全且つ便益なりと認めて、鈴木合名會社を選定して之に當らしむることとせり。

次に樟腦の調理に就ては、設備の都合上及販賣の便を考慮して臺灣產と齊一ならしむるが爲め、臺灣總督府專賣局と交涉協議の上、調理及販賣を擧げて同專賣局に委任することとしたり。尙ほ臺灣總督府專賣局にては英商サミュル・サミュル商會を指定して一手販賣人と爲し、指定販賣直段の制限內に於て海外需要者に供給販賣せしめつつありしを以て、內地產に在りても之と同一に取扱ふことに決定したり。

更に又樟腦補償價格の決定標準に就きては種々の議論を存したり。蓋し低きに過ぎむか製造業者に對する打擊となり、高きに過ぐるときは勢ひ對抗樟腦を勃興せしむるに至るべく、何れにしても製腦業の盛衰に關すること大なるべければなり。而して之が標準としては時價說及生產費說の兩說ありしが、更に時價に依るとせば、價格其のものを以て補償價格と爲すべきか、又は一定の割引斟酌を要すべきか、又生產費說を採るときは成木を原料としたる生產費に依るべきか、或は樟樹の植栽より計算したる生產費に依るべきか、論議の岐るる所なりき。然るに當時に於ける樟腦市價及生產費

（市價は直に樟樹の價格に影響するを以て生產費も亦市價に影響せらる）は、何れも臺灣に於ける專賣の影響を受けたる結果に依るものにして、之を恒常的のものと見る能はざるが故に、之が正常なる標準を求むるには寧ろ臺灣に於ける專賣施行前の內地市價に遡るの要あるべし。卽ち政府は左記の如く明治二十七年乃至三十一年の五箇年間の輸出價格平均を以て、大體に於て平準を得たるものと認め、之を以て補償價格の標準と爲すことに決定したり。

年次	輸出數量	同價格	百斤當平均價格	同上五箇年平均
明治二十七年	二、〇七一、三七八斤	一、〇二三、九五六円	四九・四三四円	五六・一八〇円
二十八年	二、二三八、三八六	一、五二六、八三一	六八・二一一	
二十九年	一、六一七、六六〇	一、一一九、一九六	六九・一八六	
三十年	二、六〇八、二四二	一、三一八、二九一	五〇・五四八	
三十一年	二、四三四、〇二八	一、一七四、五七三	四八・二五七	

補償價格の標準は玆に定まりたれども、山製樟腦の品質は一樣ならずして、上枯と稱し竝枯と稱し油分分離の程度に依り等差あるを以て、同一價格を以て之を律するを得ず。故に政府は臺灣總督府專賣局に於ける現行規定に鑑み、之を上中下の三級區分と爲すを實際に適するものと認め、前記標準價格は上等樟腦に相當するものと爲し、各等級間三圓の開差を置きたり。又補償價格は全國一率と爲すべきか否かに就きても議論ありしが、由來樟腦の市價は一に神戶に於ける相場に從て昂低し、各地方の價格は何れも神戶に比し低價なるを常とするを以て、神戶以外に於て收納するものは運輸交通の便否を參酌し、標準價格より幾分低減するを適當と認め、回送運賃・荷造諸費及量減等を計算して福岡・長崎・鹿兒島等にては百斤に付六圓、熊本にては七圓を低減することとなしたり。而して樟腦油は樟腦價格の半額を以て取引せらるる實狀に基き、且つ樟腦油を再製すれば約半量の樟腦を得るを通例となせるに照し、樟腦油の補償金額は大體に於て樟腦の補償價格の半分と爲したり。右に依り決定したる百斤當補償價格は左の如し。

種別		神戶	熊本	福岡・長崎・鹿兒島
粗製樟腦	上	五六円	四九円	五〇円
	中	五三	四六	四七
	下	五〇	四三	四四
樟腦油		二七	二四	二五

右補償價格に依り計算したる補償金見積額は左の如し。

地方別	樟腦	樟腦油	補償金額
鹿兒島	三五八、六七五斤	四三五、八六三斤	二八八、三〇三・二五〇円
長崎	一八一、六八五	二六〇、三八五	一五五、九三八・七五〇
熊本	一三二、〇七一	一〇二、三八二	八九、二八六・四七〇
福岡	三五、七〇五	三一、二二二	二五、六五八・〇〇〇
神戶	二九一、八六四	二二〇、一四八	二二二、八三八・八〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	七八二、〇七〇・二七〇

（備考）明治三十六年度は十月より翌年三月迄の分を此の半額と見積りたり。

粗製樟腦は之を臺灣總督府專賣局に賣渡すの方針なるを以て、其の代金は輸出取扱人への賣下價格より調理費・荷造費及減損費等の實費を控除したる金額を以て之を定めたり。卽ち當時賣下價格は改良乙種に在りては百斤に付七十三圓なりしを以て、山製樟腦は一割五分減計算にて原料百斤當

六十圓二十七錢二厘とし、再製樟腦は二割減計算にて同百斤當五十六圓七十二錢六厘と爲したり。卽ち左の如し。

種別	製品百斤當				
	賣下價格	調理費	荷造費	臺灣專賣局への賣渡價格	原料百斤當
山製樟腦 再製樟腦	七三・〇〇〇圓	〇・六六六圓	一・四二六圓	七〇・九〇八圓	六〇・二七二 五六・七二六圓

第三款　專賣機關の設置

樟腦專賣事務を掌る機關は、固より其の收納及賣渡の便を圖りて設置するを必要とすと雖も、而も專賣事務の量に稽へ、實地の狀況に照し、又專賣收入の僅微なるに顧みて、多數の官廳を特設するの必要なきを以て、政府は各產地地方の稅務監督局に之を併置することと爲し、神戶のみは全國樟腦の集散地なるのみならず、臺灣總督府專賣局神戶支局の設置あるを以て、特に收納官署を特設し、之をして收納事務の外再製調理販賣に關する事務をも管掌せしめ、且つ臺灣專賣局との交涉等の便を圖らしむることとしたり。卽ち明治三十六年九月勅令第百三十八號を以て樟腦事務局官制を公布し、鹿兒島・長崎・熊本・福岡（稅務監督局なき爲め特設す）及神戶の五箇所に樟腦事務局を設置し、製造收納賣渡輸出及取締に關する事務を掌らしめ、外に各生產地地方には稅務署に出張所を併置して、製造許可其の他取締事務を分掌せしめたり。又吏員の任命に就きては特別任用令を改正して適材の採用を圖り、福岡に局長一人、神戶に事務官・技師各一人、其の他屬六十四人、技手九人を配置せし外、神戶樟腦事務局長は臺灣總督府專賣局神戶支局長をして兼任せしめたり。而して神戶以外の事務局長・事務官・屬・技手等は、何れも稅務監督局及稅務署在勤稅務官吏を兼任せしむることと爲し、此の中の技術員に對しては明治三十六年八月一日より十五日迄大藏省に於て講習を施し、之が養成に努めたり。

官制の制定に伴ひ廳舍倉庫等の營造の要あり、殊に樟腦は一般貨物と異なり油水分の滴出と火氣の防避とを必要とするを以て、相當の設備なかるべからず。而も之が設置は急を要するを以て、所在稅務監督局長をして廳舍倉庫の手配を調べしめ、一時借入の上保管轉換を爲し又は保管寄託の途を講せしめ、別に臨時建築部技師を主產地方に出張せしめて、樟腦・樟腦油の取扱竝に收容方法を始め建設に關する實地調查を爲さしめ、直に假建築に著手したり。

第四款　專賣收支計算

以上の如き計畫に依り樟腦專賣は實施せらるることとなりたるが、此の施行に伴ふ經費見積は概算八十五萬四千四百十圓にして、此の內補償金七十八萬二千七十圓、運搬費及荷造費一萬二千三百二十四圓、事務費六萬十五圓の計算なり。而して樟腦の賣上代金收入は九十萬五百三十一圓の豫定なるを以て、總經費を差引くときは四萬六千百二十圓餘の收益ある見込なりとす。但し明治三十六年度は十月より翌年三月迄六箇月分なるを以て、收支共各其の半額を計上したり。今其の計算表を揭ぐれば次の如し。

樟腦及樟腦油專賣費

俸給及諸給　八五四、四一〇・八五九

二四、七八〇・〇〇〇

廳費　三、二六八、〇〇〇
修繕費　五九六、二五〇
旅費　一〇、八四八、六七〇
雜給及雜費　一三、九〇〇、七五〇
犯則者處分費　三〇〇、〇〇〇
事業費　八〇〇、七一七、一八九
專賣利益見積　九〇〇、五三一、〇〇〇（粗製樟腦一〇〇萬斤、百斤當代金六〇圓二七二、樟腦油一〇五萬斤、此の半額五二萬五千斤の再製樟腦として百斤當代金五六圓七二六に依り計算す）
樟腦賣上代金收入　八五四、四一〇、八五九
經費　四六、一二〇、一四一
差引

第五款　實施の狀況

由來樟腦製造業者は資力乏しくして山間僻地の假小屋に起臥せる貧勞働者其の過半を占め、目に一丁字なきもの多きを以て、專賣法の周知・製腦許可手續・帳簿の設備記載等實行の困難は名狀すべからざるものあり。又製造場の僻在せる爲め取締其の他指示交涉等に於て不便多く、此等は施行當初最も懸念せられし所なりしが、他面樟腦の製造には一種の熟練を要し、製腦業者の專業となれる實狀なるを以て、新規に製造人の出現すること稀なりしと、其の製品の高價なる爲め之が取扱を忽せにせず、又其の販路は神戸に一定し同地に集中するの事情なる爲め、製造許可より收納取締等に於て案外に利便多く、納付に在りても從前の慣行に倣ひ仲買人に托して代理納付を爲し、別に不都合を見ることなく、大體に於て良好なる施行成績を擧ぐるを得たり。

各樟腦事務局に在りては、從事員をして實務の練習を爲すと共に必要なる設備を整へしめ、各出張所長に對しては施行上の心得を訓示し、林區署又は警察官署等との連絡に就ては隨時之れが打合を遂げしめ、以て專賣實施に就き支障なき樣十分の用意を爲さしめたり。

之より先き專賣法施行前に在りては、當業者は施行後は必ずや當時の市價を維持すること難く、下値に收納せらるべしと爲して見越製造を爲し、原木所有者は之が賣急ぎを爲せる狀況あり。又製腦業者中には政府收納となる爲め仲買人の橫暴より免るることを喜べるものなきにあらざりしも、從來仲買人の資金に賴り製造せる者は資金供與者を失ひ、仲買收益を奪はるるものと爲して專賣を喜ばざるの風ありしが、實施後に於ても從來の生產關係は大なる變更を來さざること明となり、當業者の豫想は多く杞憂に終りたり。唯新に定められたる補償金額は從來の市價に比して、百斤に付二十圓前後の低落を來せる結果、施行前の市價を標準として原木の買入を契約したる製腦業者中には、爲に損失を蒙りたる者なきにあらず、又原木所有者は從來の賣值を主張したる爲め、製腦業者は往々原料を得るに苦むの狀ありたり。

第四節　樟腦專賣法規の改正

粗製樟腦、樟腦油專賣法は既述の如く、明治三十六年制定以來大正末年に至る迄、何等の改正をも加へらるることなくして引續き實施せられしが、之が施行に關する細則を定めたる粗製樟腦、樟腦油專

賣法施行細則は、其の後に於ける世運の變遷及實施の經驗等に徵し、數次に亙りて其の一部に改正を加へられ、又各地樟腦專賣官署に於ける事務取扱に關する手續を規定したる樟腦事務局事務取扱手續も、施行細則の改正・制度運用方針の變更及專賣官署の改廢等に伴ひ、屢、其の改正を見たり。以下之を略述すべし。

第一款　粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則の改正

粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則は、明治三十六年九月の制定以後大正末年に至る期間に於て、前後九回に亙りて其の一部を改正せられたり。今順次之を列記すれば左の如し。

（一）第一回改正

樟腦の品質は各納付毎に區々一定せず、初めの之を三等級に區別したりしも、其の範圍廣きに過ぎたるを以て、品質相等しからざるものにして同一補償金を交付せらるることとなり、公平なる補償を爲すを得ざるの缺點あり。又樟腦及樟腦油の品質不良にして收納程度に達せざるものは、從來相當の處理を爲したる上再納付を爲さしめたるが、收納限度を適當に引下げ、成るべく再納付の煩を避けしむる爲め、樟腦の等級を十四級に區別し、乘率に依りて補償金を算出するの方針を採ることとなし、明治三十七年一月左の如く施行細則を改正したり。

大藏省令第二號（明治三十七年一月十三日）

第十五條ヲ左ノ如ク改ム

第十五條ノ一　樟腦事務局ニ於テ收納スル粗製樟腦及樟腦油ノ標準品質左ノ如シ

一　粗製樟腦

水分及固形夾雜物ノ容量百分ノ五以下ニシテ其ノ硫酸反應著色ニ於テ二十五分一沃素規定液ヲ過キス溫度ノ上昇ニ於テ攝氏驗溫器二十度以下ナルモノ

二　樟腦油

樟腦油固有ノ香氣ノ外異臭ヲ放タス且ツ攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ比重〇、九一以上ナルモノ

前項ニ於テ沃素規定液ト稱スルハ沃素百二十六、八六瓦ヲ沃度加里約三百瓦ト共ニ水ニ溶解シテ一「リートル」ニ至ラシメタルモノヲ謂フ

第十五條ノ二　粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル粗製樟腦ニシテ前條標準品質ニ適合セサルトキハ製造者ハ其ノ總量目ニ左ノ乘率ヲ乘シタル量目ニ依リ納付ヲ爲スコトヲ得但シ色相不良ナルモノ又ハ著色十分一沃素規定液ヲ過クルモノ若ハ溫度ノ上昇三十度ヲ超ユルモノハ一級又ハ二級ヲ下スモノトス

率	
應	
規定液ヲ過クル沃素十分一ヨリ五分一ニ至ラサルモノ	規定液ヲ過クル沃素十分一ニ至ラサルモノ
二十五度以下	三十度以下
0.98	0.96
0.96	0.94
0.94	0.92
0.92	0.90
0.90	0.88
0.88	0.86
0.86	0.84
0.84	0.82
0.82	0.80
0.80	0.78
0.78	0.76
0.76	0.74
0.74	0.72
0.72	0.70

第十五條ノ三　粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル粗製樟腦ニシテ其ノ品質粗惡ナルモノ又ハ其ノ樟腦油ニシテ標準品質ニ適合セサルモノハ製造者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムルコトアルヘシ

附　則

本令ハ明治三十七年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

（二）第二回改正

粗製樟腦及樟腦油の管外納付は樟腦事務局に於て許否の取扱を爲し來りしも、製造人の便利を圖りて各出張所に對しても其の權限を與ふるを適當と認め、明治三十八年九月十四日大藏省令第四十三號を以て、第二十三條中『第十四條』を削除したり。

（三）第三回及第四回改正

乘	硫酸		水分及固形夾雜物百分率
	沃過ヲスラ一分液定カラ五規ヘ二クト著色	攝氏驗温器上昇温度 十度以下二	
等		1.00	0.—5.
		0.98	6.
		0.96	7.
		0.94	8.
		0.92	9.
		0.90	10.
		0.88	11.
		0.86	12.
		0.84	13.
		0.82	14.
		0.80	15.
級		0.78	16.
		0.76	17.
		0.74	18.

明治四十年十月專賣局官制の公布あり、專賣事務統一の爲め樟腦專賣事務も亦之を大藏省主稅局より專賣局に移管したる結果、樟腦事務局は廢止となり、專賣局收納所之に代ることとなりたるを以て、同年九月二十七日大藏省令第三十九號を以て第二十二條を削除し、尋いで同年十月を以て更に左の如く改正したり。

大藏省令第四十四號（明治四十年十月十一日）

粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則中樟腦事務局ヲ專賣局收納所ニ改メ左ノ通改正ス

第二十三條　第十一條、第十六條ニ關スル事務ハ熊本收納所、鹿兒島收納所、大阪收納所神戸出張所、熊本收納所福岡出張所及熊本收納所長崎出張所ニ於テノミ之ヲ行フ

（四）第五回改正

樟腦の賣渡代金は從來之を卽納せしめ來りしが、他の專賣品たる煙草及鹽の賣渡には、何れも相當の擔保を提供して代金の延納を爲し得るの規定あるを以て、樟腦に對しても亦之を認むることと爲し、明治四十三年三月勅令第十一號を以て之が規定を設け、同時に左の通本施行細則を改正したり。

大藏省令第六號（明治四十三年三月七日）

明治三十六年九月大藏省令第二十三號粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則中左ノ通改メ本年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條　樟腦、樟腦油ヲ買受クル者其ノ代金納付ノ擔保トシテ國債證券、地方債證券ヲ提供シタルトキハ專賣局長官ハ代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

常時樟腦、樟腦油ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ擔保物件ヲ豫メ提供シ置クト

キハ專賣局長官ハ其ノ價格ニ達スル迄代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

第一項ノ有價證券ノ價格ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シテ計算ス

代金延納ノ擔保トシテ提供スヘキ有價證券ハ提供者之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十八條ノ二　樟腦、樟腦油賣渡請求者其ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シテ現品ヲ引取ルヘシ若五日以內ニ之ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵スルコトヲ得

（五）第六回改正

右の如く樟腦の賣渡代金に對しても代金延納の制度を設けられ、而して延納の擔保として提供すべき物件は國債證券又は地方債證券と定められしが、後大正九年十一月に至り、政府に提供する擔保等は總て國債に限定するの方針採用せらるるに至り、同年十二月左の如く改正せられたり。

大藏省令第五十二號（大正九年十二月二十八日）

第十八條中「國債證券、地方債證券」ヲ「國債」ニ改メ第三項ヲ削リ第四項ヲ左ノ如ク改ム

代金延納ノ擔保ヲ提供スル者ハ無記名國債證券ノ提供ニ在リテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出シ登錄國債ノ提供ニ在リテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス尙其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格ハ每年四月市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シ之ヲ改算ス但シ其ノ價格ニ著シキ變動アリト認メタルトキハ隨時之ヲ改算ス

（六）第七回改正

專賣制度實施以來年月の經過と共に樟腦製造技術は益〻進歩し、殊に再製樟腦の如きは殆んど無水の優良樟腦を製造し得るに至りしに拘らず、依然として標準低き舊乘率を維持するときは技術の進歩を阻害し、且又補償金と純腦分との割合公平ならざるの憾あるのみならず、能ふ限り上級品を納付せしむることとせば、其の製造工程上益〻技術の進歩を來し、經濟的なるを得べきに由り、水分及固形夾雜物百分率最低限度一八のものを一五に繰上げ、等級を十五區分に改むることとし、大正十年三月左の如く改正したり。

大藏省令第七號（大正十年三月二十九日）

明治三十六年大藏省令第二十三號粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則中左ノ通リ改正シ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條ノ一中「水分及固形夾雜物ノ容量百分ノ五」ヲ「水分及固形夾雜物ノ容量百分ノ壹」ニ改ム

第十五條ノ二中乘率表ヲ左ノ通リ改ム

水分及固形夾雜物百分率		乘率		
		硫酸反應		
		著色（攝氏驗温器上昇温度）		
		二十度以下	二十五度以下	三十度以下
等級	0.—1.	1.00	0.98	0.96
	2.	0.98	0.96	0.94
	3.	0.96	0.94	0.92
	4.	0.94	0.92	0.90
	5.	0.92	0.90	0.88
	6.	0.90	0.88	0.86
	7.	0.88	0.86	0.84
	8.	0.86	0.84	0.82
	9.	0.84	0.82	0.80
	10.	0.82	0.80	0.78
	11.	0.80	0.78	0.76
	12.	0.78	0.76	0.74
	13.	0.76	0.74	0.72
	14.	0.74	0.72	0.70
	15.	0.72	0.70	0.68

（七）第八回改正

國債を擔保として代金の延納を許す場合、從來は其の期間及買受金額に制限なかりしも、爾後之を六箇月以内に制限し、又一回の買受代金を五百圓以上に限ることとし、大正十一年一月左の如く改正したり。

大藏省令第三號（大正十一年一月十一日）

明治三十六年大藏省令第二十三號粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則中左ノ通改正シ大正十年八月勅令第三百七十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條　樟腦、樟腦油ヲ買受クル者其ノ代金納付ノ擔保トシテ國債ヲ提供シタルトキハ專賣局長官ハ六箇月以内代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

常時樟腦、樟腦油ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ擔保物件ヲ豫メ提供シ置クトキハ專賣局長官ハ其ノ價格ニ達スル迄代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

前二項ニ依リ延納ヲ許可スルハ一回ノ買受代金五百圓以上ノ場合ニ限ル

代金延納ノ擔保ヲ提供スル者ハ無記名國債證券ノ提供ニアリテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領書ヲ提出シ登錄國債ノ提供ニアリテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

（八）第九回改正

大正十一年七月專賣局官制の改正に伴ひ、同月二十日大藏省令第四十九號を以て、本細則中「專賣局收納所」を「地方專賣局」に、「熊本收納所、鹿兒島收納所、大阪收納所神戸出張所、熊本收納所福岡出張所及熊本收納所長崎出張所」を「福岡、熊本、鹿兒島各地方專賣局、福岡地方專賣局長崎出張所及大阪地方專賣局莟合專賣官吏派出所」に改めたり。

以上前後九回の改正を經たる大正末年現在の本施行細則を揭ぐれば左の如し。

粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則（明治三十六年九月十五日大藏省令第二十三號）

第一條　粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セムトスル者ハ製造場、竈數、一箇年ノ生產見込量目及製造著手ノ時期ヲ定メ所轄地方專賣局ニ出願スヘシ

第二條　所轄地方專賣局ニ於テ必要ト認メ製造場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ所轄地方專賣局ニ出願スヘシ

一　製造場ヲ移轉セムトスルトキ

二　竈ノ撤去又ハ增設ヲ爲サムトスルトキ

三　一箇年生產見込量目ヲ變更セムトスルトキ

四　製造著手ノ時期ヲ變更セムトスルトキ

第四條　相續ニ因リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造又ハ粗製樟腦ノ精製ヲ繼承シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄地方專賣局ニ屆出ツヘシ

相續ニ因ルノ外製造又ハ精製ヲ繼承セムトスルトキハ製造者又ハ精製者及繼承者連署シ所轄地方專賣局ニ出願スヘシ

第五條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ所轄地方專賣局ニ屆出ツヘシ

一　製造場又ハ精製ヲ休止セムトスルトキ又ハ休止後更ニ製造又ハ精製ニ著手セムトスルトキ

二　住所又ハ氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキ

第六條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者製造場所在市町村ニ現住セサルトキハ粗製樟腦、樟腦油專賣法ニ依ル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄地方專賣局ニ屆出ツヘシ

第七條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ各製造場ニ其ノ竈數、氏名及許可ノ年月日ヲ記載シタル標札ヲ揭クヘシ

第八條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ管理人、焚夫、運搬夫其ノ他ノ從業者ニ左ノ木製鑑札ヲ携帶セシムヘシ

三寸

表

住所
管理人（焚夫等）氏名
年齡

二寸五分

裏

粗製樟腦、樟腦油製造人
氏名印
年月日

第九條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ粗製樟腦精製者其ノ製造又ハ精製ヲ廢止セムトスルトキハ所轄地方專賣局ニ出願スヘシ

第十條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第九條ニ依リ粗製樟腦、樟腦油ノ製造ヲ制限スル必要アリト認メタルトキハ地方專賣局ハ粗製樟腦、樟腦油製造者ノ一箇年生產見込量目ヲ更訂シ之ヲ製造

者ニ通知スヘシ

第十一條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ粗製樟腦、樟腦油製造後六十日以内ニ之ヲ所轄地方專賣局ニ納付スヘシ

所轄地方專賣局ハ事務ノ都合ニ依リ特ニ納付期日ヲ指定スルコトアルヘシ

第一項ノ期間内又ハ前項ノ期日ニ納付スルコト能ハサルトキハ事由ヲ具シ所轄地方專賣局ニ出願シ其ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ粗製樟腦又ハ樟腦油ノ容器ニ製造ノ場所、年月日及製造者ノ氏名ヲ記載スヘシ

第十三條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ代理人ヲ以テ粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ爲スコトヲ得

運送營業者カ粗製樟腦、樟腦油製造者若ハ其ノ代理人ヨリ粗製樟腦、樟腦油ノ運送ヲ委託セラレタルトキハ運送中ハ其ノ代理人トナリタルモノト看做ス

第十四條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ豫メ所轄地方專賣局ノ認可ヲ得テ所轄地方專賣局以外ノ地方專賣局ニ粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ納付ヲ爲スヘキ地方專賣局ヲ以テ第十一條ノ所轄地方專賣局ト看做ス

第十五條ノ一　地方專賣局ニ於テ收納スル粗製樟腦及樟腦油ノ標準品質左ノ如シ

一　粗製樟腦

水分及固形夾雜物ノ容量百分ノ壹以下ニシテ其ノ硫酸反應著色ニ於テ二十五分一沃素規定液ヲ過キス溫度ノ上昇ニ於テ攝氏驗溫器二十度以下ナルモノ

二　樟腦油

樟腦油固有ノ香氣ノ外異臭ヲ放タス且ッ攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ比重〇、九一以上ナルモノ

前項ニ於テ沃素規定液ト稱スルハ沃素百二十六、八六瓦ヲ沃度加里約三百瓦ト共ニ水ニ溶解シテ一「リートル」ニ至ラシメタルモノヲ謂フ

第十五條ノ二　粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル粗製樟腦ニシテ前條標準品質ニ適合セサルトキハ製造者ハ其ノ總量目ニ左ノ乘率ヲ乘シタル量目ニ依リ納付ヲ爲スコトヲ得但シ色相不良ナルモノ又ハ著色十分一沃素規定液ヲ過クルモノ若ハ溫度ノ上昇三十度ヲ超ユルモノハ一級又ハ二級ヲ下スモノトス

乘率			
硫酸反應			
著色（攝氏驗溫器上昇溫度）	一沃素規定液ヲ過クルヘカラス二十五分ノ	一沃素規定液ヲ過クルヘカラス十五分ノ	一沃素規定液ヲ過クルヘカラス十分ノ
	二十度以下	二十五度以下	三十度以下
	1.00	0.98	0.96
	0.98	0.96	0.94
	0.96	0.94	0.92
	0.94	0.92	0.90
	0.92	0.90	0.88
	0.90	0.88	0.86
	0.88	0.86	0.84
	0.86	0.84	0.82
	0.84	0.82	0.80
	0.82	0.80	0.78
	0.80	0.78	0.76
	0.78	0.76	0.74
	0.76	0.74	0.72
	0.74	0.72	0.70
	0.72	0.70	0.68

等級	水分及固形夾雜物百分率
	0.—1.
	2.
	3.
	4.
	5.
	6.
	7.
	8.
	9.
	10.
	11.
	12.
	13.
	14.
	15.

第十五條ノ三　粗製樟腦、樟腦油製造者ノ納付セムトスル粗製樟腦ニシテ其ノ品質粗惡ナルモノ又ハ其ノ樟腦油ニシテ標準品質ニ適合セサルモノハ製造者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十六條　地方專賣局ハ粗製樟腦、樟腦油ノ品質ヲ鑑定シ之ニ相當スル補償金ヲ交付ス

粗製樟腦、樟腦油製造者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得

第十七條　粗製樟腦、樟腦油製造者又ハ其ノ代理人災害其ノ他ノ事故ニ因リ粗製樟腦、樟腦油ニ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ現ニ損害アリタル地ヲ所轄スル地方專賣局ニ屆出ツヘシ

第十八條　樟腦、樟腦油ヲ買受クル者其ノ代金納付ノ擔保トシテ國債ヲ提供シタルトキハ專賣局長官ハ六箇月以內代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

常時樟腦、樟腦油ノ買受ヲ爲ス者代金納付ノ擔保トシテ前項ノ擔保物件ヲ豫メ提供シ置クトキハ專賣局長官ハ其ノ價格ニ達スル迄代金ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

前二項ニ依リ延納ヲ許可スルハ一回ノ買受代金五百圓以上ノ場合ニ限ル

代金延納ノ擔保ヲ提供スル者ハ無記名國債證券ノ提供ニアリテハ之ヲ供託シ其ノ供託受領書ヲ提出シ登錄國債ノ提供ニアリテハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ提出スヘシ登錄國債ニシテ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第十八條ノ二　樟腦、樟腦油賣渡請求者其ノ賣渡ヲ受ケタルトキハ直ニ代金ヲ納付シ又ハ擔保ヲ提供シテ現品ヲ引取ルヘシ若五日以內ニ之ヲ引取ラサルトキハ相當ノ保管料ヲ徵スルコトヲ得

第十九條　粗製樟腦、樟腦油又ハ精製樟腦ノ收納又ハ賣渡時間ハ公暇日ヲ除クノ外每日午前九時ヨリ午後四時マテトス但シ既ニ收納ニ著手シタルモノニ付テハ午後四時ヲ過クルモ之ヲ收納スルコトアルヘシ

第二十條　粗製樟腦、樟腦油製造者ハ少ナクトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、量目、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引取先

二　使用シタル原料ノ種類、一釜每ノ原料使用量目、釜數、使用原料總量目及其ノ使用ノ日

三　製造シタルモノノ種類、一釜每ノ製造量目、製造總量目及其ノ製造ノ日

四　政府ニ納付シタルモノノ種類、量目、補償金額、納付ノ日

第二十一條　粗製樟腦精製者ハ少ナクトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　粗製樟腦ノ量目、價額、買入ノ日及其ノ買入先

二　使用シタル粗製樟腦ノ量目及其ノ使用ノ日

三　製造シタルモノノ種類、量目及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル精製樟腦ノ量目、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

第二十二條（削除）

第二十三條　第十一條、第十六條ニ關スル事務ハ福岡、熊本、鹿兒島各地方專賣局、福岡地方專賣局長崎出張所及大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ於テノミ之ヲ行フ

附　則

第二十四條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第二十六條ニ該當スル粗製樟腦、樟腦油ノ所有者ハ明治三十六年十一月三十日マテニ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ所轄樟腦事務局ニ納付スヘシ

第十一條第二項、第三項、第十三條、第十四條、第十五條及第十六條ノ規定ハ之ヲ前項ノ場合ニ準用ス

第二十五條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第二十八條ニ依リ許可ヲ受ケムトスル者ニハ本則第一條ヲ準用ス

附　則（大正九年大藏省令第五十二號）

本令ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス尚其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格ハ毎年四月市場ニ於ケル前月中ノ平均價格ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シ之ヲ改算ス但シ其ノ價格ニ著シキ變動アリト認メタルトキハ隨時之ヲ改算ス

第二款　樟腦事務取扱手續の改正

樟腦事務取扱手續は明治三十六年九月の制定後、同三十七年三月八日（大藏省訓令第六號）同三十八年九月十四日（同第六十六號）、同四十年二月二十日（同第二號）、同年十二月七日（專賣局長官達第一一六四號）の數次に亙りて部分的改正を施されしが、明治四十年十月に至り煙草鹽及樟腦の三專賣事務の統一行はれし結果、樟腦事務も亦主稅局より專賣局に移管せられ、從て其の收支會計も一般會計より特別會計に轉せられしを以て、之を機として右事務取扱手續の改正を圖ることゝ爲し、卽ち翌四十一年十月に至り大藏省訓令第四十八號を以て從前の規定を廢止し、改めて專賣局長官達を以て樟腦事務取扱手續を制定したり。而して新規定に於ては新に調理に關する規定を加へ、會計表簿の如き一般規定に依るべきものは之を削り、其の他諸多の點に於て取扱手續に改正を施したり。右樟腦事務取扱手續も亦爾來數次に亙りて部分的改正行はれし後（明治四十三年四月十八日、大正二年六月七日、同年九月九日、同年十一月十七日、同年十二月十八日、同三年六月十七日）、大正四年九月二十五日に至り更に其の全文を改正せられしが、右新規定は其の後大正十年六月七日、同十一年一月二十五日、同年十一月九日の三回に亙り夫々其の一部の改正を施されて、大正末年に至れり。今以上の改正を一々列擧するは煩雜に堪へざるを以て、左に此等の改正を經たる大正末年現行の取扱手續を揭ぐるに止めんとす。

樟腦事務取扱手續（大正四年九月二十五日專賣局長官達甲第二七七四號）

第一章　總　則

第一條　本手續中地方專賣局トアルハ出張所ニ之ヲ準用ス

第二條　本手續中細則トアルハ粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則ヲ謂フ

第三條　本手續中書式ヲ定メタル願、屆書ニ在リテハ其ノ用紙ヲ備ヘ置キ出願人又ハ屆出人ノ

請求ニ依リ之ヲ交付スヘシ

第二章　製造

第四條　細則第一條ノ出願ヲ爲サムトスル者アルトキハ第一號書式甲ニ依リ願書ヲ提出セシメ許否ヲ決シ丙ニ依リ其ノ指令書ヲ本人ニ交付シ乙ニ依リ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

粗製樟腦精製出願ニ對シテハ原料供給ノ能否ヲ大阪地方專賣局又ハ臺灣總督府專賣局神戸支局ニ協議ヲ遂ケ稟議ノ上其ノ許否ヲ爲スヘシ

第一項ノ願書及許可通知書ハ許可臺帳トシテ編纂シ異動ノ時々之ヲ更訂スヘシ

製造許可ヲ得ムトスル者第一號書式甲ノ用紙ニ非サルモノヲ以テ出願シタルトキハ其ノ出願事項ヲ用紙ニ移記シテ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　細則第三條、第四條第二項、第九條、第十一條第三項及第十四條ノ出願ヲ爲サムトスル者アルトキハ第二號書式甲ニ依リ願書ヲ提出セシメ許否ヲ決シ丙ニ依リ其ノ指令書ヲ本人ニ交付シ乙ニ依リ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

前項第十四條出願ニ對スル認可通知ニハ許可臺帳ノ謄本ヲ添附シ尙同時ニ當該年度ノ既收納高ヲモ通知スヘシ

前項許可臺帳記載事項ノ異動ハ其ノ時々關係地方專賣局ニ通知スヘシ

前條第四項ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　細則第四條第一項、第五條、第六條及第十七條ノ屆出ヲ爲サムトスル者アルトキハ第三號書式甲ニ依リ屆書ヲ提出セシメ乙ニ依リ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

第四條第四項ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條　細則第十條ニ依リ生產見込量目ノ更訂ヲ製造者ニ通知シタルトキハ一人別更定高ヲ又同第十一條第二項ニ依リ納付期日ヲ指定シタルトキハ其ノ期日ヲ夫々關係地方專賣局ニ通知スヘシ

第三章　收納

第八條　粗製樟腦、樟腦油ノ納付ヲ申出タルトキハ製造人名及製造場等ヲ許可臺帳ニ照合シ現品ヲ一定ノ場所ニ運ハシメ納付人ヲシテ必要事項ヲ申告セシメ第四號書式ノ納付書ニ納付年月日ト共ニ之ヲ記入シ納付人ニハ番號札ヲ交付シ現品ニハ納付書ノ番號ト同一番號ノ票札ヲ附スヘシ但シ納付人僅少ニシテ混雜セサル場合ハ番號札及票札ヲ省略スルコトヲ得

第九條　同一ノ納付人ニシテ製造人又ハ製造場ヲ異ニシタル粗製樟腦、樟腦油ヲ取纏メ混合シテ納付セムトスル場合ニ於テハ納付人ヲシテ製造場又ハ製造人毎ニ其ノ內譯斤數ヲ申告セシムヘシ

第十條　次章ニ定メタル方法ニ依リ鑑定ヲ了シタルトキハ其ノ量目ヲ檢定シ現品ハ納付人ヲシテ倉庫又ハ指定ノ場所ニ運ハシメ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ檢定斤數カ納付人ノ申出タル內譯斤數ノ合計ト異リタル場合ニ於テハ檢定斤數ヲ內譯斤數ニ按分シテ製造人又ハ製造場毎ノ納付高ト爲シ檢定斤數欄ニ記入スヘシ

第十一條　前條ノ檢定ヲ了シタルトキハ補償金額ヲ算定シテ之ヲ納付書ニ記入シ補償金仕拂ノ手續ヲナスヘシ

前項ニ依リ補償金ヲ仕拂フトキハ納付人ヲシテ納付書ニ補償金領收ノ證印ヲ爲サシメ番號札ト引換ニ仕拂請求書又ハ現金ヲ交付スヘシ

第十二條　納付人遠隔ノ地ニ在ルカ又ハ特別ノ請求アル等ニヨリ收納斤數及補償金額ノ通知ヲ要スルトキハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ通知スヘシ

第十三條　鑑定ノ結果細則第十五條ノ三ニ依リ相當處理ヲ爲スコトヲ命シタルトキハ納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ現品ハ納付人ヲシテ引取ラシムヘシ

第十四條　粗製樟腦、樟腦油專賣法第十四條ニ依リ收納スルトキハ本章及次章ノ規定ニ準シ手續ヲ爲シ納付書ノ下ニ「法第十四條收納」ノ文字ヲ記入スヘシ

第十五條　收納ヲ了シタルトキハ納付書ニ依リ第十一號書式ノ納付臺帳ニ記入シ第四號書式乙ヲ以テ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

納付ノ通知ヲ受ケタル地方專賣局ハ該通知書ニ依リ納付臺帳ヲ整理スヘシ

第十六條　粗製樟腦、樟腦油ノ沒收、不用標本受入、藏置中ノ分離樟腦油、其ノ他ノ雜受ヲ爲ストキハ第五號書式ニ依リ受入票ヲ作成シ受入ノ手續ヲ爲スヘシ

前項受入票ニハ受入ノ區分ヲ摘要欄ニ記入シ尙沒收ニ係ルモノハ其ノ事由ヲモ附記スヘシ

第四章　鑑定

第十七條　粗製樟腦、樟腦油ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ鑑定スヘシ

粗製樟腦

一　各容器毎ニ攪拌器ニ移出シ能ク攪拌シ其ノ品質均等ナルヲ認メ其ノ色相、香氣及油水含有量等ヲ查察シタル上試驗ニ著手スヘシ

二　可檢樟腦ノ一定量ヲ取リ試驗管ニ容レ酒精又ハ石油依的兒ヲ注加シ其ノ溶解ノ狀ヲ視察スヘシ

三　可檢樟腦一瓦ヲ試驗管ニ容レ强硫酸五立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ著色度及上昇溫度ヲ檢視スヘシ

四　可檢樟腦五瓦ヲ一定ノ劃度硝子管ニ容レ石油依的兒ヲ注加シ遠心沈澱器ニテ約二分間旋轉シ管底ニ沈降スル水分及固形夾雜物ノ容量ヲ檢定スヘシ

五　試驗ヲ行フ場合ニ於テ同一納付人ノ粗製樟腦ニシテ品質相類シタルモノハ之ヲ混合シテ第一號ニ準シ可檢樟腦ト爲スコトヲ得

樟腦油

一　各容器毎ニ「ピペット」ヲ挿入シテ其ノ色相、香氣及水分夾雜物ノ有無ヲ查察スヘシ

二　前號ノ查察ヲ終リタルトキハ「アレオメートル」ヲ以テ其ノ比重ヲ檢定スヘシ

三　比重〇、九一ニ達セサルトキ若ハ異狀ヲ認メタルトキハ劃溫蒸溜ヲ施シ腦分ノ多寡ヲ試驗シ其ノ品質ヲ檢定スヘシ

第十八條　鑑定ヲ了シタルトキハ其ノ乘率ヲ納付書ニ記入シ納付人ニ示シテ異議ノ有無ヲ質スヘシ

第十九條　納付人鑑定ニ異議アル場合ニ於テハ納付書欄外ニ其ノ旨ヲ記シ他ノ技術官吏ヲシテ第十七條ニ據リ卽時更ニ鑑定ヲ行ハシメ第六號書式甲ノ鑑定書ヲ作成シ乙ノ再鑑定決定

書ヲ申立人ニ交付スヘシ

再鑑定ノ申立人ニハ前項ノ鑑定ニ立會スルコトヲ得ル旨ヲ告ケ請求アルトキハ立會セシムヘシ

第二十條　鑑定ノ事蹟ハ第十二號書式ノ鑑定成蹟表ニ記入スヘシ

第五章　回送

第二十一條　粗製樟腦ハ之ヲ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ回送スヘシ

第二十二條　回送スヘキ粗製樟腦ハ品質ニ依リ之ヲ二種（第一種ハ、九〇以上第二種ハ、八八以下）ニ區分シ凡ソ百五十斤入ノ樽ニ詰メ蓋ヲ密封シ藁繩ニテ堅固ニ纏束スヘシ

第二十三條　粗製樟腦ノ回送ハ運送請負ニ付スヘシ

前項運送請負契約ハ回送元地方專賣局長ニ於テ締結シ每年度之ヲ更新スヘシ

右請負契約ヲ締結シタルトキハ本局及大阪地方專賣局ニ其ノ寫本ヲ送付スヘシ

第二十四條　運送請負ハ身元確實ニシテ經驗アル者ニ命シ直接國稅二十圓以上ヲ納ムル者二人以上ノ保證人ヲ立テシムヘシ

第二十五條　運送請負人ニ對シ粗製樟腦運送命令ヲ爲シタルトキハ回送費豫算執行決議簿當該欄ニ記入ノ上運送請負人ノ認印ヲ徵スヘシ

第二十六條　回送スヘキ粗製樟腦ヲ運送請負人ニ引渡ストキハ主任官吏立會ノ上運送請負人又ハ其ノ代理人ヲシテ現品ヲ調査セシメ回送費豫算執行決定簿ニ領收印ヲ徵シ直ニ第七號書式ノ回送案內書ヲ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ送付スヘシ但シ一回ニ運送請負人以上ニ引渡シタル粗製樟腦ハ二回以上ニ分送スルコトヲ得サラシムヘシ

第二十七條　大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ於テ回送粗製樟腦ノ引渡ヲ受クルトキハ運送請負人又ハ其ノ代理人ヲ立會セシメ回送案內書ニ照合シテ現品ヲ調査シ受入ノ手續ヲ爲シ第八號書式ノ領收證ヲ發送元地方專賣局ニ送付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送請負人ノ請求アルトキハ領收證ヲ交付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ハ回送案內書ノ餘白ニ引渡月日着亡失、減耗又ハ損傷ノ事實アリタルトキハ其ノ數量又引渡遲延ノ事實アリタルトキハ其ノ遲延日數及其ノ數量ヲ記入シ尙其ノ他ノ餘白又ハ補箋ニ依リ受入命令ヲ發スヘシ

第二十八條　運送中亡失、減耗、損傷シタルモノ又ハ引渡豫定期間ヲ過キ引渡シタルモノアルトキハ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ於テ又運送命令ニ對シ引取ヲ遲延シタルモノアルトキハ回送元地方專賣局ニ於テ各一回送命令每ニ運送請負人ヨリ事由書及證憑書類ヲ提出セシメ其ノ責任ノ運送請負人ニ歸スヘキモノハ速ニ左記標準ニ據リ相當金額ヲ納付セシムヘシ但シ不可抗力ノ場合ニ於テハ之ヲ免責シ其ノ旨ヲ告知スヘシ

一　亡失又ハ減耗ノ場合

補償價格ニ相當スル金額竝亡失シタル包裝ハ其ノ實費

二　品質低下ノ場合

補償價格ニ相當スル金額ヨリ其ノ低下品ノ價格ヲ控除シタル金額

三　引取又ハ引渡遲延ノ場合

運送命令又ハ引渡豫定ノ翌日ヨリ起算シ引取又ハ引渡ヲ爲シタル日迄ノ日數ニ應シ一日毎ニ百斤ニ付金三錢

前項ニ依リ運送請負人ヨリ提出スヘキ事由書及證憑書類ニシテ直ニ提出シ難キモノアル場合ニハ一定ノ期間内ニ之ヲ提出スヘキコトヲ命シ遲滯ナク其ノ調査決定ヲ了スヘシ若其ノ期間内ニ提出ヲ爲ササルトキハ適宜之ヲ決定シ其ノ旨運送請負人ニ通知スヘシ

第二十九條　同送粗製樟腦ノ亡失、減耗、損傷カ同送元附近ニ於テ生シ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ヨリ前ニ其ノ事實ヲ知リタルトキハ前條ノ手續ハ同送元地方專賣局ニ於テ之ヲ處理スヘシ

第三十條　前二條ニ依リ處分ヲ了シタルトキハ亡失、減耗ノ數量、損傷ノ程度及數量、引渡遲延ノ數量及日數、其ノ事由、運送請負人ノ賠償責任ノ有無等ヲ關係地方專賣局ニ通知スヘシ

第六章　賣渡

第三十一條　樟腦油ハ收納地方專賣局ニ於テ賣渡ヲ爲シ粗製樟腦ハ大阪地方專賣局葺合專賣官吏派出所ニ於テ乙種樟腦(B)又ハ改良乙種樟腦(B.B)ニ調理ノ上賣渡ヲ爲スヘシ但シ樟腦ノ檢定方法竝標準規程ハ別ニ定ムル處ニ依ル

第三十二條　樟腦ノ賣渡ハ正味賣ノ外賣捌ノ狀況ニ依リ百斤又ハ百五十斤入ノ函詰又ハ樽詰トスヘシ

第三十三條　樟腦又ハ樟腦油ノ賣渡請求書ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ賣渡票ヲ作成シ賣渡ヲ決議スヘシ但シ賣渡請求書ノ内容ヲ變更シテ賣渡ヲ爲サムトスルトキハ賣渡請求書ヲ相當訂正セシムヘシ

第三十四條　樟腦、樟腦油賣渡代金卽納ノ場合ニ於テハ賣渡決議後直ニ代金納入告知書ヲ發シ其ノ納入濟ナルコトヲ確メタル後現品ノ引渡ヲ爲シ賣渡票ニ領收證印ヲ爲サシムヘシ

第三十五條　樟腦、樟腦油賣渡代金延納ノ場合ニ於テハ擔保提供濟ナルコト又ハ據置擔保殘存價格ノ不足ナキコトヲ確メタル後賣渡ノ決議ヲ爲シ直ニ代金ノ納入告知書ヲ發シ現品ノ引渡ヲ爲シ賣渡票ニ領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

第三十六條　前條賣渡ノ決議ヲ爲スニ際シ擔保價格不足スル場合ニアリテハ該不足額ニ對シ卽時擔保ヲ提供セシムルカ又ハ代金ヲ納付セシムヘシ

擔保價格改算ノ結果既ニ賣渡シタル代金延納額ニ對シ不足ヲ生スル場合ニ於テハ其ノ不足額ニ對シ卽時擔保ヲ提供セシムルカ又ハ代金ヲ納付セシムヘシ

第三十七條　樟腦、樟腦油ノ賣渡ヲ爲シタルトキハ賣渡票ニ依リ第十三號書式ノ賣渡簿ニ記入スヘシ

第三十八條　樟腦、樟腦油ノ亡失、標本用拂出等ノ雜拂ヲ爲サムトスルトキハ第十號書式ノ拂出票ヲ作成シ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

前項拂出票ニハ亡失、標本用拂出其ノ他雜拂ノ區分ヲ摘要欄ニ記入スヘシ

第七章　輸出

第三十九條　輸出スヘキ樟腦ハ本局ノ指定ニ基キ大阪地方專賣局ニ於テ運搬保管販賣委託人ニ引渡スヘシ

第四十條　輸出樟腦ノ引渡、運搬、保管、販賣及代金納付等ニ關スル事務ハ別ニ定ムル處ノ輸出樟腦引渡手續、輸出樟腦販賣事務取扱規程及委託人ニ對スル命令ニ依ル

第四十一條　輸出樟腦ハ其ノ容器蓋ノ內面ニ左記第一號ニ依リ檢定年月日番號等ヲ記載シ容器ノ外側面ニハ第二號ニ依リ記票及輸出年月日番號等ヲ付スヘシ

第一號

J　B
(1／10／4)—123

第二號

Crude Camphor
B. J ◈ P 1／10／4
Japanese Government
(4)—123

第八章　報　告

第四十二條　地方專賣局ハ毎年四月一日現在ヲ以テ第十四號書式ニヨル報告表ヲ調製提出スヘシ

第四十三條　收納事務ヲ取扱フ地方專賣局ハ第十五號乃至第十八號、第二十號及第二十一號書式ニ據ル報告表ヲ調製提出スヘシ

第四十四條　大阪地方專賣局ハ前條報告ノ外第十九號書式ニ據ル報告表ヲ調製提出スヘシ

第四十五條　出張所ニ於テ作成シタル報告表ハ地方專賣局ニ於テ之ヲ總括スヘシ
（書式省略）

第五節　樟腦の製造

第一款　緒　言

樟腦專賣は粗製樟腦及樟腦油の販賣權のみを政府に於て獨占するものにして、其の生產は之を各個人の經營に委し、政府は唯生產と需要との調節を圖る爲め許可制を採用するに止まれり。

抑、樟腦製造の實狀たるや、製造業者は原料を獲れば卽ち製造場を開設し、原料盡くれば直ちに去つて他に移るを常とし、其の設備は極めて簡粗にして足るを以て、別に精巧なる裝置を要することなく唯原料の運搬用水の便等を計りて製造場の位置を選定するに過ぎず。然れども其の作業は相當經驗を要するを以て、概ね其の技に習熟せる者が各地に轉々從事し、偶〻新に製腦を企つるありと雖も、之に從事する焚夫には殆ど變更なきものとす。而して專賣法施行の當時に在りては原料樟木窮乏し國有林の拂下等あるに非ざれば多量の製造を爲す者なく、製腦業者の多くは各地に點々せる零碎の樹木を買集め製腦するに過ぎずして、僅に賃稼を目的として糊口に資する小製造業者ならざるはなかりき。

製腦經營の業態には種々あり。自己の資本を以て自ら製造に從事するものの外、樟樹の所有者又は企業家が資金を投じ、焚夫を雇傭して經營せるものあり、就中焚夫をして企業に參加せしめ利害を

共同負擔するもの最も多く、此等は多く焚夫名義を以て許可を受くるものなりとす。然るに專賣實施以後造林漸く盛となるに及び、造林家にて製腦を自營するもの續出し、又資力ある製腦企業家出現し、焚夫を雇傭して製造に從事するに至れり。又從來は農業の傍ら副業として製腦を營む者多かりしも、歐洲戰後農家の經濟稍〻裕なるに至りしと共に副業的經營減少し、殊に鹿兒島地方の如き兼業地帶には長崎・大分等の專業地方より入稼するに至り、一般に專業者の增加を來すと共に、製造人員は減少の傾向を示せり。之が爲め製造業者の資力と敎育程度とは幾分向上し、當局の指導には利便を加へ、優良なる器具を使用する者增加し、製腦技術に至りても多少巧妙となるに至れり。

第二款　製造許可

粗製樟腦・樟腦油を製造せんとする者及之が精製業を營まんとする者は、製造場竈數・一箇年の生產見込高等を具して政府に出願すべく、政府は之に對して確實に生產の見込ありや否や、行政上不便なく又取締上不都合なきや否や等を調査して、之が許否を決するものにして、其の條件としては粗製樟腦・樟腦油製造業と精製業とを兼ぬることを得ずと爲したる外、別に制限を設くることなし（專賣法第六條・第八條）。

又製造數量に在りては原料及需要の關係に顧み、適宜之を調制するの要あるべきを以て、專賣法第九條を以て之が制限の權能を留保したるも、實際に於ては專賣施行後需要旺盛にして、生產常に之に伴はざるの狀態なりしを以て、增製の勸奬にのみ之れ努め、未だ曾て生產高を制限したることなく、夫の明治四十一二年の交、歐米經濟界不況の影響を受け樟腦需要の減退せるに際しても、生產は依然として增加の形勢ありしに拘らず積極的に之が制限を爲さず、唯補償價格の引下に依りて其の調節を圖るに止めたり。然るに其の後大正十年度に至り戰後經濟界の不況は其の極に達し、樟腦市況亦甚だ不良にして賣行全然杜絕したるにも拘らず、生產は益〻增加し、忽ちにして收納にも支障を與ふるに至りしを以て、政府は玆に生產高制限の已むなきを認め、補償價格の引下を決行し、尙ほ進んで現在の製造許可者の實狀に徵して其の整理淘汰を爲すと共に、大正十年七月以後は新に製造を開始し又は竈を增設し、若くは生產見込高を增加するが如き出願に對しては之が許可を見合はせ、以て生產高を抑制することとしたり。然るに翌年に至りても依然として供給過剩を繼續したるを以て、十一年五月に至り更に新規製腦及竈の增設は絕對に之を許さず、相續以外の承繼に對しても能ふ限り之を許可せざるの方針を採り、唯枝葉製腦及改良製腦器を使用する者に限り、除外取扱を爲すこととせり。此の如き除外例を設けたる所以は、生產能率の增進と生產費の節約を圖ること一層切實となりしに由るものにして、此等に對しては此の外特に奬勵金を交付して積極的に奬勵を加へたり。

樟腦の生產地は原料の關係上樟樹の適地に限られ、其の範圍二十七府縣に亙る。而して其の製造場數には每年度增減ありと雖も、大體に於て最多なるは鹿兒島にして一千箇所を上下し、宮崎・熊本・長崎・福岡の四縣之に亞ぎて二百箇所前後、大分・高知・和歌山の三縣は約百箇所、佐賀・靜岡兩縣は六七十箇所、三重・愛媛兩縣は三四十箇所、山口・德島・沖繩の三縣は十數箇所に止まり、其の他の諸府縣に在りては數箇所に過ぎず。

樟腦製造の興廢常なきは既に述べたるが如くにして、現に許可を受け居れるものと雖も、原料盡くるときは一時休業し、原料を得るに從ひ再び製造に著手する有樣にして、休業者は常に許可數の二三

割を占むるものとす。今參考の爲め昭和元年度末現在の許可人員・場數・竈數に就き、其の就業及休業の狀況を表示すれば左の如し。

府縣名	人員			場數			竈數			昭和元年度製造高	
	就業	休業	計	就業	休業	計	就業	休業	計	粗製樟腦	樟腦油
										斤	斤
千葉	—	五	五	—	五	五	—	五	五	八四七	三六
東京	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一、六〇二	二、六〇一
神奈川	一	一	二	一	一	二	三	一	四	二六、八八九	四一、九四一
靜岡	三	一八	四七	三	一八	四七	三三	一四	五四	二六、八八九	四一、九四一
愛知	一	一	二	一	一	二	一	一	二	—	—
三重	一六	四	二〇	一六	四	二〇	二〇	六	二六	一〇、八八七	一八、五七三
大阪	一	二	三	一	二	三	一	二	三	六六九	七五八
和歌山	七三	一四	八七	七三	一四	八七	八一	一四	九五	五五、七五六	八〇、九〇五
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三、一三三	二、〇三六
島根	一	一	一	一	一	一	七	一	八	七、五〇九	九、五一五
山口	五	一	五	五	一	五	七	一	八	九、六二四	一六、三九五
愛媛	八	四	一二	八	四	一二	一三	四	一七	一、四一五	二、九二三
香川	—	一	一	—	一	一	—	一	一	二九四	三五四
德島	一五	二	一七	一五	二	一七	一六	二	一八	一、九三三	三、〇八七
高知	五三	六七	一二〇	五三	六七	一二〇	五三	七三	一二五	一、六〇五	二、六〇一
福岡	七	一	八	七	一	八	一七五	一七	一九二	一五、七八	二七、八三五
長崎	二五	二	二七	一六三	三	一六六	一九〇	四	一九四	一八、一三五	三二、一三五
佐賀	六四	—	六四	九四	一〇	九四	一一〇	一〇	一二〇	一、六七一、五三九	二、六七一、八五九
大分	三三	一	三四	四九	一	五〇	五四	一	五五	三八、〇六七	六八、〇三三
熊本	七〇	八	七八	一三三	一〇	一四三	二七九	一四	二九三	二四七、一九四	四三、九二五
宮崎	一五五	一〇	一六五	一九二	一〇	二〇二	二三九	一〇	二四九	三五二、一五五	六三、〇二五
鹿兒島	七六	九	八五	八四	九	九三	一、一〇三	一一四	一、二一七	一四九、一〇七	二六、四五七
沖繩	一六	三	一九	二〇	六	二六	四五	一三	五八	三二、八二三	四三、九二〇
合計	一、五四三	二七	一、八七〇	一、九八六	二三五	二、二二六	二、四五六	二九七	二、七五四	一、三五九、六六八	二、八〇三、一九八

（備　考）一、本表には製造實績のみを掲ぐ。

二、人員欄の＊印は一人にて二箇所以上の製造場を有するものにして内書なり。

第三款　樟樹造林奬勵

樟腦業の發達を圖らんとせば、製腦方法の改良を計ると共に、製腦原料たる樟樹の栽培を盛にし、以て原料を豐富ならしめざるべからず。先に述べたるが如く專賣法施行當初に在りては、維新以降の濫伐の結果樟樹の大木は殆んど伐採し盡され、僅に國有林若くは神社佛閣に殘存するに過ぎず、製腦業者の多くは二三十年生の稚樹を原料としつつあるの狀態なりき。玆に於て當局は原料維持の必要上植林の急務なるを認め、樟腦事務局をして夫々適實なる計畫を樹てしめ、植樹に適すべき地方には或は吏員を派遣し、或は專門學者技術家に講話指導を囑託し、以て誘掖に努め、一面地方官衙と連絡協力して之が勸奬を圖りたり。殊に明治三十九年以降十年計畫を以て、農商務省より各府縣に補助

金を下付して模範林を造らしむるや、其の植栽樹木には樟樹を選擇せしむるに努むると共に、公共團體が征露凱旋等の記念林木を植うるに際しては、努めて樟樹を植栽せしめ、又民間に對しても極力之が造植を奬勵したる結果、公有民有共に著しく其の成績を擧ぐることを得たり。卽ち公有林に在りては後揭の如き優秀なる造林成績を示し、又民有林に在りても、神戸樟腦事務局管內に於ては、或は會社を組織し或は資產家の崛起に依り、數百町歩の林野に造林を企て、鹿兒島縣屋久島にては村井吉兵衞は官民有原野六百町歩を買受けて樟樹栽植の計畫を立て、又神戸の鈴木商店は德島·高知の縣境に數百町歩に亙り樟樹林の造植に著手したり。其の他伊豆七島·小笠原島を始め各地方に植林大に盛となり、爲に却て種苗の不足を感するに至り、當局は其の配賦に苦心するの狀況なりき。

玆に明治三十八年以降四十四年に至る七箇年間に於ける十町歩以上の集團地に樟樹を造林したるものを見るに、公共事業·個人事業を併せて、合計二十五府縣、面積二萬餘町歩、株數三千六百餘萬本に上り、就中九州六縣及高知縣には何れも一千町歩より約三千町歩に及ぶものありたり。而して明治四十年度以降國費を以て補助したる樟腦模範林の造成は、同四十三年度を以て略ゝ豫定の計畫を遂行したりしが、其の實蹟は二十二府縣に亙り、面積は矮林·喬林（矮林は枝葉製腦を目的として最適地に植栽し、喬林は相當樹齡に達したる後、木片製腦に供するを主眼として準適地に植栽す）略ゝ相等しく、合計千八百餘町歩、其の株數は六百餘萬本に及べり。

府縣名	植栽總數				模範林			
	植林面積	植付本數	林種	面積	株數			
高知	二、九〇〇町	三、四六八千本	矮林	九〇町	三、七〇〇千本			
宮崎	二、八三〇	五、四八二	〃	九一	四三九			
熊本	二、六九四	三、九〇七	〃	九五	三七六			
鹿兒島	二、六三一	五、七三一	〃	一〇〇	四八七			
長崎	一、九七六	二、三八八	〃	九〇	四五〇			
佐賀	一、四七五	一、六八六	〃	九〇	三五八			
福岡	一、〇一八	一、七七六	〃	九〇	四二〇			
沖繩	七七一	一、五三四	〃	一二四	二七九			
大分	七四九	九四一	〃	九一	三六〇			
三重	六二八	二、七五八	喬林	八四	三〇八			
愛媛	六〇六	一、四八六	〃	一〇〇	三五七			
和歌山	五二五	一、五〇〇	〃	八三	二五一			
廣島	三四八	一、一〇九	〃	八五	二五三			
靜岡	一九五	三一八	〃	九〇	二一七			
山口	一八八	四三九	〃	九〇	二二六			
德島	一八四	四二二	〃	六五	二六三			
兵庫	一五二	四七六	〃	六〇	八二			
愛知	一二〇	三六〇	矮林	九〇	二七〇			
東京	一〇八	三三三	〃	七九	二六三			
千葉	九九	一〇五	喬林	六〇	六八			
岡山	六九	一〇八	〃	六二	二三二			
香川	三五	一五二	—	—	—			
島根	五〇	三四	喬林	三五	一〇〇			
大阪	一六	一	—	—	—			

神奈川	一三町	三九千本	矮林	喬林	一、八五〇	九四二	三、八〇四
合計	二〇、三九一	三六、六六二	計		一、九〇七	三、四九七	六、三〇二

政府は斯くの如く樟腦樹林の造成に努めしが、其の後年所を經るに伴ひ、手入を怠りて荒蕪に流れしものあり、天然生松樹の爲め發育を阻害せられたるものあり、蟲害の慘禍を蒙るものあり、又土地の選定宜しきを得ざりしに因り不成績に陷りしものありて、造林成績は其の期待を裏切りしもの少からざりき。殊に鹿兒島縣下の如き縣有萌芽林は成林の見込絶えたる爲め、相次いで喬林作業に移し縣營を廢止するに至れり。尋いで歐洲戰時及戰後に於ては經濟界の好況に伴ひ、松・杉・檜等の用材の需要加はり頓に其の價格を騰貴せしめたるを以て、樹林の養成は多く此の種に移り、政府も亦腦況の不良なりしに顧みて積極的の保護奬勵をなさざりし爲め、樟樹の植林は大に減退するに至れり。然れども斯くては將來樟腦原料の維持困難となるべきに由り、再び之が保護策を講ずることとなり、卽ち大正九年十二月樟腦製造奬勵金交付規程を制定し、枝葉製腦を爲したる者、及萌芽林を經營し之に依りて枝葉製腦を爲したる者に對し、夫々奬勵金を交付することとなし、枝葉製腦を目的とする造林經營を奬勵したり（次款參照）。又政府は從來樟樹造林に當りては地方當局と連絡し、必要に應じ當該地方官吏を兼務或は囑託と爲し來りしが、大正十一年五月特に和歌山・高知・福岡・長崎・熊本・鹿兒島・宮崎等の主產地方に對しては、林業吏員に囑託して樟樹造林の奬勵と製腦事業の改善を圖ることとせり。

今內地に於ける專賣施行後の樟樹植林の實蹟を表示すれば左の如し。

（一）樟樹植林累年表

年度	區別	公共事業 町村數	植付本數	植付段別	播種數量	苗仕立本數	個人事業 人員	植付本數	植付段別	播種數量	苗仕立本數
明治三七	國有	七	本	町	合	本	人	本	町	合	本
	民有	一〇二	一三七、七八九	五六・九	二、二四〇	八〇、〇〇〇	一五、〇三四	四〇五、八二三	一二四・一	四、四〇三	七〇七、八〇〇
三八	國有	二四	—	—	六〇〇	六八、二〇〇	—	—	—	—	—
	民有	一七三	一四一、四二〇	四三・七	二、三三〇	二六八、三七〇	六、五八三	二九三、五三五	五一・七	一二、八八九	一、一三三、三四〇
三九	國有	—	一、一〇二、七四四	一、四三一・一	二、〇四三	一四二、四五五	—	—	—	—	—
	民有	五六一	一、八四九、八三二	七一六・二	五、七〇三	四、九三〇、〇五一	一五、八一三	四、四二一、二七一	一、三八九・二	一〇六、九六六	三五、九一〇、八五六
四〇	國有	四九	三、七八八、七一六	二、三三〇・三	一九、二四三	四、三九七、三七二	—	—	—	—	—
	民有	五二七	二、六五四、五六二	八四六・八	一〇、六二四	四、二二一、一五三	二二、一五九	七、六二〇、一二八	一、八六七・九	八七、七九八	一三、〇九七、六八一
四一	國有	一五五	五、六五七、二四四	三、七六三・七	一五、〇三四	三、三一五、八七二	—	—	—	—	—
	民有	三二八	二、七〇二、九三四	一、五一五・七	一六、二八〇	五、八三二、一三四	一〇、八八四	四、四九七、八六六	二、三九六・四	四一、九九一	一九、〇九七、八五六
四二	國有	一〇一	三、八八一、四三六	二、五六一・二	八、八一六	三、〇一九、六一一	—	—	—	—	—
	民有	五八三	二、九四六、四七九	八〇八・二	一一、〇三〇	一六、三〇七、一三〇	一〇、四六三	三、七九四、五六二	一、三一九・二	二七、一二六	五、五八九、二八四
四三	國有	一七一	四、八八九、二九〇	三、〇〇三・六	五、七〇一	一、二七三、一六五	—	—	—	—	—
	民有	三三七	二、二二九、六一〇	五五六・九	八、三五〇	六、六二六、二三八	九、七四八	二、三九六、〇七八	九四二・一	一三四、八五九	七、七五三、一四七
四四	國有	一四七	三、二八〇、九六〇	二、一八一・〇	四、一七六	六五〇、五〇二	—	—	—	—	—
	民有	三七二	三、三八五、八六八	九七八・八	七、〇九七	五、一一〇、三五九	八、二四九	三、五四二、九五七	一、一四三・七	三五、三六七	九、九七五、五〇五
大正元	國有	一七〇	一、九六四、五八七	一、〇五三・六	一〇、二四六	一、二三五、四九二	—	—	—	—	—
	民有	三二六	二、一〇三、二八七	一、〇〇四・三	五、五七九	四、八二六、〇八一	八、六二八	二、九九三、五九〇	九二六・六	七、一二五	一、四八三、八二五
二	國有	一〇〇	一、五四七、二六五	一、三一四・三	七、三八一	一、七二五、六四九	—	—	—	—	—
	民有	一九二	三、九一〇、八〇〇	一、一一五・四	四、三〇一	三、二五〇、六四六	六、六四〇	二、八六九、〇一六	七四一・八	二、六六八	一、六一〇、六二〇

(11) 昭和元年度末現在府縣別樺樹植林表

區別	府縣名	町村數	植付本數	植付段別	播種數量	苗仕立本數
公共事業	神奈川	一	一、三五〇	一・〇町	一〇〇	一、〇〇〇本
	靜岡	一	二、八〇〇	二・〇	二〇〇	二、〇〇〇
	愛知	二	三、二四〇	二・四	二四〇	二、四〇〇
	三重	二	三、二四〇	二・四	二四〇	二、四〇〇
	大阪	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	兵庫	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	和歌山	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	鳥取	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	島根	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	岡山	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	廣島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	山口	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	德島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	香川	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	愛媛	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	高知	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	福岡	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	佐賀	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	長崎	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	熊本	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	大分	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	宮崎	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	鹿兒島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	和歌山	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	兵庫	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	大阪	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	三重	二	三、二四〇	二・四	二四〇	二、四〇〇
	愛知	二	三、二四〇	二・四	二四〇	二、四〇〇
	靜岡	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	神奈川	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
個人事業	島根	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	鳥取	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	岡山	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	廣島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	山口	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	德島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	香川	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	愛媛	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	高知	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	福岡	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	佐賀	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	長崎	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	熊本	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	大分	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	宮崎	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇
	鹿兒島	一	一、三五〇	一・〇	一〇〇	一、〇〇〇

山口	民有	二	五、三六五	本	五・五	町	合	本	六六	人	一二、〇五〇	本	八・〇	町	合	本
德島	民有	—	—		—		—		五五		四、五九三		四・四		—	
香川	民有	二	三五〇		〇・七		—		三八		五、四〇〇		一〇・七		—	
愛媛	民有	—	—		—		—		一一		三、四八九		三・六		—	
高知	國有	九	一〇、四〇〇		六・〇		三六〇		一〇一、四五七		—		—		—	
	民有	—	—		—		—		—		二四		一八四、三八〇		六五・五		五〇〇
福岡	國有	二	—		—		四五〇		一五七、二〇〇		—		—		—	
	民有	一三	一三、一一九		八・八		—		—		三一		一二、七四九		二四・九		—
佐賀	民有	六	九九〇		一・三		—		—		一三一		七、一五三		九・五		—
長崎	國有	一	—		—		一五〇		—		—		—		—	
	民有	一	五〇		—		—		—		一三九		三、三七〇		〇・七		—
熊本	國有	五〇	六九四、八八四		四五七・三		八六八		一六一、一三六		—		—		—	
	民有	一三	一二、〇七九		四・〇		—		—		一、七三九		四四、八五〇		二五・四		—
大分	民有	七	一、四六〇		一・二		—		—		六二三		一二、六四五		六・四		—
宮崎	國有	二	—		—		七〇		一〇、〇六〇		—		—		—	
	民有	一二	五、一〇〇		二二・八		六〇		—		一二七		二一、七七〇		一一七・七		—
鹿兒島	國有	二二	三二、一六〇		一一一・一		五三五		二四一、〇八七		—		—		—	
	民有	四四	三二、〇六八		四五・一		一二〇		—		一八六		三〇五、五三〇		八〇・三		三〇〇
沖繩	國有	二	—		—		八五		八、四三〇		—		—		—	
	民有	二一	一七、八〇〇		八・〇		一六五		七〇、六六三		三八		二四、一九〇		一四・四		二四〇
合計	國有	九三	七三七、四四四		五七四・五		三、〇六三		八三七、六七四		—		—		—	
	民有	二四一	九四、九八九		九九・〇		三六七		七一、六六三		五、三九四		六八八、二〇一		三七三・八		四五五
																	五八、九五七

第四款　製腦の奬勵及指導

政府は樟樹の植栽を奬勵すると共に、又樟腦製造方法の改良を圖り、以て之が製造を奬勵したり。

由來樟腦製造業たる無資力の勞働者が、僅に賃稼を目的として經營するもの多きを占め、製造設備の如き極めて粗造不備のもの多く、作業方法亦至て粗放にして、改善を要すべきもの多々存したり。即ち當局は先づ技術の改良・器具の改善を圖らんが爲め、各地樟腦事務局をして製腦試驗を爲し、成木製腦・枝葉製腦・或は生葉・枯葉の實驗を爲さしめたる外、各種製腦器の改良を考案研究し、製腦歩留り・生產費等を試驗せしめたる上、其の效果を一般業者に普及せしむるに努めたり。然れども製腦業者は多く前記の如き業態にして、直に之を受入るるの能力なきを以て、一般に其の成績擧がらず、改良の跡遲々たるを免れざるなり。

元來樟樹は樹齡を加ふるに從ひ含有腦分を增蓄するものにして、最適地に於ても苗木植栽後少くとも二三十年を經過せざれば、製造原料となすに足らざるなり。然るに老樹の缺乏する時に方りては別に方法を考案せざるべからざるを以て、當局は枝葉に依る製腦を試驗したるに、其の甚だ有效且つ經濟的なることを認めたるが故に、爾來其の幹木を冒さず枝葉のみを切採して之を原料と爲して製腦することを奬勵することと爲し、即ち大正九年十二月左記の如き規程を設けて、枝葉製腦を目的として造林する者に對しては、改良製腦器を新調設備する者等と共に、相當の奬勵金を交付すること と爲したり。

粗製樟腦、樟腦油製造奬勵金交付規程（大正九年十二月十三日專賣局長官達甲第五六三〇號）

第一條　專賣支局長ハ本規程ニ依リ所轄内ニ製造場ヲ有スル粗製樟腦樟腦油製造者（以下單ニ製造者ト稱ス）ニ對シ配付豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二條　奬勵金ハ左記該當ノ製造者ニ交付シ其ノ交付金額ハ左ノ範圍内ニ於テ支局長之ヲ定ム

一　枝葉ノミヲ原料トシテ製造シタル者

納付高	百斤ニ付	粗製樟腦　十五圓以内 樟腦油　七圓五十錢以内

二　萌芽林ヲ經營シ之ニ依リ枝葉製腦ヲ爲シタル者

納付高	百斤ニ付	粗製樟腦　三十圓以内 樟腦油　十五圓以内

本條各號ノ粗製樟腦ノ納付高ハ品位一、〇〇ニ換算シタル數量ニ依ルモノトス

本條各號ノ事項ニ該當スル者其ノ製造シタル粗製樟腦、樟腦油ヲ混合シテ納付シタルトキハ交付金額ハ其ノ少ナキ率ニ依リ奬勵金ヲ受クヘキ粗製樟腦、樟腦油ト受クヘカラサルモノト混合納付シタルトキハ奬勵金ヲ交付セス

第三條　支局長ハ前條ノ外左記該當ノ製造者ニ對シ左ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ下付スルコトヲ得

一　專賣局ノ指示セル改良製腦器ヲ新調設備シタル者

製腦器一組ニ付	百圓以内

二　製腦設備ヲ改善シ製腦上其ノ效果不尠ト認メタル者但本號ニ對シテハ豫メ本局ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第四條　左記各號ニ該當スル製造者ニハ奬勵金ヲ交付セス

一　粗製樟腦、樟腦油專賣法ニ違反シ處罰ヲ受ケ滿二箇年ヲ經過セサル者

二　其ノ年度ニ於テ粗製樟腦、樟腦油專賣法施行細則竝ニ之ニ基キ發スル指示命令ヲ遵奉セサリシ者ニシテ其ノ情重キ者

三　其ノ年度ニ於テ本規程ニ基キ發スル指示命令ヲ遵奉セサリシ者

第五條　本規程ニ依リ奬勵金ノ交付ヲ要スル製造者ニ對シテハ豫メ左記事項ヲ記載シタル申告書ヲ差出サシムヘシ

一　第二條第一號ニ該當スル者

製造場所、製造期間

製造見込量目

二　第二條第二號ニ該當スル者

樟樹萌芽林ノ場所、反別、本數、植栽ノ年月

原料枝葉採收見込量目

製造場所、製造期間

製造見込量目

三　第三條第一號ニ該當スル者

製腦器ノ圖面、新調價額

製腦場所、製造著手時期

四　第三條第二號ニ該當スル者

製腦設備改善ノ要點及其ノ成績、費用

製腦場所

第六條　第二條ニ依ル奬勵金ハ其ノ年度内ニ納付ヲ了シタル數量ヲ通算シテ一回ニ交付スルモノトス

第三條第一號ニ對スル奬勵金ハ製造ニ著手シタル後交付スルモノトス

第七條　專賣支局ハ第一號書式ノ奬勵金交付臺帳ヲ調製スヘシ

第八條　奬勵金ヲ交付シタルトキハ其ノ翌月十日迄ニ第二號書式ニ依リ之ヲ報告スヘシ

第九條　專賣支局長ハ本規程施行上必要ナル手續ヲ定メタルトキハ直ニ之ヲ報告スヘシ

（書式省略）

今本規程制定以來之に依り奬勵金を交付したる事蹟を表示すれば左の如し。

年度	規程第二條第一號該當		同上第二號該當		規程第三條第一號該當		合計		
	人員	場數	交付金額	人員	場數	交付金額	人員	場數	交付金額
大正九	六九	七	五、一六三円	六	六	三七三円	二	二	一四二円
一〇	六四	七一	二、〇一〇	七	七	三六四	一	一	一四一
一一	二五	二八	一、〇四三	七	七	五四九	九	九	六八六
一二	三三	三七	二、七四〇	五	五	四六三	六	六	四七九
一三	四八	五六	四、四三〇	六	六	一、二四八	八	八	七〇二
一四	五三	六一	五、〇五九	七	七	八一七	一〇	一二	七七三
昭和元	四三	四七	二、八二〇	七	七	三九二	一八	二四	一、六九二
二	六八	七八	四、九二六	一〇	一二	五、一六二	二六	三〇	一、八七九
三	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九
四	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九
五	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九
六	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九
七	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九
八	六九	七九	四、八〇二	一一	一二	五、一〇二	二六	三〇	一、八七九

煙草及鹽に就きては既に試驗場の設けありて、耕作又は製造の指導に資したるが、樟腦に在りては從來其の設置なかりしを以て、大正十年十一月に至り、主産地たる鹿兒島地方專賣局をして特に之を掌理せしむることと爲し、同局鑑定課管掌事務中に左の如き項目を追加し、且つ試驗直營の爲め同市玉里に分工場を設置したり。

（一）樟腦用器具機械に關すること

（二）樟腦、樟腦油の加工及副產物の利用に關すること

（三）樟種子の採種、選擇及配付に關すること

（四）樟苗木の育成、配付及樟樹造林に關すること

（五）樟樹病害、蟲害の驅除、豫防に關すること

（六）製腦及樟造林に關する講習、講話に關すること

爾來玉里分工場に於ては前記の諸項目に就て各種の試驗を行ひつつあり。又之より先き大正九年十二月以降專賣局中央研究所に於ても、樟腦の理化學的研究を開始するに至りしを以て、當局は此等の成果を一般に普及せしむるを目的として、大正十二年一月左の如く新に製腦改良指導規程を制定したり。

製腦改良指導規程（大正十二年一月十五日專賣局長官達甲第九八號）

第一條　本指導ハ製腦方法ノ改良ヲ促シ以テ製品品質ノ上進ト生產費ノ低減トヲ圖リ又原料

ノ涵養上樟樹ノ增植ニ關シ指導ヲ爲スヲ以テ目的トシ左記事項ニ付主トシテ之ヲ行フヘシ

一　製造方法ノ改良ニ關スルコト
二　新規製造者ノ指導ニ關スルコト
三　樟樹植栽ノ指導ニ關スルコト
四　指示又ハ奬勵事項ノ實行ニ關スルコト

第二條　指導ノ事務ハ技術官ヲシテ之ヲ行ハシムルノ外技術ノ囑託員ヲシテ爲サシムルコトヲ得

第三條　指導ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

一　講話
二　實地指導
三　刊行物配付

第四條　指導ヲ爲サムトスルトキハ指導事項、目的、實行ノ方法及指導ヲ行ハムトスル範圍ヲ詳具シ著手前二十日迄ニ本局ニ稟申スヘシ

第五條　前條本文ノ指導ヲ實行シタルトキハ其ノ顚末ヲ詳具シ終了後一箇月以內ニ申報スヘシ

第六條　指導ヲ行ヒタル顚末及其ノ效果ヲ書留ムヘキ臺帳ヲ備付ケ其ノ事蹟ヲ明ニ爲スヘシ

第五節　附表

第一表　粗製樟腦樟腦油製造累年表

年次	製造人員	製造場數	竈數	職工 男	職工 女	職工 計	製樟腦高 數量	製樟腦高 補償金	製樟油高 數量	製樟油高 補償金	補償金合計
明治三六	一、三八〇人	一、三六一箇所	二、四三一箇	一、九五五人	二一二人	二、〇六六人	三七、一五〇四斤	一八三、二六八円	四三四四、三一四斤	一二七、三二六円	三〇〇、五九四円
三七	一、二四一	一、六一七	二、六八二	三、四五八	二九六	三、七五四	三三、〇四三	七、一四四	七二四、三五六	二〇二、一八九	三五二、二三三
三八	一、二〇四	一、五六四	二、七七七	三、八九一	五七六	四、四六七	六〇〇、四三一	三、九一、九一六	六五二、三六三	一八九、四一七	五、九、三五四
三九	一、二一〇	一、六一七	二、六七四	三、四四九	八四八	四、二九七	七三四、六三五	四三六、二八一	八五〇、四六四	二六四、八四七	七〇一、一九
四〇	一、二五一	一、六一八	二、六六九	二、六七九	二一七	二、八九六	七四六、七三九	四七四、六〇五	九五九、三一六	三一九、三五六	七九〇、九六一
四一	一、六七四	一、七九三	二、九七七	三、三三一	四三一	三、七六二	八六、三六七	五一七、七三三	一、〇三三、九〇三	三三三、七六六	八五一、四七九
四二	一、六五〇	一、九三二	二、八一六	二、〇六一	二、三六八	四、四二九	八三、三〇五	四六一、二八	一、一四三、四五四	三八一、七四一	一、〇六四、三九〇
四三	一、八九六	二、〇六五	三、七三三	六、三〇五	八三三	七、一三八	九三、四三四	五八七、〇四〇	一、六六三、三三四	四七四、一二七	一、〇六四、三九〇
四四	二、〇七六	二、九三四	四、〇三四	六、一一〇	一、七八〇	七、八九〇	一〇三、一〇五八	六一五、七五七	一、八四五、四〇三	五一九、二三二	一、四一五、八九九
大正元	二、一八三	二、九七六	三、九九二	六、五五五	九二三	七、四七八	九七、九三四	五四七、七〇八	一、六八七、〇一五	四八五、〇一三	一、四一五、八九九
二	二、二二八	二、六七九	三、五三三	五、一六一	八一〇	六、九七一	八七、九三五	五六〇、一三三	一、六九一、一七六	四八五、〇一三	一、四一五、八九九
三	二、六二九	三、二一一	四、一二〇	六、一六一	一、〇三二	七、一九三	九九五、八九六	六二六、七八〇	一、九七七、二九四	五六四、七八三	一、九二五、八六五
四	三、三九六	四、二三九	五、三二五	八、五四三	一、三五七	九、九〇〇	一、六〇〇、八一五	九〇〇、八六三	三、〇〇一、四三二	八六一、〇三三	九、九七一、八八六
五	三、五四六	四、三三九	五、三三四	九、一一三	二、〇八四	一一、一九七	一、五六七、七三五	八九三、一二三	三、〇三三、八七三	八七〇、五六七	一、七三三、六八九
六	二、四四二	三、二七四	三、九五〇	六、三五七	一、三二五	七、六八二	九八二、六〇八	五六六、三二七	一、八五三、九九九	五三五、七四六	八五一、四七九
七	二、二四三	三、二七七	三、三九七	五、一五八	一、二一四	六、二七二	七二三、五六四	五八三、五九九	七〇三、八八〇	五三五、七四六	二八四四、六五二
八	二、一〇四	二、六四九	三、一八七	五、四七五	一、五七七	七、〇五三	七八一、〇三三	一、一五五、八八九	七、八二三、三六一	二八四四、六五二	七九一、一八六
九	二、三九五	三、二四一	四、一七六	六、八〇六	一、六四二	八、二四八	一、六七八、八六五、七四	三、〇九七、七二四	一、五五二、八八九	一、三五二、八八九	一、三五六、一五二

大正一〇	二、一六三人	二、八五九箇所	三、二三九箇	五、〇〇三人	一、二五一人	六、二五四人	二、〇五三、〇八一斤	三、三〇〇、三三八円	二、一二六、三三七斤	一、四九一、三三七円	四、七九一、六七六円
一一	一、八三二	二、三九六	二、八七八	四、六一八	八六四	五、四八二	一、四一三、九八四	一、九一二、三六一	一、〇九五、七一六	六五〇、九五一	二、五六三、三一三
一二	一、七八四	二、二八二	二、七九一	四、五六五	九八二	五、五四七	一、二五一、六三八	一、六七九、二二三	一、二六七、〇一三	七五三、〇〇八	二、四三二、二三〇
一三	一、七〇五	二、三九九	二、九五二	五、二一五	一、一五七	六、三七二	二、六六八、九三〇	三、六〇一、〇三〇	二、五〇八、〇八六	一、四八七、四六〇	五、〇八八、四九〇
一四	一、六〇九	二、二六六	二、七九三	五、二二六	一、一八四	六、四一〇	三、五六一、四六二	四、八三一、五七三	三、四〇四、五七七	二、〇二〇、八六五	六、八五二、四三九
昭和元	一、七八二	二、二三七	二、七五六	五、四九三	一、〇六一	六、五五四	三、一三四、八五五	四、〇六一、四一一	二、八〇六、八三六	一、五六〇、四五一	五、六二一、八六二

（備考）一、本表製造高は收納高を表はす。
二、大正七年度以降の粗製樟腦製造高中には再製樟腦の分を含む。

第二表 粗製樟腦・樟腦油製造府縣別表（昭和元年度）

府縣名	製造人員	製造場數	竈數	職工 男	職工 女	職工 計	製造高 樟腦 數量	製造高 樟腦 補償金	製造高 樟腦油 數量	製造高 樟腦油 補償金	補償金合計
千葉	五人	五箇所	五箇	—人	—人	—人	—斤	—円	—斤	—円	—円
東京	二	二	二	二	—	二	八四七	一、一〇三	三〇六	一八三	一、二八五
神奈川	三	三	四	九	一	一〇	一、六〇五	一、九九九	二、六〇一	一、四八九	三、四八八
靜岡	四〇	四七	五四	九五	四〇	一三五	二六、八八九	三三、四五七	四一、九四一	二四、一四五	五七、六〇二
愛知	二	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	二〇	二一	二六	四二	一七	五九	一〇、八八七	一三、七八九	一八、五七三	一〇、七八七	二四、五七六
大阪	三	三	三	二	—	二	六六九	八五八	七五八	四四八	一、三〇六
兵庫	二	二	六	一〇〇	一	一〇一	一、五六六、三三八	二、一〇三、九三二	二、〇三六	二、三九四	二、一〇六、三二五
和歌山	八六	八六	九五	一二二	四〇	一六二	五三、七三六	六八、七〇七	八〇、九八五	四七、六〇八	一一六、三一五
島根	一	一	一	二	一	三	一、〇一三	一、二三三	一、二三二	六六九	一、九〇二
山口	五	五	七	九	五	一四	七、五〇九	九、一五五	九、五一五	五、一九三	一四、三四八
德島	一七	一七	一八	一〇	—	一〇	一、四一五	一、八八五	一、九三三	一、一八三	三、〇六七
香川	一	一	一	二	一	三	二九四	三九三	三五四	二一九	六一二
愛媛	三	三	三	五三	一八	七一	九、六二四	一二、一八九	一六、三九五	九、四八五	二一、六七四
高知	一四〇	一五五	一六五	一三五	三六	一七一	三〇、五〇二	三九、八四〇	三七、〇八七	二三、三一九	六三、一五九
福岡	七八	一三六	一八二	三九六	一一三	五〇八	一五七、七一八	一九四、五三〇	二五七、八二五	一四二、八三八	三三七、三六八
佐賀	六四	九四	一一〇	二三七	六六	三〇三	九〇、八五〇	一一二、九五七	一六七、五三九	九三、四四八	二〇六、四〇五
長崎	一一七	一六六	一九四	四四二	二四八	六九〇	一五八、六一四	一八九、一二三	三一三、二三五	一六八、三四五	三五七、四六八
熊本	七八	二二三	二八九	六三五	一六一	七九六	二四九、一九五	三三二、二五五	四二六、五八三	二四三、五二四	五六五、七七九
大分	三四	五〇	五四	一二九	四四	一七三	三八、〇六七	四七、二六九	六〇、〇三三	三三、六一七	八〇、八八六
宮崎	一六五	二〇三	二四一	六二四	一六一	七八五	二二四、一五五	二六六、八三六	三五一、二三八	一九三、四〇四	四六〇、二四〇
鹿兒島	八七七	九六七	一、二一七	二、二三四	一〇八	二、三四二	四九一、一〇七	六一〇、七二一	九七二、七六九	五三五、三一四	一、一四六、〇三五
沖繩	一九	二六	五八	二一三	一	二一四	二三、八二三	二九、一九三	四三、九一〇	二三、八四〇	五三、〇三三
合計	一、七八二	二、二三七	二、七五六	五、四九三	一、〇六一	六、五五四	三、一三四、八五五	四、〇六一、四一一	二、八〇六、八三六	一、五六〇、四五一	五、六二一、八六二

（備考）兵庫縣製造高中には再製樟腦製造高を包含す。

第三表 粗製樟腦・樟腦油製造高月別表

年度	區別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計
明治三六	粗製樟腦	—斤	—斤	—斤	—斤	—斤	—斤	六一、八六〇斤	五六、五四六斤	六三、八九四斤	六四、九二七斤	六五、一七七斤	五九、〇九八斤	三七一、五〇四斤
	樟腦油	—	—	—	—	—	—	九〇、七五三	六四、五七八	六六、一七七	七二、〇三七	七六、三九三	六四、三七五	四三四、三一四
三七	粗製樟腦	五六、一一九	六七、六一七	四八、三六三	三四、三七五	三三、九一二	二六、九八九	四六、〇一〇	五〇、四八二	六〇、四八八	八六、四一三	四九、九七四	七三、〇四七	六三三、七九二

	樟腦油	七〇、八三九斤	七九、〇四六斤	六二、四一七斤	四三、六五七斤	四三、四六五斤	三七、〇七四斤	五五、一四八斤	五六、〇六九斤	五八、三四二斤	八三、四二四斤	五九、〇二三斤	六五、八七三斤	七一四、三六七斤
明治三八	粗製樟腦	六五、三六四	七五、二八三	四三、九四二	三四、八九六	二二、四九二	二三、〇六八	三三、八七八	三六、九五四	五七、五八六	七一、五六三	五九、三四三	七七、〇五八	六〇〇、四三一
	樟腦油	七三、三五四	八三、四九〇	五一、五五一	四一、七〇五	二九、八一五	二七、五一七	三九、三一七	四六、四八四	五三、五三八	七〇、〇一三	五六、七一三	七九、〇六三	六五三、五六三
三九	粗製樟腦	九〇、八二一	七二、二七三	六三、七七五	四一、九四一	三九、六四三	三三、三〇九	三七、五三〇	五五、六九二	六五、五一六	八三、八八三	七四、七九五	七五、四四二	七三四、六二五
	樟腦油	九〇、八九九	九〇、二二五	六八、九四一	四八、一三五	五四、六二〇	五一、五六六	五〇、九六一	六九、一六九	七四、六六八	八四、八五五	七九、七六〇	八六、六七一	八五〇、四六四
四〇	粗製樟腦	一〇二、三〇九	一〇二、六〇二	五四、五二〇	四八、〇七六	三五、〇八八	二八、三七六	三九、四一四	四九、四五五	五八、二二七	八六、二二六	六六、八〇〇	九〇、七九〇	七六一、八六五
	樟腦油	一二一、八一九	一三〇、五二一	七九、六四〇	六九、〇七五	五九、四六二	四一、四三三	五九、五六二	五七、三四九	七〇、一二六	九九、九六三	七二、七九二	一二四、二八三	九八六、〇一七
四一	粗製樟腦	八七、〇三四	九六、六六〇	六四、二一五	四五、四八二	三四、〇九七	三〇、七二〇	五七、九九三	七二、一二六	七一、二八六	九七、八〇五	七二、五九四	一〇六、三五三	八三六、三六五
	樟腦油	一〇六、三三三	一〇九、五九七	九〇、四一六	六三、一三〇	五〇、〇五六	四五、〇九六	七二、〇九九	八三、〇八六	七八、一五一	一一二、六七八	八三、九二六	一三六、五七五	一、〇三一、一一三
四二	粗製樟腦	一〇四、四四九	九三、四九六	六二、二九六	四二、三二一	三二、七八四	二八、七七〇	四一、四七六	六〇、〇二三	七二、六〇一	八六、四二三	一〇五、二三六	一〇二、四〇〇	八三三、二六三
	樟腦油	一三二、二五七	一三四、六二〇	九五、八六四	六一、一八〇	五三、九六〇	四七、九一八	六四、五〇二	八六、二一七	九一、九六三	一〇六、〇〇七	一三三、六五六	一三六、三〇一	一、一四三、四四五
四三	粗製樟腦	一三三、二一九	一〇八、〇〇四	七三、九四〇	四七、五三九	四二、九一四	三四、七二二	六八、四七一	八七、八四〇	九七、二九八	一三五、一五三	一〇五、一八七	一三〇、〇五九	一、〇五四、三四七
	樟腦油	一七四、一一七	一七六、〇〇三	一二九、一〇三	八七、三三三	八二、五三六	六六、四四三	一一九、〇三三	一三九、七六四	一四五、六六四	一九七、八〇一	一四九、四八三	一九六、〇六〇	一、六六三、三三九
四四	粗製樟腦	一四〇、九八六	一三〇、二七七	七二、四三八	四九、二二八	四六、八三三	四三、〇〇〇	六五、二六一	八四、四〇九	九九、八一四	一二八、六〇九	一二三、八一七	一一八、三九一	一、一〇三、〇五八
	樟腦油	二二三、七一三	二三八、四六五	一三八、二〇二	九四、四二九	九六、五四〇	九三、一四三	一一七、六〇三	一三九、二二八	一五二、四五四	一九〇、七二二	一七七、一五九	一九三、七五三	一、八四五、四〇三
大正元	粗製樟腦	一三四、二八三	一一三、六四七	六七、七一三	四七、九九六	四四、一九一	三六、六四八	五四、五九一	七六、七四五	八一、八三八	一〇七、一二七	九九、三五七	一二二、七九八	九七六、九三四
	樟腦油	二三三、七三九	二〇九、六五二	一三五、一三〇	九五、三〇〇	九五、五一〇	七四、九八六	一〇〇、〇四二	一二九、〇五九	一二九、四五七	一六二、一四七	一五二、〇四八	一七九、九四一	一、六八七、〇一五
二	粗製樟腦	一二七、〇八二	一〇四、五六六	六九、一一〇	四七、五七九	四八、四五八	三九、七五四	六四、九九一	七九、九一五	九一、六一五	一二〇、一五三	八八、九八四	一一三、六九九	九九五、九〇九
	樟腦油	二一五、二三六	一八九、七〇六	一三五、六三五	九六、三八四	一〇四、六七〇	七七、四〇八	一一八、七四〇	一三一、一七〇	一四〇、二〇三	一七二、三四四	一三三、〇一五	一七六、六七三	一、六九一、一八八
三	粗製樟腦	一二六、一四三	一〇〇、九八九	七九、一〇四	四九、五五八	四三、八七三	四八、〇七五	六九、八三四	八九、七六三	一〇六、六七五	一三〇、二一二	一四五、五四二	一二六、〇九一	一、一一五、八六三
	樟腦油	二〇九、四二六	一八四、二九〇	一五一、九七三	一〇六、四〇八	一〇〇、三三三	一〇二、五〇七	一三三、〇〇三	一五七、四三八	一七二、二八七	二〇五、〇八三	二三六、二五三	二二八、三九九	一、九七七、二九四
四	粗製樟腦	一八四、五三五	一五六、四九〇	一〇四、四〇三	七七、七七七	七九、八七一	六六、四三三	一〇一、六二三	一三二、四〇八	一五〇、二七六	一八六、七九八	一七四、三三八	一八五、八六八	一、六〇〇、八一五
	樟腦油	三三〇、一六七	三〇九、九六一	二三五、九二三	一六六、六二九	一八五、二三一	一四五、八七〇	二一一、二四七	二四二、七五六	二五五、三九九	三一一、三〇六	二九四、五〇九	三二二、四一九	三、〇〇一、四二一

五	粗製樟腦	二二五、四六五	一九二、六四〇	一三二、六六〇	八一、〇四三	八六、八七四	七六、五二五	一〇一、九九八	一三一、三九五	一三九、〇二三	一八一、五四六	一一五、七一三	一三三、八五三	一、五六七、七三五
	樟腦油	四〇四、七三二	三九七、〇九二	二七八、五三九	一八六、七四一	二〇五、六四四	一七九、二五七	二二四、一八四	二三一、九八二	二三九、三三八	二八七、九六一	一八三、〇九七	二三四、三三四	三、〇三三、八七三
六	粗製樟腦	一八八、七〇三	一六〇、六七四	一〇三、四四九	六三、〇九八	六〇、二六四	四五、〇七〇	四九、九〇〇	六五、七四七	六一、〇六三	六七、三九九	六六、一三六	五三、一四五	九八三、六五二
	樟腦油	三三七、七六九	三〇八、八五八	二三五、一七八	一四〇、二九〇	一三五、一〇四	九七、三六四	一〇一、〇七一	一一一、八六七	九九、一一三	一〇二、四九九	一〇七、七六九	八六、四七七	一、八五三、三八二
七	粗製樟腦	七九、〇一一	一一八、二九〇	一〇〇、三四八	六五、四〇七	三二、一九八	四三、九二七	五〇、三四一	三八、八五一	二七、四二七	五九、三七九	四八、一九六	五九、一八五	七一二、五六四
	樟腦油	一三二、七三四	一〇二、七〇八	八〇、六四九	五三、三三七	四六、三一八	二四、六四一	四一、三三四	三四、一〇三	三七、七四五	五三、六七一	四四、三九七	五三、四二七	七〇三、八八〇
八	粗製樟腦	八七、九七〇	八二、一〇三	六五、二〇四	五七、八〇五	五二、六五六	四〇、四二八	四九、七〇〇	五八、八三八	六〇、一二九	七三、四四五	八一、五八八	七一、一六一	七八一、〇三三
	樟腦油	九四、一三五	八五、五七三	五七、〇四二	三九、二六一	四七、三七一	三七、八一六	五五、九六二	六三、一四九	六七、三六四	七九、〇七一	九二、一九八	六三、四一三	七八二、三六一
九	粗製樟腦	一一二、八七〇	一〇二、七四七	八七、九五五	一一六、七七六	九六、三一六	六〇、四六三	九四、二八三	一四六、〇七一	一九九、二五四	九七、九九二	二四四、七七五	三一九、一七二	一、六七八、六七六
	樟腦油	一二六、五七七	一三一、五三八	九五、六五五	七一、六七二	七一、三二五	五四、五〇〇	八九、八四五	一一二、五四四	一五〇、二九三	一四四、八四四	二〇四、六二九	二八八、四七二	一、五三一、八九七
一〇	粗製樟腦	二二〇、一一〇	一五三、九六三	一七六、〇五九	一三四、六四七	一七五、二九三	一五九、三四七	一三三、四四六	一八九、九七八	二三七、六三三	一一二、〇六五	一四六、二二三	二二四、三一四	二、〇五三、〇八一
	樟腦油	一九五、二九五	二八〇、五五七	二〇四、七九一	一四四、三五三	一七六、八六六	一四三、四八八	一二一、五〇三	一七三、二四六	一七八、八二七	一八五、九四九	一三四、〇四三	一八七、四〇七	二、一二六、三三七
一一	粗製樟腦	二一七、七五二	一八三、〇三七	一九〇、三五六	一三二、四七八	一三九、八一四	一三五、一八〇	三〇、五六六	一〇七、六二一	九八、八四〇	三三、八五三	五四、六三六	八八、八四八	一、四一二、九八四
	樟腦油	一七一、九九六	二二二、二〇二	一二七、六三六	七八、七二五	六九、一一三	六一、二一五	四二、五五三	五七、二七八	六〇、一三七	五五、〇九一	七四、五五三	八五、二〇七	一、〇九五、七一六
一二	粗製樟腦	七〇、七七三	五四、四一九	四〇、八〇七	三一、六二一	四一、五三一	二三、七七七	四六、六二五	五四、七一九	七一、八七三	九一、〇一〇	九九、九二三	一三三、六三六	七四九、七〇八
	樟腦油	一〇三、三八〇	一〇〇、四四三	七七、七四二	五九、一五七	七七、一四五	四四、〇七八	八四、一五五	九五、八八八	一一八、八六六	一四六、五五九	一六三、二八八	二〇〇、三一三	一、二七二、〇一三
一三	粗製樟腦	一九七、八二一	二四五、〇七五	一一九、三三六	一五七、二八三	一六七、一一六	一九八、三一六	二七八、二五〇	一五六、九〇九	二五四、七五八	三一〇、〇三三	二四一、五六五	三四二、四六五	二、六六八、九二〇
	樟腦油	二〇三、五六五	二三四、四八九	一八九、二三〇	一四六、三一八	一五四、七八三	一二三、九五一	一六七、八八三	二〇一、四〇一	二四一、六〇〇	三〇三、〇〇八	二〇八、九九三	三四二、八六三	二、五〇八、〇八六
一四	粗製樟腦	三七〇、二八三	三四七、八五三	三三二、七九四	二四〇、八九一	二三六、三五八	二九八、四七九	一九〇、七七〇	三二四、三二〇	三二五、九三八	二五六、〇〇一	二七二、四八四	三六五、二八九	三、五六一、四六三
	樟腦油	三三二、五二四	三一七、五八一	三〇八、五四三	二三七、七九六	二〇一、四四六	二〇八、三三八	二三〇、六九六	二四七、六八五	三一七、二九六	二九四、五五一	三六三、〇一七	三六五、〇九〇	三、四〇四、五七七
昭和元	粗製樟腦	四三四、九五二	四一九、一七〇	三五四、九五〇	三六四、三六八	二一八、九九七	二八九、一六四	二三〇、〇二〇	二三〇、二四〇	二五七、七〇九	二五三、九五〇	二四、六三一	五六、七〇一	三、一三四、八五五
	樟腦油	三三三、二〇五	三八三、二三九	三二六、九九八	三六二、二二五	一〇〇、八二二	一三八、一二五	一九〇、七六八	二二二、五六九	二四〇、二二六	三八二、〇七八	四一、四九〇	九五、一〇九	二、八〇六、八三六

（備考）大正七年度以降の粗製樟腦製造高中には再製樟腦の分を含む。

第六節　樟腦の收納

第一款　收納の方法

樟腦製造業者は其の製造したる粗製樟腦及樟腦油を總て政府に納付するの義務あり、政府は之に對し一定の補償金を交付して之を收納するものとす。納付には日を特定することなきも（專賣法施行細則第十一條第二項を以て期日を特定することを得べき旨を規定し居り、從來局に依りては特定したる事例なきにあらざるも、當業者の不便を認めて直に之を廢止せしめたり）、期限は原則として製造後六十日以內とし、期日內に納付することを能はざる場合は政府の認可を必要とせり。

納付場所の位置如何は製腦業者の利害便否に關すること大なるも、星散せる各地方產地に一々收納官署を設くるは頗に堪へざるのみならず、實益なきものにして、且又樟腦取引の現狀に徵するも、各製腦業者は從來の慣習に從ひ、其の地方の仲買人に託して代理納付する者多きに居るを以て、之が取扱は主產地たる鹿兒島・熊本・長崎・福岡及神戶の各樟腦事務局に限りて行ふこととし（大正末年現在は鹿兒島・熊本・福岡各地方專賣局、長崎出張所及神戶葺合專賣官吏派出所）、管轄局の許可を得るときは、何れの收納所に納付するも差支なからしめたり。但し收納後は悉く之を神戶に回送するの方針に基き、可成神戶集中の主義を採ることとせり。

納付の方法は、其の製造したる粗製樟腦及樟腦油を收納場所に持參の上、納付申告を爲し收納手續を受けしむるものにして、其の取扱は成るべく煩冗を避け敏活簡捷を旨としたり。由來樟腦製造者には文字を解せざる者多き爲め、書面申告を爲さしむるは實行上困難なるのみならず、當局官署に於て其の補修改訂に却て煩累を加ふべきを以て、專ら口頭申告に依りて之を受理することとしたり。納付には責任者として製造人之に立會ふべきは當然なれども、前記の如き業態上出頭することを能はざる者多きが故に、代理人をして之に當らしむることを得べき旨を明示し（施行細則第十三條第一項）、運送業者の如き單に輸送を委託せられたる者と雖も、之が納付に在りては普通貨物と同一視することなく、運搬中は其の代理人と看做し其の責任を避け得ざらしめたり（同條第二項）。又遠隔の地に在る小製造人にして、納付の爲め自ら出頭し得ず、且つ經費の都合上代理人に委託するを好まざる者に對しては、現品の送付のみを以て納付手續を履行することを得しめたり。此の場合に於ては收納官署の鑑定したる品質・等級及檢定に異議を申立つることを得ざるものとす。

再製樟腦は初め民間に請負はしめたる時代に於ては、別に收納の手續を要せざりしも、明治四十一年十月以降原料賣渡の制度に改むるに及び、此の原料に依りて再製したる樟腦は、政府に納付せしむることに取扱を改めたり。其の後大正四年十月に至り再製原料として賣渡したる樟腦油は賣放しと爲し、其の再製樟腦は納付を要せざることに改めしが、同七年三月に至り再び之を舊に復し、再製樟腦の收納を開始したり。

第二款　品質及鑑定

其の他製造者の所有に屬せざるもの、所有者の判明せざるもの、沒收又は試製樟腦・樟腦油等の收納に就きては、法の精神に則り夫々臨機に特別なる取扱を爲し來りしも、今之を贅敍せず。

粗製樟腦及樟腦油の收納に方りては品位を一定し、其の程度に達せざるものは製造者をして更に相當處理を加へしめ、收納品位に達したる上納付せしむることと爲したり。其の品位は粗製樟腦に在りては水分及固形夾雜物の容量竝に硫酸反應に依る著色上昇溫度に依ることとし、水分及固形夾雜物は百分の十以下に限り、著色は暗褐色に過ぎずして上昇溫度攝氏三十度を超えざるものを以て合格とす。樟腦油に在りては香氣及比重に依ることとし、香氣は固有の特異なる香氣ありて異臭なく、比重は攝氏十五度に於て〇、九四以上のものを合格とし（法施行細則第十五條）、其の標準を明にせり。又收納標準に合格せる粗製樟腦は更に之を上中下の三等級と爲し、水分及固形夾雜物容量の程度と硫酸反應に依る著色及上昇溫度の程度とに依り之を區分したり（樟腦事務局事務取扱手續第十五條）。

尋いで明治三十七年一月施行細則を改正して（第十五條ノ一）收納限度の引下を爲し、水分及固形夾雜物百分率を十八パーセントとし、且つ硫酸反應に依る著色及上昇溫度は舊に依るも、其の限度內に於ける收納品位を十四等級に區分し、一等級を更に三區分して補償額の公平を期することとし、同時に樟腦油の比重を〇、九一に低下したり。其の後製腦技術の進歩と共に樟腦品位も向上し、收納限度も幾分之が引上を爲すも別に支障を見ざる實狀に至り、殊に再製樟腦に在りては殆んど無水の優良品の納付を見るに至りしを以て、水分及固形夾雜物百分率の限度を十五パーセントに引上げ、尙ほ新に一パーセントより五パーセントに至る間の上級を設けて十五級に區分し、大正十年四月より之を實施したり。

品質の鑑定は補償金額決定の基礎と爲り、直接製腦業者の利害に關係するを以て、之に當る吏員の選任は最も注意を要するは勿論なるも、鑑定の方法に就ても之を爭ふの餘地なからしむる爲め、專ら科學的試驗を以て之を行ふを必要とするを以て、政府は臺灣總督府專賣局に於て實行せる方法を採用することと爲し、其の鑑定方法を左の如く定めたり。

粗製樟腦

一、色相、香氣及油水分含有量を査察すること。

一、可檢樟腦の一定量を試驗管に入れ、酒精又は石油依的兒（エーテル）を注加し、其の溶解の狀を視察すること。

一、可檢樟腦の一瓦を試驗管に入れ、强硫酸五立方センチメートルを注加し、其の著色度及上昇溫度を檢視すること。

一、可檢樟腦五瓦を一定の劃度硝子管に入れ、其の二十五立方センチメートルに至るまで乾燥せる石油依的兒を注加し、劇しく振蕩し、二十五分間以上靜置し管底に沈降する水分及固形夾雜物の容量を檢定すること（明治三十七年三月事務取扱手續の改正に伴ひ「可檢樟腦五瓦を一定の劃度硝子管に入れ石油依的兒を注加し、遠心力沈澱器にて約二分間旋轉し、管底に沈降する水分及固形夾雜物の容量を檢査すべし」と改む）。

樟腦油

一、各容器毎にピペットを挿入して其の色相、香氣及水分の有無を査察すること。

一、次にアレオメートルを以て其の比重を檢定すること。

一、査察に於て異狀なく且比重〇、九四（明治三十七年三月〇、九一に改む）以下なるときは、更に劃溫蒸餾を施し、腦分の多少を檢査して其の品質を判明すること。

專賣實施の當初に在りては、品質の鑑定は場合に依りては單に外觀の査察に止め、試驗を省略することを得しめしが、明治三十七年等級區分を改め、乘率に依り收納することと爲したる結果、同年三月

以後は總て試驗檢定に依ることと爲し、且つ納付者にして政府鑑定に不服あるときは、更に再鑑定を求むることを得しめたり。今昭和元年度に於ける粗製樟腦及樟腦油の收納品位を表示すれば左の如し。

（一）粗製樟腦品位

乘率	鹿兒島局	熊本局	福岡局	大阪局	計	百分率
一〇〇	五六七、二三三斤	一一一、二三〇斤	四〇、九三〇斤	*一、四一七、一七九斤	*一、五六一、一七四斤	四八、五二
九八	八五、一四五	四二、二二〇	四四七、六〇八	一一五、一八六	五六三、一八六	四四、〇五
九六	三二、一三六	九一八	五一、四六四	一五、〇一五	六九〇、九六九	六、三五
九四	一〇、九五五	—	一、一二四	一、七四〇	九九、五三五	〇、八八
九二	一、八〇九	—	—	一六二	一三、八一九	〇、一二
九〇	五〇〇	—	—	二〇〇	一、九七二	〇、〇四
八八	一〇二	—	—	五八	七〇〇	〇、〇一
八六	五四	—	—	三六	一六〇	〇、〇一
八四	—	—	—	九三	九〇	〇、〇一
八二	—	—	—	—	九三	〇、〇一
八〇	—	—	—	—	—	—
七八	—	—	—	—	—	—
七六	—	—	—	一二六	一二六	〇、〇一
合計	六九七、九三六	一五四、三六九	五四一、一二七	*一、五六三、一八六	*一、五六三、一八六	一〇〇、〇〇
平均乘率	九九	九九	九八	九八	九九	

（備考）一、大阪局及合計欄＊印は再製樟腦乘率は全部一、〇〇〇なり。
二、百分率は山製樟腦に對するものとす。

（二）樟腦油品位

比重	鹿兒島局	熊本局	福岡局	大阪局	計	百分率
九九	斤 —	斤 —	斤 —	一〇五斤	一〇五斤	〇、〇一
九八	—	—	—	七、五〇七	七、五〇七	〇、二七
九七	三二、八五六	四三七	一四、六九六	四八、四一一	九六、四〇一	三、四四
九六	六五二、八〇四	五四、二八九	四〇六、二八二	一二四、四三三	一、二三七、八〇九	四四、一九
九五	六三三、四二〇	一八四、三三〇	五三五、六七九	六六、五九一	一、四二〇、〇二一	五〇、七〇
九四	—	一七、六〇三	七、六九四	六、五九〇	三一、八八八	一、一四
九三	—	七〇	二七七	三五二	七〇〇	〇、〇二
九二	一、二六〇	五六七	一八六	三、一〇〇	五、一一四	〇、一八
九一	—	—	—	一、四四四	一、四四四	〇、〇五
合計	一、三二〇、三四一	二五七、二九八	九六四、八一六	二五八、五三六	二、八〇〇、九九二	一〇〇、〇〇
平均比重	九六	九五	九五	九六	九六	

第三款　補償金額

補償金は收納樟腦及樟腦油の對價として製造者に交付せらるるものにして、煙草及鹽に於ける賠償金と相異なることなし。其の決定は政府の任意に在りて、生產者の意志に拘束せらるることなき

も、固より之が決定標準なかるべからず。卽ち政府は先に述べたるが如く、臺灣に於ける專賣施行前の市場價格を標準と爲すこととし、明治二十七年より同三十一年に至る五箇年間の輸出價格を基礎とし、之に各集散地の運搬、交通の便否を參酌して之を定め（第三節第二款參照）、明治三十六年九月左の如く之を公示したり。

大藏省告示第六十九號（明治三十六年九月十一日）

明治三十六年法律第五號粗製樟腦、樟腦油專賣法ニ依リ政府ニ納付シタル粗製樟腦及樟腦油ニ對スル補償金額ハ左ノ通相定ム

		神戸	長崎	熊本	鹿兒島	福岡
粗製樟腦百斤ニ付	上	五十六圓	五十圓	四十九圓	五十圓	五十圓
	中	五十三圓	四十七圓	四十六圓	四十七圓	四十七圓
	下	五十圓	四十四圓	四十三圓	四十四圓	四十四圓
樟腦油百斤ニ付		二十七圓	二十五圓	二十四圓	二十五圓	二十五圓

補償金額は固より恒常的のものにあらずして、生產費の增減對抗產業との利益の比較、需要供給の關係に因る生產の伸縮方針、市場價格の高低等に因り、變更を餘儀なくせらるるものなり。從て右の如く明治三十六年九月始めて制定せられて以來、大正末年迄の間に十數回に亙りて其の一部或は全部を改正せられしが、今之を一々列擧するは頗る繁雜に亙るを以て、左に一覽表として揭出し、以て其の變遷を知るに便すべし。

粗製樟腦、樟腦油補償金表（百斤當）

大藏省告示年月及番號		粗製樟腦					樟腦					油				
		大阪地方局神戸出張所	福岡地方局直轄	福岡地方局長崎出張所	熊本地方局	鹿兒島地方局	大阪地方局神戸出張所	福岡地方局直轄	福岡地方局長崎出張所	熊本地方局	鹿兒島地方局	大阪地方局神戸出張所	福岡地方局直轄	福岡地方局長崎出張所	熊本地方局	鹿兒島地方局
		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治三十六年九月告示第六十九號	上	五六・〇〇	五五・〇〇	五五・〇〇	四九・〇〇	五〇・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇
	中	五三・〇〇	五四七・〇〇	五四七・〇〇	四六・〇〇	四七・〇〇	二六・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二三・〇〇	二四・〇〇	二六・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二三・〇〇	二四・〇〇
	下	五〇・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四三・〇〇	四四・〇〇	二五・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二二・〇〇	二三・〇〇	二五・〇〇	二三・〇〇	二三・〇〇	二二・〇〇	二三・〇〇
同三十七年一月告示第五號		五四・〇〇	五四・〇〇	五四・〇〇	五三・〇〇	五四・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇
同三十七年九月告示第百三十四號		五四・〇〇	五五・〇〇	五五・〇〇	五四・〇〇	五五・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	二五・〇〇
同三十九年二月告示第百五十八號		六二・〇〇	五九・〇〇	五九・〇〇	五九・〇〇	六〇・〇〇	二九・五〇	二七・五〇	二七・五〇	二六・五〇	二七・五〇	二九・五〇	二七・五〇	二七・五〇	二六・五〇	二七・五〇
同四十年三月告示第六十二號		六八・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六四・〇〇	六五・〇〇	三二・五〇	三一・〇〇	三一・〇〇	三〇・五〇	三一・〇〇	三二・五〇	三一・〇〇	三一・〇〇	三〇・五〇	三一・〇〇
同四十二年二月告示第二十六號		五九・〇〇	五七・〇〇	五七・〇〇	五七・〇〇	五七・〇〇	二九・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二九・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇	二八・五〇
大正七年三月告示第三十一號		七一・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	三五・五〇	三四・五〇	三四・五〇	三四・五〇	三四・五〇	三五・五〇	三四・五〇	三四・五〇	三四・五〇	三四・五〇
同七年九月告示第百五十七號		一〇一・〇〇	九九・〇〇	九九・〇〇	九九・〇〇	九九・〇〇	五〇・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	五〇・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇
同八年三月告示第五十八號		一二六・〇〇	一二四・〇〇	一二四・〇〇	一二四・〇〇	一二四・〇〇	六三・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六三・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇	六二・〇〇
同八年八月告示第百三十三號		一五六・〇〇	一五四・〇〇	一五四・〇〇	一五四・〇〇	一五四・〇〇	七七・五〇	七四・〇〇	七四・〇〇	七四・〇〇	七四・〇〇	七七・五〇	七四・〇〇	七四・〇〇	七四・〇〇	七四・〇〇
同八年十二月告示第二百十七號		一八六・〇〇	一八四・〇〇	一八四・〇〇	一八四・〇〇	一八四・〇〇	九二・五〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	八九・〇〇	九〇・〇〇	九二・五〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	八九・〇〇	九〇・〇〇
同十年三月告示第三十五號		一九八・〇〇	一九五・〇〇	一九五・〇〇	一九五・〇〇	一九五・〇〇	九八・五〇	九五・〇〇	九五・〇〇	九四・〇〇	九五・〇〇	九八・五〇	九五・〇〇	九五・〇〇	九四・〇〇	九五・〇〇
同十年六月告示第七十九號		一五八・〇〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	七八・五〇	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	七八・五〇	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇
同十年十月告示第百四十一號		一三八・〇〇	一三五・〇〇	一三五・〇〇	一三五・〇〇	一三五・〇〇	六八・五〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六八・五〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇	六六・〇〇
同十五年六月告示第八十四號		一三二・〇〇	一三〇・〇〇	一三〇・〇〇	一三〇・〇〇	一三〇・〇〇	六五・五〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六五・五〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇	六四・〇〇
同十五年十二月告示第百七十六號		一〇二・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	四七・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇	四七・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇	四六・〇〇

（備考）一、大阪地方局神戸出張所は大正九年度より大阪地方局葺合專賣官吏派出所に變更す。
二、明治三十七年一月施行細則改正の結果、補償價格は乘率に依り算定することとし、上中下の區分を廢止す

第四款　回送

粗製樟腦は各收納官署より神戸收納所に回送集中せしむるものにして、其の回送は毎年豫め請負人を選定して之に當らしめ、回送途中に於ける亡失毀損等に就きては、不可抗力に非ざる限り其の責に任せしむるものとす。回送に際しては毎回責任官吏立會ひて之を引渡し、其の都度回送せしめて分送を許さず。請負人は身元確實にして經驗ある者を選定し、直接國稅十圓以上（後二十圓以上に改む）の納稅者二人以上の保證人を立てしむるを原則とすれども、內國通運、日本郵船及大阪商船の三株式會社に對しては保證人を要せざるものとせり。

樟腦油は收納官署に於て再製請負人に交付（後請負制度を廢し、原料を賣渡すこととせり）するものなるを以て、再製請負人（再製業者）は自己の計算を以て、總て之を神戸工場に回送するものなり。

第六節　附表

第一表　粗製樟腦、樟腦油累年收納高表

年度	種別	件數	斤數	水分及固形夾雜物平均百分率	硫酸反應平均著色	乘率	平均比重	補償金
明治三七	粗製樟腦	五、一五三件	六三、七九二斤	八・八六	九・二六分ノ一	〇・九〇		三二〇、〇四三圓
	樟腦油	五、〇九一	七一四、三六七				〇・九六	二〇三、一八九
三八	粗製樟腦	四、一三一	六〇〇、〇八五	七・二七	一五・九八分ノ一	〇・九二	〇・九五	三九、九一六
	樟腦油	三、九七一	六五二、五六六					一八九、四一七
三九	粗製樟腦	五、六一一	七三四、六二五	六・七九	一九・二九分ノ一	〇・九四	〇・九五	四三六、二八一
	樟腦油	五、四六八	八五〇、四六四					二六四、八四七
四〇	粗製樟腦	六、二三五	七四六、七二九	七・四九	一六・九一分ノ一	〇・九五	〇・九五	四七四、六二五
	樟腦油	六、一九六	九五九、三二六					三二、三五六
四一	粗製樟腦	七、二四四	八二六、三六七	六・〇二	二四・八六分ノ一	〇・九六	〇・九五	三二六、三五六
	樟腦油	六、九七九	一、〇一三、九〇三					五一、七、七三
四二	粗製樟腦	八、四七三	八三三、二七一	四・九二	一七・六七分ノ一	〇・九五	〇・九五	三三三、七五六
	樟腦油	八、四七三	一、一四三、四五四	五・七九	二四・八六分ノ一	〇・九六	〇・九五	四四六、一二八
四三	粗製樟腦	一一二	五一九、七五三	四・九二	二四・九五分ノ一	〇・九六	〇・九五	三三八、七四一
	樟腦油	一二、八六六	一、〇五四、二八三	五・三六	二一・一九分ノ一	〇・九六	〇・九五	三〇九、〇七四
	再製樟腦	一二、二六四	一、六六三、三二八					五八七、〇二四
四四	粗製樟腦	一、六三二	八〇三、一四八	五・〇五	二三・五三分ノ一	〇・九七	〇・九五	四七二、八一九
	樟腦油	二、四九八	一、〇三、〇五八	五・三三	二一・九七分ノ一	〇・九七	〇・九五	六一、五七七
	再製樟腦	二、五五六	一、八四五、四〇四					五二九、五五二
大正元	粗製樟腦	一五五	九二五、〇〇九	五・〇三	二四・五四分ノ一	〇・九八	〇・九五	五四五、〇三八
	樟腦油	一〇、七四六	九七六、九三四	五・〇一	三三・六一分ノ一	〇・九八		五四七、七〇八
	再製樟腦	一〇、七八〇	一、六八七、〇一五					四四一、二七
二	粗製樟腦	一三三	八九五、二三三	五・一二	二四・九九分ノ一	一・〇〇	〇・九五	五六〇、八七六
	樟腦油	二、〇八五	九九五、九〇八	四・五九	三三・六三分ノ一	〇・九八		四八五、〇一三
		二三、三〇八	一、六九一、一八八					

	再製樟腦	一二〇件	八二三、六三二斤	五・〇四	二五・〇〇分ノ一	一・〇〇	—	四八四、九四二円
大正三	粗製樟腦	二、七六三	一、一二五、八六二	五・一八	二三・三三分ノ一	〇・九八	—	六二六、七八〇
	樟腦油	二、七八四	一、九七七、二九四	—	—	—	〇・九五	五六六、七八七
	再製樟腦	一一七	八五七、〇四四	五・〇〇	二五・〇〇分ノ一	一・〇〇	—	五〇五、六五五
四	粗製樟腦	一七、一三六	一、六〇〇、八一五	四・六五	二二・七五分ノ一	〇・九八	—	九〇〇、八六三
	樟腦油	一七、二八四	三、〇〇一、四二一	—	—	—	〇・九五	八六一、〇二三
	再製樟腦	一一一	九六四、〇四六	五・〇〇	二五・〇〇分ノ一	一・〇〇	—	五六七、五三〇
五	粗製樟腦	一三、四四三	一、五六七、七三五	四・四一	二三・七四分ノ一	〇・九九	—	八九三、一〇六
	樟腦油	一三、四九一	三、〇三二、九二三	—	—	—	〇・九六	八七〇、五八四
六	粗製樟腦	七、五三四	九八三、六五二	四・二〇	二四・〇七分ノ一	一・〇〇	—	五六六、九二六
	樟腦油	七、五七七	一、八五三、三八二	—	—	—	〇・九六	五三五、八五六
七	粗製樟腦	三、三六七	七一二、五六四	四・四九	二四・五九分ノ一	〇・九九	—	五八三、五五九
	樟腦油	三、二六五	七〇三、八八〇	—	—	—	〇・九五	二八四、六五一
八	粗製樟腦	四、二九〇	四五八、五三二	四・〇三	二三・〇三分ノ一	〇・九九	—	六八七、六五〇
	樟腦油	一一六	三三二、五〇〇	五・〇〇	二四・六五分ノ一	一・〇〇	〇・九六	四六八、〇三九
	再製樟腦	四、二八五	七八二、三六一	—	—	—	—	五五九、九〇八
九	粗製樟腦	七、八七六	九〇七、三二七	四・一三	二三・〇二分ノ一	〇・九九	—	一、六六三、八九四
	樟腦油	七、八七三	一、五三一、八七九	—	—	—	〇・九六	一、三六六、一五一
	再製樟腦	一二八	七七一、三四七	四・五三	四五・二八分ノ一	一・〇〇	—	一、四三三、八二〇
一〇	粗製樟腦	一二、五二五	一、一六八、四二七	三・六一	三一・三九分ノ一	〇・九九	—	一、七五九、〇一五
	樟腦油	一二、五三三	二、一二六、三二七	—	—	—	〇・九六	一、四九一、三三七
	再製樟腦	一〇四	八八三、六五四	〇・六六	六二・〇五分ノ一	一・〇〇	—	一、五四一、三三三
一一	粗製樟腦	五、三一九	五九六、〇〇九	二・三四	三九・〇〇分ノ一	〇・九七	—	七八四、九四五
	樟腦油	五、三二〇	一、〇九三、〇三九	—	—	—	〇・九六	六四九、三七二
	再製樟腦	八〇	八一五、八六四	〇・五三	四九・二八分ノ一	一・〇〇	—	一、一二五、八九二
一二	粗製樟腦	五、四一〇	七四九、五八六	二・三八	四一・六七分ノ一	〇・九六	—	九八六、三三〇
	樟腦油	五、三九九	一、二七〇、八〇九	—	—	—	〇・九五	七五四、二四八
	再製樟腦	五六	五〇四、〇四七	〇・五一	五〇・八五分ノ一	一・〇〇	—	六九五、五八五
一三	粗製樟腦	八、三九五	一、四三六、九二一	二・二二	二八・六六分ノ一	〇・九八	—	一、九〇〇、八五八
	樟腦油	八、四〇六	二、五〇八、〇八六	—	—	—	〇・九六	一、四八七、四六〇
	再製樟腦	九五	一、二三三、〇〇八	〇・五四	四四・四〇分ノ一	一・〇〇	—	一、七〇〇、一七一
一四	粗製樟腦	九、七〇三	一、九六三、二五三	一・四七	三一・五〇分ノ一	〇・九八	—	二、六二五、九一三
	樟腦油	九、七一八	三、四〇四、五七七	—	—	—	〇・九六	二、〇二〇、八六五
	再製樟腦	一一一	一、五九八、二二〇	〇・五四	四五・二一分ノ一	一・〇〇	—	二、三〇五、五三〇
昭和元	粗製樟腦	八、五四七	一、五七一、六六九	一・五〇	三八・〇九分ノ一	〇・九九	—	一、九六一、五六六
	樟腦油	八、五〇二	二、八〇六、八三六	—	—	—	〇・九六	一、五六〇、四五一
	再製樟腦	九四	一、五六三、一八六	〇・五九	五一・七三分ノ一	一・〇〇	—	二、〇九九、八四五

第二表 同上月別收納高表

年度 種別	明治三六 粗製樟腦		明治三六 樟腦油		三七 粗製樟腦	
四月	斤	円			五六、一一九	二九、三二三
五月	斤	円			六七、六一七	三五、一九三
六月	斤	円			四八、三六三	二五、一三九
七月	斤	円			三四、三七五	一七、九九〇
八月	斤	円			三三、九二一	一七、七二〇
九月	斤	円			二六、九八九	一四、二二〇
十月	六二、八六〇斤	三〇、七四五円	九〇、七五三	二三、一七四	四六、〇一〇	二三、九一三
十一月	五六、五四六斤	二七、九七八円	六四、五七八	一六、九六四	五〇、四八二	二六、二二三
十二月	六三、八九四斤	三一、五三四円	六六、一七七	一七、〇三三	六〇、四八八	三一、四四四
一月	六四、九二七斤	三三、三一五円	七三、〇三七	一九、四〇四	八六、四一三	四五、三四三
二月	六五、一七七斤	三三、五六〇円	七六、三九三	二一、八三七	四九、九七四	二五、七六七
三月	五九、〇九八斤	三〇、三七一円	六四、三七五	一八、五六五	七三、〇四七	三七、八八六
合計	三七一、五〇四斤	一八六、五〇五円	四三四、三一四	一一六、九六八	六三三、七九三	三三〇、〇四三

	明治三八		三九		四〇		四一			四二		
樟腦油	粗製樟腦	樟腦油	粗製樟腦	樟腦油	粗製樟腦	樟腦油	粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦	粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦
七〇、八三九斤 一九、九八一円	六五、三六四 三四、二三六	七三、三五四 二〇、六六二	九〇、八二二 五四、九一六	九〇、八九九 二八、四二三	一〇二、二六六 六五、四三〇	一二一、七七三 四〇、三八一	八四、九五四 五三、七三七	一〇五、一六五 三四、五五八	四一、四七〇 —	一〇四、四四九 五七、四四六	一三二、二五八 三八、〇六九	三八、七三〇 二五、三七〇
七九、〇四六斤 二三、四一二円	七五、二八三 三九、六六七	八三、四九〇 二三、六五四	七三、二七三 四二、六一九	九〇、二三五 二八、二四九	一〇四、四一九 六六、六四六	一三二、二六三 四三、七二〇	九四、二一六 六〇、〇五五	一〇七、九八〇 三五、五九一	五五、〇六七 —	九三、四九七 五一、六四一	一三四、六二一 三八、七一三	五三、一九七 三一、三八六
六二、四一七斤 一七、七一二円	四三、九四二 二三、三八三	五一、五五一 一四、六三四	六三、七七五 三八、七一五	六八、九四一 二一、三九四	五二、〇一五 三三、一八二	七七、〇八〇 二五、五五五	六三、四八七 四〇、六七八	九〇、〇〇五 二九、七六六	六四、二三二 —	六二、二九七 三四、六三七	九五、八六四 二七、六〇五	五六、七三〇 三三、四七〇
四三、六五七斤 一三、三七九円	三四、八九六 一九、〇一七	四一、七〇五 一一、九〇一	四一、九四一 二四、三九五	四八、一三五 一四、八五四	四六、九二八 三〇、一三四	六八、〇七一 二三、四八九	四三、八一二 二八、〇一九	六一、九六三 二〇、六〇四	五〇、八七〇 —	四二、三一一 二三、六二〇	六一、一八一 一七、六五七	五〇、六〇二 二九、八五五
四三、四六五斤 一三、三六八円	三三、四九二 一一、九四三	二九、八一五 八、五〇六	三九、六四二 二三、四九七	五四、六一〇 一六、八九五	三三、九一四 二一、六一五	五八、六四四 一九、三三四	三四、〇九七 二一、八二〇	五〇、〇五六 一六、五七八	二八、八〇九 —	三二、六七九 一八、二一一	五三、七六一 一五、四二〇	五七、五八六 三三、九七五
三七、〇七四斤 一〇、六三五円	三三、〇六八 一三、〇六五	二七、五一七 七、九二〇	三三、三〇九 一九、三八一	五一、五六六 一六、一一五	二七、九四三 一七、七〇一	四一、〇二四 一三、五五三	三〇、七二二 一九、六七七	四五、〇九六 一四、九二五	一八、〇六三 —	二八、八七六 一六、〇九〇	四八、一一七 一三、八九二	五一、八二三 三〇、五〇八
五五、一四八斤 一五、六九七円	三三、八七八 一七、九八九	三九、三一七 一一、一六三	三七、五三〇 二三、一一四	五〇、九六一 一五、七一九	三八、三八一 二四、四四四	五八、三三四 一九、一〇六	五五、三〇四 三五、〇一六	六九、四一八 二三、八〇八	一八、三一〇 一二、四五〇	四一、四七六 二三、九〇五	六四、五〇三 一八、五三五	三七、四四二 二三、〇九〇
五六、〇六九斤 一五、八三七円	三六、九五四 二〇、一一七	四六、四八四 一三、三二五	五五、六九二 三三、二二二	六九、一六九 二一、五九二	四六、七七〇 二九、五七八	五五、八五〇 一八、二五一	七一、九五八 四五、六一八	八三、〇五七 二七、三四二	三七、二四四 二五、三三五	六〇、〇三三 三三、〇二八	八六、二一七 二四、七五六	三一、九〇六 一八、八二四
五八、三四三斤 一六、五〇三円	五七、五八六 三一、八七三	五三、五三八 一五、三八一	六五、五一六 三九、二七三	七四、六六八 二三、二六七	五八、三二七 三六、八四三	七〇、一二六 二三、〇一三	七一、〇六三 四五、一七三	七七、九八〇 二五、六八九	四三、〇七五 二九、二〇五	七三、六〇一 四〇、二一八	九一、九六四 二六、四〇一	二六、二七九 一五、五〇四
八三、四二四斤 二三、五五九円	七一、五六三 三九、〇二七	七〇、〇一三 二〇、〇五五	八三、八八三 五〇、二二九	八四、八五五 二六、五一三	八三、八四一 五二、八〇二	九八、六三四 三二、三八八	九七、八〇五 六一、九一五	一一二、六七八 三七、一五七	三五、九八〇 二四、三一三	八六、四二三 四七、九七九	一〇六、〇〇八 三〇、四五九	三〇、四三八 一七、九二五
五九、〇二三斤 一六、七一六円	五九、三四三 三五、〇八九	五六、七一三 一七、五八六	七四、七九五 四三、六二九	七九、七六〇 二四、七四六	六三、四五〇 四〇、一一一	七一、〇四四 二三、四三四	七二、五九四 四五、四五四	八三、九二六 二七、七三〇	四七、二一五 三三、一〇六	一〇五、二三六 五八、五八〇	一三三、六五六 三八、一一六	三四、七一二 二〇、四八〇
六五、八七二斤 一八、三八六円	七七、〇五八 四五、五〇五	七九、〇六三 二四、六二五	七五、四四二 四四、二七六	八六、六七一 二七、〇七五	八八、八九五 五六、一一四	一二三、二三三 三五、一三六	一〇六、三五三 六〇、五四七	一三六、五七五 四一、〇〇三	五三、〇〇一 三五、三六〇	一〇二、四〇一 五六、八五八	一三六、三〇三 三九、一一六	五〇、三〇八 二九、六八一
七一四、三六七斤 二〇三、一八九円	六〇〇、四三一 三三九、九一六	六五二、三六三 一八九、四三三	七三四、六二五 四三六、二八一	八五〇、四六四 二六四、八四七	七四七、〇五六 四七四、六〇五	九七六、一〇二 三二六、三五六	八二六、三六四 五一七、七三三	一、〇三三、八九九 三三三、七五六	四九二、三五六 一五八、七六一	八三三、二六九 四六一、二一八	一、一四三、四五二 三二八、七四一	五一九、七五三 三〇九、〇七四

四三			四四			大正元			二			
粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦	粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦	粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦	粗製樟腦	樟腦油	再製樟腦	粗製樟腦
一二三、二二九 六八、八〇四	一七四、一一七 四九、九七八	五四、八七七 三二、三一〇	一四〇、九八六 七八、三九九	二二三、七一三 六四、一八〇	六九、九二〇 四一、一六一	一三四、二八二 七五、一三八	二二三、七三九 六四、一九二	一〇一、〇一三 五九、四三五	一二七、〇八二 七一、一〇四	二二五、二三五 六一、六九三	七六、八九〇 四五、二八四	一二六、一四三 七〇、七九五
一〇八、〇〇四 六〇、二七四	一七六、〇〇三 五〇、五三五	六七、四〇一 三九、七六六	一三〇、二七七 七二、五四〇	二三八、四六六 六五、五八七	六〇、八九一 三五、九二五	一一三、六四七 六三、八一四	二〇九、六五三 六〇、一五七	七七、三三九 四五、五四一	一〇四、五六五 五八、四七九	一八九、七〇五 五四、四三六	七〇、五三六 四一、五三一	一〇〇、九八九 五六、七四七
七三、九四〇 四一、二六六	一二九、一〇三 三七、〇九二	七八、〇三一 四五、八三九	七二、四三八 四〇、四九六	一三八、二〇二 三九、七〇八	九二、九六七 五四、八五〇	六七、七一二 三八、〇四九	一三五、一三〇 三八、八五二	六七、九八六 四〇、〇二九	六九、一〇九 三八、九〇三	一三五、六三五 三八、八九一	八二、七三三 四八、八一三	七九、一〇四 四四、五一一
四七、五三八 二六、三八七	八七、三三三 二五、一〇〇	七八、三四五 四六、〇二三	四九、二二八 二七、五六二	九四、四二九 二七、一三八	九八、三七二 五八、〇三九	四七、九九六 二七、一二八	九五、三〇〇 二七、四〇三	六七、七九七 四〇、〇〇〇	四七、五七八 二六、八五四	九六、三八三 二七、六五九	八〇、〇九九 四七、二五八	四九、五五八 二七、九三三
四二、九一三 二三、七七八	八二、五三五 二三、七一九	七一、一四五 四一、九七五	四六、八三三 二六、四四〇	九六、五四〇 二七、七五三	九三、二四三 五五、〇一二	四四、一九一 二四、八三四	九五、五一〇 二七、四六八	八三、六八四 四九、二九三	四八、四五七 二七、四二三	一〇四、六六九 三〇、〇五三	六五、九四八 三八、九〇九	四三、八七二 二四、六六〇
三四、七二二 一九、三九〇	六六、四四三 一九、〇五〇	八〇、四九八 四七、三〇三	四三、〇〇〇 二四、三一四	九三、一四三 二六、七〇〇	九〇、四四二 五三、三六〇	三六、六四八 二〇、六三八	七四、九八六 二一、五三〇	七四、〇八六 四三、五五一	三九、七五三 二二、四四七	七七、四〇八 二二、一五七	六〇、四九一 三五、六〇七	四八、〇七五 二七、一七三
六八、四七〇 三八、三九四	一一九、〇三三 三四、一〇七	七六、一八〇 四四、五〇五	六五、二六一 三六、六九〇	一一七、六〇三 三三、七二四	八九、六五七 五二、八九七	五四、五九一 三〇、八二三	一〇〇、〇四三 二八、六八〇	七六、九三八 四五、二二四	六四、九九〇 三六、六五七	一一八、七三九 三四、〇二六	六六、五七一 三九、二七六	六九、八三四 三九、二七九
八七、七七五 四九、〇二九	一三九、七六三 四〇、一〇八	七六、五六八 四四、九一二	八四、四〇九 四七、二五五	一三九、二二八 三九、九二一	四八、一六四 二八、四一六	七六、七四五 四三、〇六八	一二九、〇五九 三七、〇〇六	七四、七四六 四三、九三七	七九、九一四 四五、〇一七	一三一、一六八 三七、五八四	七三、二六八 四三、二二八	八九、七六三 五〇、六〇〇
九七、二九七 五四、三一三	一四五、六六四 四一、七七一	四七、二〇四 二七、七八一	九九、八一四 五五、六四五	一五二、四五四 四三、七一六	五七、三八五 三三、八五七	八一、八三八 四五、八五九	一二九、四五七 三七、一二五	六七、八三八 三九、九四三	九一、六一四 五一、六五八	一四〇、二〇三 四〇、二〇三	六三、四三九 三七、四二九	一〇六、六七五 五九、九五二
一三五、一五二 七四、八八五	一九七、八〇〇 五六、七一五	五七、七〇八 三三、八四四	一二八、六〇九 七一、六四一	一九〇、七二二 五四、六五四	六八、一八四 三九、八四〇	一〇七、一二七 五九、六四五	一六二、一四七 四六、五三五	六二、二六四 三六、七三五	一二〇、一五三 六七、三七六	一七二、三四三 四九、四八五	六四、三六七 三七、九七六	一三〇、二二二 七二、九〇四
一〇五、一八七 五八、一七八	一四九、四八二 四二、九五六	五八、二七七 三四、三一七	一二三、八一七 六八、六五四	一七七、一五九 五〇、九二八	七五、〇三九 四四、一一九	九九、三五七 五五、六一三	一五二、〇四八 四三、六四八	七一、九三〇 四二、三五四	八八、九八三 五〇、〇三一	一三三、〇一五 三八、一五七	五六、六二二 三三、三二一	一四五、五四二 八一、三七五
一三〇、〇五九 七二、二九九	一九六、〇六〇 五六、二一三	五六、九一四 三三、二四〇	一一八、三九一 六六、一一六	一九三、七五三 五五、五三六	八〇、七四六 四七、五五六	一一三、七九八 六三、〇九五	一七九、九四一 五一、五二六	六九、六二三 四〇、八二八	一一三、六九八 六四、一六七	一七六、六七一 五〇、六六四	六一、六六八 三六、三〇六	一二六、〇九二 七〇、七四五
一、〇五四、二七七 五八七、〇〇四	一、六六三、三三四 四七七、三五〇	八〇三、一四八 四七一、八一九	一、一〇三、〇五八 六一五、七五七	一、八四五、四〇四 五二九、五五三	九二五、〇〇九 五四五、〇三八	九七六、九三四 五四七、七〇八	一、六八七、〇一五 四八四、一二七	八九五、二三三 五二六、八七六	九九五、九〇八 五六〇、一一三	一、六九一、一八八 四八五、〇一三	八二三、六二一 四八四、九四三	一、一一五、八六二 六二六、七八〇

年次	一	二	三	四	五	六	七	八	九
株数	一〇	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
株価	一〇	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
株数	二〇	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
株価	二〇	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
株数	三〇	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九
株価	三〇	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九
株数	四〇	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
株価	四〇	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
株数	五〇	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
株価	五〇	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
株数	六〇	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九
株価	六〇	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九
株数	七〇	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九
株価	七〇	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九
株数	八〇	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九
株価	八〇	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九
株数	九〇	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九
株価	九〇	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九
株数	一〇〇	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九
株価	一〇〇	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九

第七表

第八表

第九表

第十表

第十一表

第十二表

第十三表

第十四表

第十五表

第十六表

第十七表

第十八表

第十九表

第二十表

第二十一表

第二十二表

第二十三表

第二十四表

第二十五表

第二十六表

第二十七表

第二十八表

第二十九表

第三十表

第三十一表

第三十二表

第三十三表

第三十四表

第三十五表

第三十六表

第三十七表

第三十八表

第三十九表

第四十表

第四十一表

第四十二表

第四十三表

第四十四表

第四十五表

第四十六表

第四十七表

第四十八表

第四十九表

第五十表

第五十一表

第五十二表

第五十三表

第五十四表

第五十五表

第五十六表

第五十七表

第五十八表

第五十九表

第六十表

第六十一表

第六十二表

第六十三表

第六十四表

第六十五表

第六十六表

第六十七表

第六十八表

第六十九表

第七十表

第七十一表

第七十二表

第七十三表

第七十四表

第七十五表

第七十六表

第七十七表

第七十八表

第七十九表

第八十表

第八十一表

第八十二表

第八十三表

第八十四表

第八十五表

第八十六表

第八十七表

第八十八表

第八十九表

第九十表

第九十一表

第九十二表

第九十三表

第九十四表

第九十五表

第九十六表

第九十七表

第九十八表

第九十九表

第百表

第百一表

第百二表

第百三表

第百四表

第百五表

第百六表

第百七表

第百八表

第百九表

第百十表

第百十一表

第百十二表

第百十三表

第百十四表

第百十五表

第百十六表

第百十七表

第百十八表

第百十九表

第百二十表

第百二十一表

第百二十二表

第百二十三表

第百二十四表

第百二十五表

第百二十六表

第百二十七表

第百二十八表

第百二十九表

第百三十表

第百三十一表

第百三十二表

第百三十三表

第百三十四表

第百三十五表

第百三十六表

第百三十七表

第百三十八表

第百三十九表

第百四十表

第百四十一表

第百四十二表

第百四十三表

第百四十四表

第百四十五表

第百四十六表

第百四十七表

第百四十八表

第百四十九表

第百五十表

第百五十一表

第百五十二表

第百五十三表

第百五十四表

第百五十五表

第百五十六表

第百五十七表

第百五十八表

第百五十九表

第百六十表

第百六十一表

第百六十二表

第百六十三表

第百六十四表

第百六十五表

第百六十六表

第百六十七表

第百六十八表

第百六十九表

第百七十表

第百七十一表

第百七十二表

第百七十三表

第百七十四表

第百七十五表

第百七十六表

第百七十七表

第百七十八表

第百七十九表

第百八十表

第百八十一表

第百八十二表

第百八十三表

第百八十四表

第百八十五表

第百八十六表

第百八十七表

第百八十八表

第百八十九表

第百九十表

第百九十一表

第百九十二表

第百九十三表

第百九十四表

第百九十五表

第百九十六表

第百九十七表

第百九十八表

第百九十九表

第二百表

第二百一表

第二百二表

第二百三表

第二百四表

第二百五表

第二百六表

第二百七表

第二百八表

第二百九表

第二百十表

第二百十一表

第二百十二表

第二百十三表

第二百十四表

第二百十五表

第二百十六表

第二百十七表

第二百十八表

第二百十九表

第二百二十表

第二百二十一表

第二百二十二表

第二百二十三表

第二百二十四表

第二百二十五表

第二百二十六表

第二百二十七表

第二百二十八表

第二百二十九表

第二百三十表

第二百三十一表

第二百三十二表

第二百三十三表

第二百三十四表

第二百三十五表

第二百三十六表

第二百三十七表

第二百三十八表

第二百三十九表

第二百四十表

第二百四十一表

第二百四十二表

第二百四十三表

第二百四十四表

第二百四十五表

第二百四十六表

第二百四十七表

第二百四十八表

第二百四十九表

第二百五十表

第二百五十一表

第二百五十二表

第二百五十三表

第二百五十四表

第二百五十五表

第二百五十六表

第二百五十七表

第二百五十八表

第二百五十九表

第二百六十表

第二百六十一表

第二百六十二表

第二百六十三表

第二百六十四表

第二百六十五表

第二百六十六表

第二百六十七表

第二百六十八表

第二百六十九表

第二百七十表

第二百七十一表

第二百七十二表

第二百七十三表

第二百七十四表

第二百七十五表

第二百七十六表

第二百七十七表

第二百七十八表

第二百七十九表

第二百八十表

第二百八十一表

第二百八十二表

第二百八十三表

第二百八十四表

第二百八十五表

第二百八十六表

第二百八十七表

第二百八十八表

第二百八十九表

第二百九十表

第二百九十一表

第二百九十二表

第二百九十三表

第二百九十四表

第二百九十五表

第二百九十六表

第二百九十七表

第二百九十八表

第二百九十九表

第三百表

第三百一表

第三百二表

第三百三表

第三百四表

第三百五表

第三百六表

第三百七表

第三百八表

第三百九表

第三百十表

第三百十一表

第三百十二表

第三百十三表

第三百十四表

第三百十五表

第三百十六表

第三百十七表

第三百十八表

第三百十九表

第三百二十表

第三百二十一表

第三百二十二表

第三百二十三表

第三百二十四表

第三百二十五表

第三百二十六表

第三百二十七表

第三百二十八表

第三百二十九表

第三百三十表

第三百三十一表

第三百三十二表

第三百三十三表

第三百三十四表

第三百三十五表

第三百三十六表

第三百三十七表

第三百三十八表

第三百三十九表

第三百四十表

第三百四十一表

第三百四十二表

第三百四十三表

第三百四十四表

第三百四十五表

第三百四十六表

第三百四十七表

第三百四十八表

第三百四十九表

第三百五十表

第三百五十一表

第三百五十二表

第三百五十三表

第三百五十四表

第三百五十五表

第三百五十六表

第三百五十七表

第三百五十八表

第三百五十九表

第三百六十表

第三百六十一表

第三百六十二表

第三百六十三表

第三百六十四表

第三百六十五表

第三百六十六表

第三百六十七表

第三百六十八表

第三百六十九表

第三百七十表

第三百七十一表

第三百七十二表

第三百七十三表

第三百七十四表

第三百七十五表

第三百七十六表

第三百七十七表

第三百七十八表

第三百七十九表

第三百八十表

第三百八十一表

第三百八十二表

第三百八十三表

第三百八十四表

第三百八十五表

第三百八十六表

第三百八十七表

第三百八十八表

第三百八十九表

第三百九十表

第三百九十一表

第三百九十二表

第三百九十三表

第三百九十四表

第三百九十五表

第三百九十六表

第三百九十七表

第三百九十八表

第三百九十九表

第四百表

第四百一表

第四百二表

第四百三表

第四百四表

第四百五表

第四百六表

第四百七表

第四百八表

第四百九表

第四百十表

第四百十一表

第四百十二表

第四百十三表

第四百十四表

第四百十五表

第四百十六表

第四百十七表

第四百十八表

第四百十九表

第四百二十表

第四百二十一表

第四百二十二表

第四百二十三表

第四百二十四表

第四百二十五表

第四百二十六表

第四百二十七表

第四百二十八表

第四百二十九表

第四百三十表

第四百三十一表

第四百三十二表

第四百三十三表

第四百三十四表

第四百三十五表

第四百三十六表

第四百三十七表

第四百三十八表

第四百三十九表

第四百四十表

第四百四十一表

第四百四十二表

第四百四十三表

第四百四十四表

第四百四十五表

第四百四十六表

第四百四十七表

第四百四十八表

第四百四十九表

第四百五十表

第四百五十一表

第四百五十二表

第四百五十三表

第四百五十四表

第四百五十五表

第四百五十六表

第四百五十七表

第四百五十八表

第四百五十九表

第四百六十表

第四百六十一表

第四百六十二表

第四百六十三表

第四百六十四表

第四百六十五表

第四百六十六表

第四百六十七表

第四百六十八表

第四百六十九表

第四百七十表

第四百七十一表

第四百七十二表

第四百七十三表

第四百七十四表

第四百七十五表

第四百七十六表

第四百七十七表

第四百七十八表

第四百七十九表

第四百八十表

第四百八十一表

第四百八十二表

第四百八十三表

第四百八十四表

第四百八十五表

第四百八十六表

第四百八十七表

第四百八十八表

第四百八十九表

第四百九十表

第四百九十一表

第四百九十二表

第四百九十三表

第四百九十四表

第四百九十五表

第四百九十六表

第四百九十七表

第四百九十八表

第四百九十九表

第五百表

第五百一表

第五百二表

第五百三表

第五百四表

第五百五表

第五百六表

第五百七表

第五百八表

第五百九表

第五百十表

第五百十一表

第五百十二表

第五百十三表

第五百十四表

第五百十五表

第五百十六表

第五百十七表

第五百十八表

第五百十九表

第五百二十表

第五百二十一表

第五百二十二表

第五百二十三表

第五百二十四表

第五百二十五表

第五百二十六表

第五百二十七表

第五百二十八表

第五百二十九表

第五百三十表

第五百三十一表

第五百三十二表

第五百三十三表

第五百三十四表

第五百三十五表

第五百三十六表

第五百三十七表

第五百三十八表

第五百三十九表

第五百四十表

第五百四十一表

第五百四十二表

第五百四十三表

第五百四十四表

第五百四十五表

第五百四十六表

第五百四十七表

第五百四十八表

第五百四十九表

第五百五十表

第五百五十一表

第五百五十二表

第五百五十三表

第五百五十四表

第五百五十五表

第五百五十六表

第五百五十七表

第五百五十八表

第五百五十九表

第五百六十表

第五百六十一表

第五百六十二表

第五百六十三表

第五百六十四表

第五百六十五表

第五百六十六表

第五百六十七表

第五百六十八表

第五百六十九表

第五百七十表

第五百七十一表

第五百七十二表

第五百七十三表

第五百七十四表

第五百七十五表

第五百七十六表

第五百七十七表

第五百七十八表

第五百七十九表

第五百八十表

第五百八十一表

第五百八十二表

第五百八十三表

第五百八十四表

第五百八十五表

第五百八十六表

第五百八十七表

第五百八十八表

第五百八十九表

第五百九十表

第五百九十一表

第五百九十二表

第五百九十三表

第五百九十四表

第五百九十五表

第五百九十六表

第五百九十七表

第五百九十八表

第五百九十九表

第六百表

第六百一表

第六百二表

第六百三表

第六百四表

第六百五表

第六百六表

第六百七表

第六百八表

第六百九表

第六百十表

第六百十一表

第六百十二表

第六百十三表

第六百十四表

第六百十五表

第六百十六表

第六百十七表

第六百十八表

第六百十九表

第六百二十表

第六百二十一表

第六百二十二表

第六百二十三表

第六百二十四表

第六百二十五表

第六百二十六表

第六百二十七表

第六百二十八表

第六百二十九表

第六百三十表

第六百三十一表

第六百三十二表

第六百三十三表

第六百三十四表

第六百三十五表

第六百三十六表

第六百三十七表

第六百三十八表

第六百三十九表

第六百四十表

第六百四十一表

第六百四十二表

第六百四十三表

第六百四十四表

第六百四十五表

第六百四十六表

第六百四十七表

第六百四十八表

第六百四十九表

第六百五十表

第六百五十一表

第六百五十二表

第六百五十三表

第六百五十四表

第六百五十五表

第六百五十六表

第六百五十七表

第六百五十八表

第六百五十九表

第六百六十表

第六百六十一表

第六百六十二表

第六百六十三表

第六百六十四表

第六百六十五表

第六百六十六表

第六百六十七表

第六百六十八表

第六百六十九表

第六百七十表

第六百七十一表

第六百七十二表

第六百七十三表

第六百七十四表

第六百七十五表

第六百七十六表

第六百七十七表

第六百七十八表

第六百七十九表

第六百八十表

第六百八十一表

第六百八十二表

第六百八十三表

第六百八十四表

第六百八十五表

第六百八十六表

第六百八十七表

第六百八十八表

第六百八十九表

第六百九十表

第六百九十一表

第六百九十二表

第六百九十三表

第六百九十四表

第六百九十五表

第六百九十六表

第六百九十七表

第六百九十八表

第六百九十九表

第七百表

第七百一表

第七百二表

第七百三表

第七百四表

第七百五表

第七百六表

第七百七表

第七百八表

第七百九表

第七百十表

第七百十一表

第七百十二表

第七百十三表

第七百十四表

第七百十五表

第七百十六表

第七百十七表

第七百十八表

第七百十九表

第七百二十表

第七百二十一表

第七百二十二表

第七百二十三表

第七百二十四表

第七百二十五表

第七百二十六表

第七百二十七表

第七百二十八表

第七百二十九表

第七百三十表

第七百三十一表

第七百三十二表

第七百三十三表

第七百三十四表

第七百三十五表

第七百三十六表

第七百三十七表

第七百三十八表

第七百三十九表

第七百四十表

第七百四十一表

第七百四十二表

第七百四十三表

第七百四十四表

第七百四十五表

第七百四十六表

第七百四十七表

第七百四十八表

第七百四十九表

第七百五十表

第七百五十一表

第七百五十二表

第七百五十三表

第七百五十四表

第七百五十五表

第七百五十六表

第七百五十七表

第七百五十八表

第七百五十九表

第七百六十表

第七百六十一表

第七百六十二表

第七百六十三表

第七百六十四表

第七百六十五表

第七百六十六表

第七百六十七表

第七百六十八表

第七百六十九表

第七百七十表

第七百七十一表

第七百七十二表

第七百七十三表

第七百七十四表

第七百七十五表

第七百七十六表

第七百七十七表

第七百七十八表

第七百七十九表

第七百八十表

第七百八十一表

第七百八十二表

第七百八十三表

第七百八十四表

第七百八十五表

第七百八十六表

第七百八十七表

第七百八十八表

第七百八十九表

第七百九十表

第七百九十一表

第七百九十二表

第七百九十三表

第七百九十四表

第七百九十五表

第七百九十六表

第七百九十七表

第七百九十八表

第七百九十九表

第八百表

第八百一表

第八百二表

第八百三表

第八百四表

第八百五表

第八百六表

第八百七表

第八百八表

第八百九表

第八百十表

第八百十一表

第八百十二表

第八百十三表

第八百十四表

第八百十五表

第八百十六表

第八百十七表

第八百十八表

第八百十九表

第八百二十表

第八百二十一表

第八百二十二表

第八百二十三表

第八百二十四表

第八百二十五表

第八百二十六表

第八百二十七表

第八百二十八表

第八百二十九表

第八百三十表

第八百三十一表

第八百三十二表

第八百三十三表

第八百三十四表

第八百三十五表

第八百三十六表

第八百三十七表

第八百三十八表

第八百三十九表

第八百四十表

第八百四十一表

第八百四十二表

第八百四十三表

第八百四十四表

第八百四十五表

第八百四十六表

第八百四十七表

第八百四十八表

第八百四十九表

第八百五十表

第八百五十一表

第八百五十二表

第八百五十三表

第八百五十四表

第八百五十五表

第八百五十六表

第八百五十七表

第八百五十八表

第八百五十九表

第八百六十表

第八百六十一表

第八百六十二表

第八百六十三表

第八百六十四表

第八百六十五表

第八百六十六表

第八百六十七表

第八百六十八表

第八百六十九表

第八百七十表

第八百七十一表

第八百七十二表

第八百七十三表

第八百七十四表

第八百七十五表

第八百七十六表

第八百七十七表

第八百七十八表

第八百七十九表

第八百八十表

第八百八十一表

第八百八十二表

第八百八十三表

第八百八十四表

第八百八十五表

第八百八十六表

第八百八十七表

第八百八十八表

第八百八十九表

第八百九十表

第八百九十一表

第八百九十二表

第八百九十三表

第八百九十四表

第八百九十五表

第八百九十六表

第八百九十七表

第八百九十八表

第八百九十九表

第九百表

第九百一表

第九百二表

第九百三表

第九百四表

第九百五表

第九百六表

第九百七表

第九百八表

第九百九表

第九百十表

第九百十一表

第九百十二表

第九百十三表

第九百十四表

第九百十五表

第九百十六表

第九百十七表

第九百十八表

第九百十九表

第九百二十表

第九百二十一表

第九百二十二表

第九百二十三表

第九百二十四表

第九百二十五表

第九百二十六表

第九百二十七表

第九百二十八表

第九百二十九表

第九百三十表

第九百三十一表

第九百三十二表

第九百三十三表

第九百三十四表

第九百三十五表

第九百三十六表

第九百三十七表

第九百三十八表

第九百三十九表

第九百四十表

第九百四十一表

第九百四十二表

第九百四十三表

第九百四十四表

第九百四十五表

第九百四十六表

第九百四十七表

第九百四十八表

第九百四十九表

第九百五十表

第九百五十一表

第九百五十二表

第九百五十三表

第九百五十四表

第九百五十五表

第九百五十六表

第九百五十七表

第九百五十八表

第九百五十九表

第九百六十表

第九百六十一表

第九百六十二表

第九百六十三表

第九百六十四表

第九百六十五表

第九百六十六表

第九百六十七表

第九百六十八表

第九百六十九表

第九百七十表

第九百七十一表

第九百七十二表

第九百七十三表

第九百七十四表

第九百七十五表

第九百七十六表

第九百七十七表

第九百七十八表

第九百七十九表

第九百八十表

第九百八十一表

第九百八十二表

第九百八十三表

第九百八十四表

第九百八十五表

第九百八十六表

第九百八十七表

第九百八十八表

第九百八十九表

第九百九十表

第九百九十一表

第九百九十二表

第九百九十三表

第九百九十四表

第九百九十五表

第九百九十六表

第九百九十七表

第九百九十八表

第九百九十九表

第千表

第千一表

第千二表

第千三表

第千四表

第千五表

第千六表

第千七表

第千八表

第千九表

第千十表

第千十一表

第千十二表

第千十三表

第千十四表

第千十五表

第千十六表

第千十七表

第千十八表

第千十九表

第千二十表

第千二十一表

第千二十二表

第千二十三表

第千二十四表

第千二十五表

第千二十六表

第千二十七表

第千二十八表

第千二十九表

第千三十表

第千三十一表

第千三十二表

第千三十三表

第千三十四表

第千三十五表

第千三十六表

第千三十七表

第千三十八表

第千三十九表

第千四十表

第千四十一表

第千四十二表

第千四十三表

第千四十四表

第千四十五表

第千四十六表

第千四十七表

第千四十八表

第千四十九表

第千五十表

第千五十一表

第千五十二表

第千五十三表

第千五十四表

第千五十五表

第千五十六表

第千五十七表

第千五十八表

第千五十九表

第千六十表

第千六十一表

第千六十二表

第千六十三表

第千六十四表

第千六十五表

第千六十六表

第千六十七表

第千六十八表

第千六十九表

第千七十表

第千七十一表

第千七十二表

第千七十三表

第千七十四表

第千七十五表

第千七十六表

第千七十七表

第千七十八表

第千七十九表

第千八十表

第千八十一表

第千八十二表

第千八十三表

第千八十四表

第千八十五表

第千八十六表

第千八十七表

第千八十八表

第千八十九表

第千九十表

第千九十一表

第千九十二表

第千九十三表

第千九十四表

第千九十五表

第千九十六表

第千九十七表

第千九十八表

第千九十九表

第千百表

第千百一表

第千百二表

第千百三表

第千百四表

第千百五表

第千百六表

第千百七表

第千百八表

第千百九表

第千百十表

第千百十一表

第千百十二表

第千百十三表

第千百十四表

第千百十五表

第千百十六表

第千百十七表

第千百十八表

第千百十九表

第千百二十表

第千百二十一表

第千百二十二表

第千百二十三表

第千百二十四表

第千百二十五表

第千百二十六表

第千百二十七表

第千百二十八表

第千百二十九表

第千百三十表

第千百三十一表

第千百三十二表

第千百三十三表

第千百三十四表

第千百三十五表

第千百三十六表

第千百三十七表

第千百三十八表

第千百三十九表

第千百四十表

第千百四十一表

第千百四十二表

第千百四十三表

第千百四十四表

第千百四十五表

第千百四十六表

第千百四十七表

第千百四十八表

第千百四十九表

第千百五十表

第千百五十一表

第千百五十二表

第千百五十三表

第千百五十四表

第千百五十五表

第千百五十六表

第千百五十七表

第千百五十八表

第千百五十九表

第千百六十表

第千百六十一表

第千百六十二表

第千百六十三表

第千百六十四表

第千百六十五表

第千百六十六表

第千百六十七表

第千百六十八表

第千百六十九表

第千百七十表

第千百七十一表

第千百七十二表

第千百七十三表

第千百七十四表

第千百七十五表

第千百七十六表

第千百七十七表

第千百七十八表

第千百七十九表

第千百八十表

第千百八十一表

第千百八十二表

第千百八十三表

第千百八十四表

第千百八十五表

第千百八十六表

第千百八十七表

第千百八十八表

第千百八十九表

第千百九十表

第千百九十一表

第千百九十二表

第千百九十三表

第千百九十四表

第千百九十五表

第千百九十六表

第千百九十七表

第千百九十八表

第千百九十九表

第二千表

第二千一表

第二千二表

第二千三表

第二千四表

第二千五表

第二千六表

第二千七表

第二千八表

第二千九表

第二千十表

第二千十一表

第二千十二表

第二千十三表

第二千十四表

第二千十五表

第二千十六表

第二千十七表

第二千十八表

第二千十九表

第二千二十表

第二千二十一表

第二千二十二表

第二千二十三表

第二千二十四表

第二千二十五表

第二千二十六表

第二千二十七表

第二千二十八表

第二千二十九表

第二千三十表

第二千三十一表

第二千三十二表

第二千三十三表

第二千三十四表

第二千三十五表

第二千三十六表

第二千三十七表

第二千三十八表

第二千三十九表

第二千四十表

第二千四十一表

第二千四十二表

第二千四十三表

第二千四十四表

第二千四十五表

第二千四十六表

第二千四十七表

第二千四十八表

第二千四十九表

第二千五十表

第二千五十一表

第二千五十二表

第二千五十三表

第二千五十四表

第二千五十五表

第二千五十六表

第二千五十七表

第二千五十八表

第二千五十九表

第二千六十表

第二千六十一表

第二千六十二表

第二千六十三表

第二千六十四表

第二千六十五表

第二千六十六表

第二千六十七表

第二千六十八表

第二千六十九表

第二千七十表

第二千七十一表

第二千七十二表

第二千七十三表

第二千七十四表

第二千七十五表

第二千七十六表

第二千七十七表

第二千七十八表

第二千七十九表

第二千八十表

第二千八十一表

第二千八十二表

第二千八十三表

第二千八十四表

第二千八十五表

第二千八十六表

第二千八十七表

第二千八十八表

第二千八十九表

第二千九十表

第二千九十一表

第二千九十二表

第二千九十三表

第二千九十四表

第二千九十五表

第二千九十六表

第二千九十七表

第二千九十八表

第二千九十九表

第二千百表

第二千百一表

第二千百二表

第二千百三表

第二千百四表

第二千百五表

第二千百六表

第二千百七表

第二千百八表

第二千百九表

第二千百十表

第二千百十一表

第二千百十二表

第二千百十三表

第二千百十四表

第二千百十五表

第二千百十六表

第二千百十七表

第二千百十八表

第二千百十九表

第二千百二十表

第二千百二十一表

第二千百二十二表

第二千百二十三表

第二千百二十四表

第二千百二十五表

第二千百二十六表

第二千百二十七表

第二千百二十八表

第二千百二十九表

第二千百三十表

第二千百三十一表

第二千百三十二表

第二千百三十三表

第二千百三十四表

第二千百三十五表

第二千百三十六表

第二千百三十七表

第二千百三十八表

第二千百三十九表

第二千百四十表

第二千百四十一表

第二千百四十二表

第二千百四十三表

第二千百四十四表

第二千百四十五表

第二千百四十六表

第二千百四十七表

第二千百四十八表

第二千百四十九表

第二千百五十表

第二千百五十一表

第二千百五十二表

第二千百五十三表

第二千百五十四表

第二千百五十五表

第二千百五十六表

第二千百五十七表

第二千百五十八表

第二千百五十九表

第二千百六十表

第二千百六十一表

第二千百六十二表

第二千百六十三表

第二千百六十四表

第二千百六十五表

第二千百六十六表

第二千百六十七表

第二千百六十八表

第二千百六十九表

第二千百七十表

第二千百七十一表

第二千百七十二表

第二千百七十三表

第二千百七十四表

第二千百七十五表

第二千百七十六表

第二千百七十七表

第二千百七十八表

第二千百七十九表

第二千百八十表

第二千百八十一表

第二千百八十二表

第二千百八十三表

第二千百八十四表

第二千百八十五表

第二千百八十六表

第二千百八十七表

第二千百八十八表

第二千百八十九表

第二千百九十表

第二千百九十一表

第二千百九十二表

第二千百九十三表

第二千百九十四表

第二千百九十五表

第二千百九十六表

第二千百九十七表

第二千百九十八表

第二千百九十九表

第三千表

第三千一表

第三千二表

第三千三表

第三千四表

第三千五表

第三千六表

第三千七表

第三千八表

第三千九表

第三千十表

第三千十一表

第三千十二表

第三千十三表

第三千十四表

第三千十五表

第三千十六表

第三千十七表

第三千十八表

第三千十九表

第三千二十表

第三千二十一表

第三千二十二表

第三千二十三表

第三千二十四表

第三千二十五表

第三千二十六表

第三千二十七表

第三千二十八表

第三千二十九表

第三千三十表

第三千三十一表

第三千三十二表

第三千三十三表

第三千三十四表

第三千三十五表

第三千三十六表

第三千三十七表

第三千三十八表

第三千三十九表

第三千四十表

第三千四十一表

第三千四十二表

第三千四十三表

第三千四十四表

第三千四十五表

第三千四十六表

第三千四十七表

第三千四十八表

第三千四十九表

第三千五十表

第三千五十一表

第三千五十二表

第三千五十三表

第三千五十四表

第三千五十五表

第三千五十六表

第三千五十七表

第三千五十八表

第三千五十九表

第三千六十表

第三千六十一表

第三千六十二表

第三千六十三表

第三千六十四表

第三千六十五表

第三千六十六表

第三千六十七表

第三千六十八表

第三千六十九表

第三千七十表

第三千七十一表

第三千七十二表

第三千七十三表

第三千七十四表

第三千七十五表

第三千七十六表

第三千七十七表

第三千七十八表

第三千七十九表

第三千八十表

第三千八十一表

第三千八十二表

第三千八十三表

第三千八十四表

第三千八十五表

第三千八十六表

第三千八十七表

第三千八十八表

第三千八十九表

第三千九十表

第三千九十一表

第三千九十二表

第三千九十三表

第三千九十四表

第三千九十五表

第三千九十六表

第三千九十七表

第三千九十八表

第三千九十九表

第三千百表

第三千百一表

第三千百二表

第三千百三表

第三千百四表

第三千百五表

第三千百六表

第三千百七表

第三千百八表

第三千百九表

第三千百十表

第三千百十一表

第三千百十二表

第三千百十三表

第三千百十四表

第三千百十五表

第三千百十六表

第三千百十七表

第三千百十八表

第三千百十九表

第三千百二十表

第三千百二十一表

第三千百二十二表

第三千百二十三表

第三千百二十四表

第三千百二十五表

第三千百二十六表

第三千百二十七表

第三千百二十八表

第三千百二十九表

第三千百三十表

第三千百三十一表

第三千百三十二表

第三千百三十三表

第三千百三十四表

第三千百三十五表

第三千百三十六表

第三千百三十七表

第三千百三十八表

第三千百三十九表

第三千百四十表

第三千百四十一表

第三千百四十二表

第三千百四十三表

第三千百四十四表

第三千百四十五表

第三千百四十六表

第三千百四十七表

第三千百四十八表

第三千百四十九表

第三千百五十表

第三千百五十一表

第三千百五十二表

第三千百五十三表

第三千百五十四表

第三千百五十五表

第三千百五十六表

第三千百五十七表

第三千百五十八表

第三千百五十九表

第三千百六十表

第三千百六十一表

第三千百六十二表

第三千百六十三表

第三千百六十四表

第三千百六十五表

第三千百六十六表

第三千百六十七表

第三千百六十八表

第三千百六十九表

第三千百七十表

第三千百七十一表

第三千百七十二表

第三千百七十三表

第三千百七十四表

第三千百七十五表

第三千百七十六表

第三千百七十七表

第三千百七十八表

第三千百七十九表

第三千百八十表

第三千百八十一表

第三千百八十二表

第三千百八十三表

第三千百八十四表

第三千百八十五表

第三千百八十六表

第三千百八十七表

第三千百八十八表

第三千百八十九表

第三千百九十表

第三千百九十一表

第三千百九十二表

第三千百九十三表

第三千百九十四表

第三千百九十五表

第三千百九十六表

第三千百九十七表

第三千百九十八表

第三千百九十九表

第四千表

第四千一表

第四千二表

第四千三表

第四千四表

第四千五表

第四千六表

第四千七表

第四千八表

第四千九表

第四千十表

第四千十一表

第四千十二表

第四千十三表

第四千十四表

第四千十五表

第四千十六表

第四千十七表

第四千十八表

第四千十九表

第四千二十表

第四千二十一表

第四千二十二表

第四千二十三表

第四千二十四表

第四千二十五表

第四千二十六表

第四千二十七表

第四千二十八表

第四千二十九表

第四千三十表

第四千三十一表

第四千三十二表

第四千三十三表

第四千三十四表

第四千三十五表

第四千三十六表

第四千三十七表

第四千三十八表

第四千三十九表

第四千四十表

第四千四十一表

第四千四十二表

第四千四十三表

第四千四十四表

第四千四十五表

第四千四十六表

第四千四十七表

第四千四十八表

第四千四十九表

第四千五十表

第四千五十一表

第四千五十二表

第四千五十三表

第四千五十四表

第四千五十五表

第四千五十六表

第四千五十七表

第四千五十八表

第四千五十九表

第四千六十表

第四千六十一表

第四千六十二表

第四千六十三表

第四千六十四表

第四千六十五表

第四千六十六表

第四千六十七表

第四千六十八表

第四千六十九表

第四千七十表

第四千七十一表

第四千七十二表

第四千七十三表

第四千七十四表

第四千七十五表

第四千七十六表

第四千七十七表

第四千七十八表

第四千七十九表

第四千八十表

第四千八十一表

第四千八十二表

第四千八十三表

第四千八十四表

第四千八十五表

第四千八十六表

第四千八十七表

第四千八十八表

第四千八十九表

第四千九十表

第四千九十一表

第四千九十二表

第四千九十三表

第四千九十四表

第四千九十五表

第四千九十六表

第四千九十七表

第四千九十八表

第四千九十九表

第四千百表

第四千百一表

第四千百二表

第四千百三表

第四千百四表

第四千百五表

第四千百六表

第四千百七表

第四千百八表

第四千百九表

第四千百十表

第四千百十一表

第四千百十二表

第四千百十三表

第四千百十四表

第四千百十五表

第四千百十六表

第四千百十七表

第四千百十八表

第四千百十九表

第四千百二十表

第四千百二十一表

第四千百二十二表

第四千百二十三表

第四千百二十四表

第四千百二十五表

第四千百二十六表

第四千百二十七表

第四千百二十八表

第四千百二十九表

第四千百三十表

第四千百三十一表

第四千百三十二表

第四千百三十三表

第四千百三十四表

第四千百三十五表

第四千百三十六表

第四千百三十七表

第四千百三十八表

第四千百三十九表

第四千百四十表

第四千百四十一表

第四千百四十二表

第四千百四十三表

第四千百四十四表

第四千百四十五表

第四千百四十六表

第四千百四十七表

第四千百四十八表

第四千百四十九表

第四千百五十表

第四千百五十一表

第四千百五十二表

第四千百五十三表

第四千百五十四表

第四千百五十五表

第四千百五十六表

第四千百五十七表

第四千百五十八表

第四千百五十九表

第四千百六十表

第四千百六十一表

第四千百六十二表

第四千百六十三表

第四千百六十四表

第四千百六十五表

第四千百六十六表

第四千百六十七表

第四千百六十八表

第四千百六十九表

第四千百七十表

第四千百七十一表

第四千百七十二表

第四千百七十三表

第四千百七十四表

第四千百七十五表

第四千百七十六表

第四千百七十七表

第四千百七十八表

第四千百七十九表

第四千百八十表

第四千百八十一表

第四千百八十二表

第四千百八十三表

第四千百八十四表

第四千百八十五表

第四千百八十六表

第四千百八十七表

第四千百八十八表

第四千百八十九表

第四千百九十表

第四千百九十一表

第四千百九十二表

第四千百九十三表

第四千百九十四表

第四千百九十五表

第四千百九十六表

第四千百九十七表

第四千百九十八表

第四千百九十九表

第五千表

第五千一表

第五千二表

第五千三表

第五千四表

第五千五表

第五千六表

第五千七表

第五千八表

第五千九表

第五千十表

第五千十一表

第五千十二表

第五千十三表

第五千十四表

第五千十五表

第五千十六表

第五千十七表

第五千十八表

第五千十九表

第五千二十表

第五千二十一表

第五千二十二表

第五千二十三表

第五千二十四表

第五千二十五表

第五千二十六表

第五千二十七表

第五千二十八表

第五千二十九表

第五千三十表

第五千三十一表

第五千三十二表

第五千三十三表

第五千三十四表

第五千三十五表

第五千三十六表

第五千三十七表

第五千三十八表

第五千三十九表

第五千四十表

第五千四十一表

第五千四十二表

第五千四十三表

第五千四十四表

第五千四十五表

第五千四十六表

第五千四十七表

第五千四十八表

第五千四十九表

第五千五十表

第五千五十一表

第五千五十二表

第五千五十三表

第五千五十四表

第五千五十五表

第五千五十六表

第五千五十七表

第五千五十八表

第五千五十九表

第五千六十表

第五千六十一表

第五千六十二表

第五千六十三表

第五千六十四表

第五千六十五表

第五千六十六表

第五千六十七表

第五千六十八表

第五千六十九表

第五千七十表

第五千七十一表

第五千七十二表

第五千七十三表

第五千七十四表

第五千七十五表

第五千七十六表

第五千七十七表

第五千七十八表

第五千七十九表

第五千八十表

第五千八十一表

第五千八十二表

第五千八十三表

第五千八十四表

第五千八十五表

第五千八十六表

第五千八十七表

第五千八十八表

第五千八十九表

第五千九十表

第五千九十一表

第五千九十二表

第五千九十三表

第五千九十四表

第五千九十五表

第五千九十六表

第五千九十七表

第五千九十八表

第五千九十九表

第五千百表

第五千百一表

第五千百二表

第五千百三表

第五千百四表

第五千百五表

第五千百六表

第五千百七表

第五千百八表

第五千百九表

第五千百十表

第五千百十一表

第五千百十二表

第五千百十三表

第五千百十四表

第五千百十五表

第五千百十六表

第五千百十七表

第五千百十八表

第五千百十九表

第五千百二十表

第五千百二十一表

第五千百二十二表

第五千百二十三表

第五千百二十四表

第五千百二十五表

第五千百二十六表

第五千百二十七表

第五千百二十八表

第五千百二十九表

第五千百三十表

第五千百三十一表

第五千百三十二表

第五千百三十三表

第五千百三十四表

第五千百三十五表

第五千百三十六表

第五千百三十七表

第五千百三十八表

第五千百三十九表

第五千百四十表

第五千百四十一表

第五千百四十二表

第五千百四十三表

第五千百四十四表

第五千百四十五表

第五千百四十六表

第五千百四十七表

第五千百四十八表

第五千百四十九表

第五千百五十表

第五千百五十一表

第五千百五十二表

第五千百五十三表

第五千百五十四表

第五千百五十五表

第五千百五十六表

第五千百五十七表

第五千百五十八表

第五千百五

大正一三	粗製樟脳	斤	一一六、八六三斤	一二三、九九七斤	九五、六六〇斤	七四、八二五斤	七八、七六四斤	六二、六一七斤	九三、九三八斤	一一八、四一七斤	一四七、四九四斤	一九〇、八八一斤	一三五、五七八斤	二〇八、八七三斤	一、四三六、九〇七斤
		円	一五四、〇一八円	一六二、六七九円	一二六、八四六円	九八、九一九円	一〇四、五八三円	八三、一一九円	一二四、六〇三円	一五五、九六一円	一九三、七二七円	二五二、〇五〇円	一六六、六五六円	二七七、六九一円	一、九〇〇、八五八円
	樟脳油	斤	二〇三、五六五	二二四、四八九	一八九、二三〇	一四六、三一八	一五四、七八一	一二三、九五一	一六七、八八三	二〇一、四〇一	二四一、六〇〇	三〇三、〇〇九	二〇八、九九三	三四二、八六三	二、五〇八、〇八六
		円	一二〇、六八五	一三三、一八二	一一二、一二七	八六、七五九	九一、八四六	七三、四九〇	九九、五八八	一一九、四二三	一四三、二五五	一七九、六八〇	一二三、九三三	二〇三、三三九	一、四八七、四六〇
	再製樟脳	斤	八〇、九四八	一三三、〇七八	二三、六七五	八二、四五六	八八、三五三	一三五、六九九	一八四、三一一	三八、四九三	一〇七、二六四	一一九、一五〇	一一五、九八七	一三三、五九二	一、二三三、〇〇八
		円	一一一、七〇八	一六八、四六八	三三、六七二	一一三、七九〇	一二一、九二五	一八七、二六五	二五四、三五〇	五三、一一八	一四八、〇三五	一六四、四二七	一六〇、〇六三	一八四、三三六	一、七〇〇、一七一
一四	粗製樟脳	斤	一八八、五五二	一七三、三六〇	一六〇、七〇八	一一七、六九九	一〇四、〇五二	一一〇、二六七	一二八、二八七	一三九、四八八	一八八、五二一	一八八、一七〇	二二八、三四七	二三五、七九七	一、九六三、二五三
		円	二五一、一六九	二三三、二三四	二一五、六一九	一五八、〇四〇	一三九、三七三	一四七、四五七	一七一、四六七	一八六、三九九	二五一、五四三	二五二、〇三六	三〇五、三八七	三一五、一八四	二、六二五、九一三
	樟脳油	斤	三二二、五二四	三一七、五八一	三〇八、五四三	二二七、七九六	二〇一、四四六	二〇八、三三八	二三〇、六九六	二四七、六八五	三一七、二九六	二九四、五五一	三六三、〇二七	三六五、〇九〇	三、四〇四、五七七
		円	一九一、三三三	一八八、四二五	一八二、八五九	一三五、三六七	一一九、六四〇	一二三、七五四	一三六、九二六	一四七、〇〇九	一八八、二八六	一七四、八七八	二一五、七四一	二一六、六四三	二、〇二〇、八六五
	再製樟脳	斤	一八一、七三〇	一七四、四九一	一七二、〇八五	一三三、一九三	一三三、三〇五	一八八、二二二	六二、四八三	一八四、八三三	一三七、四一七	六七、八三一	四四、一三七	一二九、四九三	一、五九八、二一〇
		円	二五〇、七八七	二四〇、七九八	二三七、四七八	一七〇、〇〇四	一八二、五八一	二五九、七三三	八六、二二七	二五五、〇六八	一八九、六三五	九三、六〇七	六〇、九〇九	一七八、六九八	二、二〇五、五三〇
昭和元	粗製樟脳	斤	一七〇、四八〇	二二二、二〇四	一六八、九九九	一八五、七二七	五一、九五九	六八、八六四	一〇五、一四一	一二四、六九九	一四八、三二一	二五三、九五〇	二四、六三一	五六、七〇二	一、五七一、六六九
		円	二二八、一一三	二八三、六〇三	二二五、八八一	二四八、五七三	六一、八〇八	八一、九三五	一二五、一二八	一四八、三三六	一七六、一六〇	三〇一、一二五	二四、四五五	五六、四三六	一、九六一、五六六
	樟脳油	斤	三二三、二〇五	三八三、二三九	三二六、九九八	三六二、二二五	一〇〇、八二一	一三八、一二五	一九〇、七六八	二三二、五六九	二四〇、二二六	三八二、〇七八	四一、四九〇	九五、一〇九	二、八〇六、八三六
		円	一九一、八二六	二二七、五五七	一九三、七四三	二一四、七七一	五三、一八九	七二、九三七	一〇〇、六九六	一一七、二五〇	一二六、六三六	二〇一、三三五	一八、三三六	四二、一七九	一、五六〇、四五一
	再製樟脳	斤	二六四、四七三	二〇六、九六六	一八五、九五一	一七八、六四一	一六七、〇三七	二三〇、三〇〇	一二四、八七八	一〇五、五四一	一〇九、三九八	—	—	—	一、五六三、一八六
		円	三六四、九七三	二八五、六一三	二五六、六一二	二四六、五二四	二三〇、五二一	二九七、六三四	一五三、六〇〇	一二九、八一六	一三四、四五九	—	—	—	二、〇九九、八四五

第三表　粗製樟脳回送受拂表

年度	受入 數量	受入 補償金	拂出 數量	拂出 補償金	拂出 回送中の減量	拂出に對する回送費
明治三六	一六三、七三二斤	—円	一六三、七三二斤	—円	三、五〇一斤	八九八円
三七	二八四、八四六	—	二八四、八四六	—	五、二〇七	一、八五七
三八	二一六、〇〇三	—	二一六、〇〇三	—	三、八六〇	一、三九四
三九	一八四、五七〇	—	一八四、五七〇	—	二、五二六	一、一四二
四〇	三四一、二六三	—	三四一、二六三	—	五、四二〇	二、一一三
四一	一、〇六四、四四一	六八〇、四〇五	一、〇五四、一三三	六七四、〇〇八	一〇、三〇八	二、七〇八
四二	五一五、〇三七	二八八、八二五	五一五、〇三七	二八八、八二五	一〇、七七三	三、四二九
四三	六九九、三二五	三九三、一九九	六九九、三二四	三九三、一九九	一三、五二六	四、〇六五
四四	七七六、九六〇	四三七、八九五	七七六、九六〇	四三九、八九五	九、八八九	四、九七七
大正元	六九三、九八八	三九二、六五八	六九三、九八八	三九二、六五八	六、五七七	三、八五九
二	七三九、七四四	四一九、四五二	七三九、七四四	四一九、四五二	七、〇三〇	四、四四三
三	八五四、八八三	四八四、七一九	八五四、八八三	四八四、七一九	七、一一三	五、〇一二
四	一、一七四、七六〇	六六六、〇四三	一、一七四、七六〇	六六六、〇四三	一一、二四三	六、六二三
五	一、一三九、八七九	六四六、五五七	一、一三九、八七九	六四六、五五七	一〇、七八七	六、〇三七
六	七〇一、五五六	三九九、九三四	七〇一、五五六	三九九、九三四	五、五六〇	四、七七六
七	二六四、七八二	二一一、一八九	二六四、七八二	二一一、一八九	四、二四三	三、三五六
八	二九五、〇九一	四四〇、六七八	二九五、〇九一	四四〇、六七八	三、〇六一	四、〇四六
九	五五三、三〇九	一、〇一三、六五一	五五三、三〇九	一、〇一三、六五一	六、五三一	九、五〇九
一〇	九九六、八六六	一、五五三、七八二	九九六、八六六	一、五五三、七八二	一〇、八六九	一五、九七〇
一一	五三〇、九七九	六九四、八二一	五三〇、九七九	六九四、八二一	五、八五一	八、三七三
一二	五八五、九二〇	七六八、一〇八	五八五、九二〇	七六八、一〇八	五、一七九	四、七九一
一三	一、二四五、九六六	一、六四〇、五九六	一、二四五、九六六	一、六四〇、五九六	一〇、九四六	一八、八一八
一四	一、六五六、二六七	二、二一〇、一三三	一、六五六、二六七	二、二一〇、一三三	一七、三五八	二四、三六九
昭和元	一、四三九、五三八	一、七九七、七六九	一、四三九、五三八	一、七九七、七六九	一〇、六八七	二〇、五〇九

（備考）樟脳油は各收納局に於て之を賣渡すも、粗製樟脳は全部之を大阪地方專賣局（神戸葺合專賣官吏派出所）に回送